

板橋区次世代育成推進行動計画

いたばし子ども未来応援宣言2025



板橋区

はじめに



子どもは未来を担う板橋の宝であり、子どもが夢と希望を持ち、自分らしく、心豊かに育つことは、わたしたちの願いです。

板橋区は、すべての子どもと子育て家庭を支援するため、平成 17 年 3 月に「板橋区次世代育成推進行動計画」を策定し、次世代育成支援に関する幅広い施策を実施してきました。

しかしながら、近年、核家族化の進行や就労形態の多様化など、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。このような状況の中、魅力あるまちづくりを推進していくためには、関連する各事業の連携をこれまで以上に密にして、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や子どもの成長を切れ目なく支援する事業展開が大切になってきます。

この間、国は高まり続ける保育需要や地域子育て支援へのニーズに対応するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を制定し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。これを受け、板橋区においても平成 27 年 3 月に「板橋区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域における子育て支援の充実を図っていくこととしました。

また、平成 27 年 10 月には、概ね 10 年後を想定して板橋区全体の将来像を定めた新しい「板橋区基本構想」を策定し、あるべき姿として「9つのまちづくりビジョン」を掲げました。その中の「子育て安心」ビジョンや「魅力ある学び支援」ビジョンの実現に向け、次世代育成支援を効果的に組み合わせ集中的に取り組んでいくために、今回、新たな「次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」を策定しました。

「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちをめざして、行政はもとより、区民や地域団体、事業者、大学など、すべての主体が連携し、社会全体で子どもたちの成長を応援してまいります。

本計画を実りあるものとするためにも、今後も皆様の一層のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成 28 年 2 月

板橋区長

坂木 健

目 次

第1編 「次世代育成推進行動計画」編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 3
2. 計画期間 4
3. 計画の対象 4
4. 計画の位置づけ 4
5. 計画の策定体制と区民の意見の反映 6

第2章 策定の背景と板橋区の現状

1. 策定の背景 9
2. 板橋区の子ども・子育て家庭の現状 12
3. いたばし子ども未来応援プランの検証 24

第3章 基本理念と施策の体系

1. 区の基本構想 33
2. めざす方向 35
3. 基本的視点 36
4. 基本理念 38
5. 取り組むべき課題と基本目標 39
6. 施策の体系 44
7. 計画指標 46

第4章 実施計画 2018

- 基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし 49
- Ⅰ-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します 50
 - Ⅰ-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します 55
- 基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし 60
- Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります 61
 - Ⅱ-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます 65
- 基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし 70
- Ⅲ-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します 71
 - Ⅲ-2 貧困や虐待から子どもを守ります 75
- 基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし 82
- Ⅳ-1 これからの社会を生き抜く力を養成します 83
 - Ⅳ-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します 87
- 基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし 90
- Ⅴ-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくります 91
 - Ⅴ-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します 96
- ライフステージ別事業一覧 102

第5章 計画の推進

1. 計画の推進にあたって ～子ども未来応援宣言～ 109
2. 板橋区の役割 109
3. 各主体の期待される役割 110
4. 進行管理 112

資料編

1. 策定経過	115
2. 板橋区子ども・子育て会議委員名簿	116
3. 板橋区子ども・子育て会議条例	117
4. 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	118

第2編 「子ども・子育て支援事業計画」編

第1章



計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

板橋区は平成 17 年 3 月、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく次世代育成推進行動計画（前期計画）の策定に続き、平成 22 年 3 月には次世代育成推進行動計画（後期計画）「いたばし子ども未来応援プラン」（以下「いたばし子ども未来応援プラン」という。）を策定しました。基本理念に「いたばしで未来のおとなが育っています～みんなの力で 人づくり・まちづくり～」を掲げ、次世代育成に関する様々な施策を積極的に推進してきました。

この間、国は平成 24 年 8 月、少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税財源の投入を前提にした子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」¹を制定し、平成 27 年 4 月には、「幼児期の質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「待機児童の解消」、「地域の子育ての充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が始まりました。

併せて、恒久法である子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）の策定が義務化され、板橋区においても平成 27 年 3 月に「板橋区子ども・子育て支援事業計画」（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を策定したところです。

一方、10 年間（平成 17～26 年度）の集中的・計画的な取組を進める時限立法として制定された次世代法は、平成 36 年度まで延長されましたが、一方でこれに基づく市町村行動計画の策定は任意化されました。

板橋区では、広範な分野にわたり次世代育成支援対策の集中的・計画的な取組を推進するための必要な計画として次世代育成推進行動計画を位置づけ、子ども・子育て支援事業計画を包含した新たな「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」を策定することとしました。また、同時期に策定する「板橋区基本計画 2025」や「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」、「板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2018」などとの整合を図っています。

¹ 子ども・子育て関連 3 法：

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

2. 計画期間

現行の板橋区基本計画（平成 18～27 年度）などの関連計画と整合を図るため、いたばし子ども未来応援プランの計画期間を 1 年延長しました。新たな次世代育成推進行動計画においては始期を平成 28 年度とし、平成 37 年度までの 10 年間で計画期間とします。

なお、第 1 期を平成 28 年度からの 3 年間（実施計画 2018）とし、平成 30 年度に必要な見直しを行います。

図表 1 板橋区の次世代育成及び子ども・子育て支援に関わる計画

	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		平成 37 年度
板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援プラン	前 期		後 期								
板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025						 平成 28～37 年度					
板橋区子ども・子育て 支援事業計画											

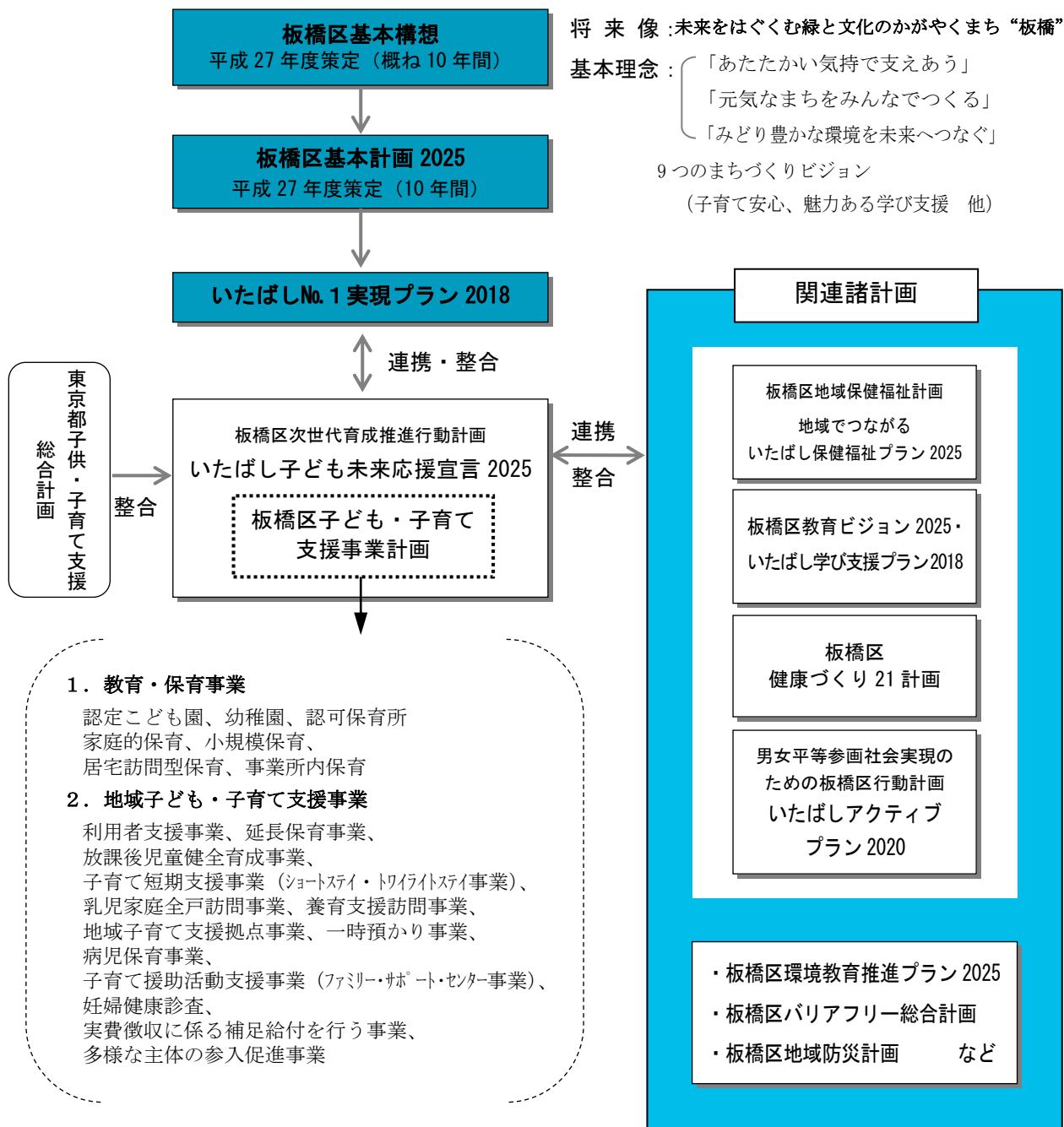
3. 計画の対象

この計画の子どもの対象年齢は、概ね 18 歳未満の児童とします。

4. 計画の位置づけ

この計画は、次世代法（平成 26 年改正）第 8 条に基づく市町村行動計画であり、いたばし子ども未来応援プランを継承するとともに、子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）を包含した計画として位置づけます。さらに、母子保健法に基づく「母子保健計画」の事業を包含しており、「板橋区基本計画 2025」、「いたばし No.1 実現プラン 2018」、「板橋区人口ビジョン及び総合戦略 2019」、「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」をはじめとする関連計画との整合を図りました。また、「東京都子供・子育て支援総合計画」とも調整のうえ、策定しています。

図表 2 関連する主な計画

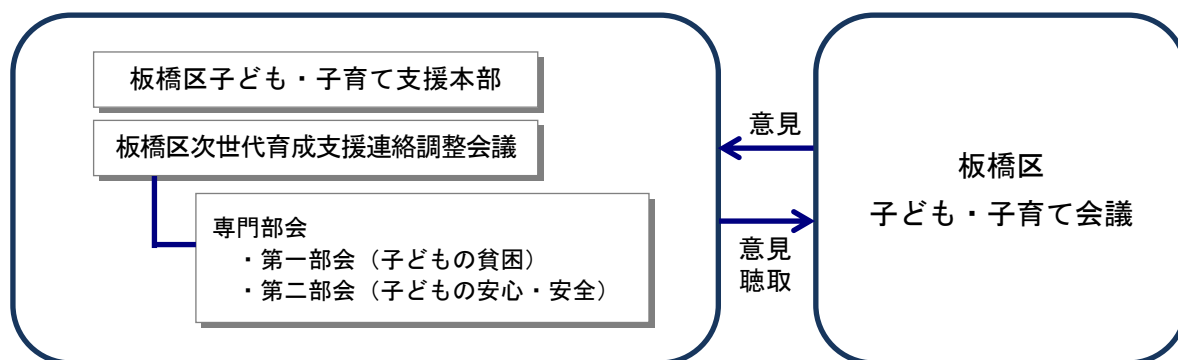


5. 計画の策定体制と区民の意見の反映

いたばし子ども未来応援プランの実施状況を点検・評価するとともに、これを踏まえて新たな計画策定に向けた留意点について、学識経験者や関係団体の代表者及び公募区民委員で構成する「板橋区子ども・子育て会議」から意見を伺いました。

庁内にあっては、区長を本部長とし部長級職員で構成する「板橋区子ども・子育て支援本部」において、計画の策定に関し協議を行うとともに、関係部署の課長級職員で構成する「板橋区次世代育成支援連絡調整会議」を開催し、関連各課の連携を図りました。また、今日的課題に対応した「専門部会」を設置し、関係課による板橋区の課題と具体的な施策の検討を重ねました。

図表 3 策定体制



「板橋区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施し、子育ての現状やニーズの把握、いたばし子ども未来応援プランの検証など子ども・子育て支援事業計画及び新たな次世代育成推進行動計画策定に係る基礎調査を行いました。

図表 4 ニーズ調査の実施概要

調査の種類	対象者	回答者	抽出方法	実施方法	配布数	有効回収率
就学前児童	区内在住の就学前児童 (平成19年4月2日～平成25年11月1日生まれ)	保護者	住民基本台帳に基づく無作為抽出法	郵送による配布・回収	2,000	60.6%
小学生	区内在住の小学生 (平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれ)	保護者	住民基本台帳に基づく無作為抽出法	郵送による配布・回収	1,000	55.6%

調査期間：平成25年11月8日～12月6日

第2章



計画の背景と板橋区の現状

1. 策定の背景

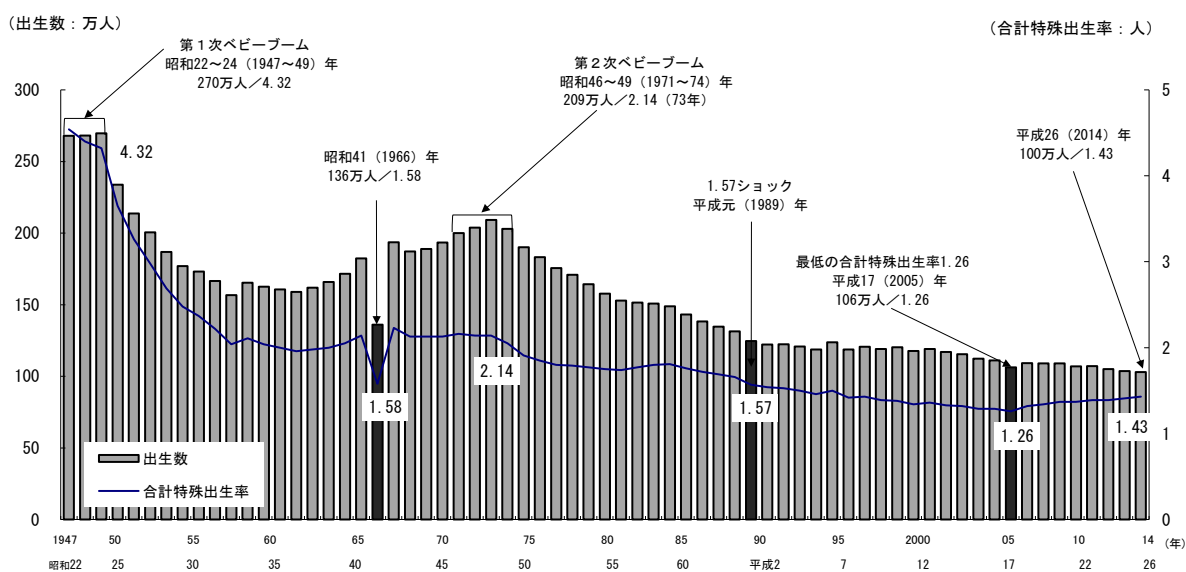
(1) わが国の少子化の状況

わが国の年間の出生数は、昭和22年～24年の第1次ベビーブーム期には約270万人、その後続く昭和46年～49年の第2次ベビーブーム期には約200万人でしたが、昭和59年には150万人を割り込みました。

平成3年以降は緩やかな減少傾向となっており、平成26年では100万3,539人と過去最少を更新しています。

合計特殊出生率²については、第1次ベビーブーム期で4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下しました。第2次ベビーブームではほぼ2.1で推移していたものの、平成元年にはそれまでの最低値を下回る1.57を記録しました。平成17年には過去最低の1.26まで落ち込みましたが、平成26年では1.43にまで回復しています。しかし出産期（15～49歳）の女性人口の減少などから出生数の増加には至っていません。

図表5 わが国の出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料：人口動態統計

² 合計特殊出生率：

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した時の子ども数に相当します。

(2) わが国の少子化対策

平成元年の人口動態統計で合計特殊出生率が1.57³と戦後最低になったのを受け、国においては平成6年のエンゼルプランの策定を皮切りに、平成15年の少子化社会対策基本法に続く次世代育成支援対策推進法の制定など、総合的な少子化対策を進めてきました。しかし、出生率の低下に伴う少子化の進行により、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化と相まって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況です。また、保育園に子どもを預けたくても希望する保育園が満員であることなどから、多くの待機児童が発生していることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないことなど、多くの問題が生じています。

幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要であり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて総合的に提供することが重要です。こうした課題に対処し、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があるとの機運が高まり、新たな子育て支援制度の検討が行われてきました。

このような中で平成24年8月、社会保障・税一体改革の一項目として、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て関連3法）が可決・成立し、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

平成25年6月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、子育て支援、働き方改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」や、多子世帯への支援、「産後ケア」の強化等を進めていくことになりました。

一方、次世代法に基づく国、地方公共団体、企業による10年間の計画的・集中的な次世代育成支援対策は、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等の効果がみられたものの、依然として少子化の流れが変わり子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまではいえず、さらに充実していく必要があることから、法の有効期限の10年間の延長や、一定の基準を満たした企業への認定制度の充実等の内容を盛り込んだ法の一部改正が行われました。

³ 合計特殊出生率1.57：

「1.57ショック」といわれ、合計特殊出生率がそれまで最低であった昭和41年の1.58を下回ったことから称されています。

図表 6 わが国の少子化対策



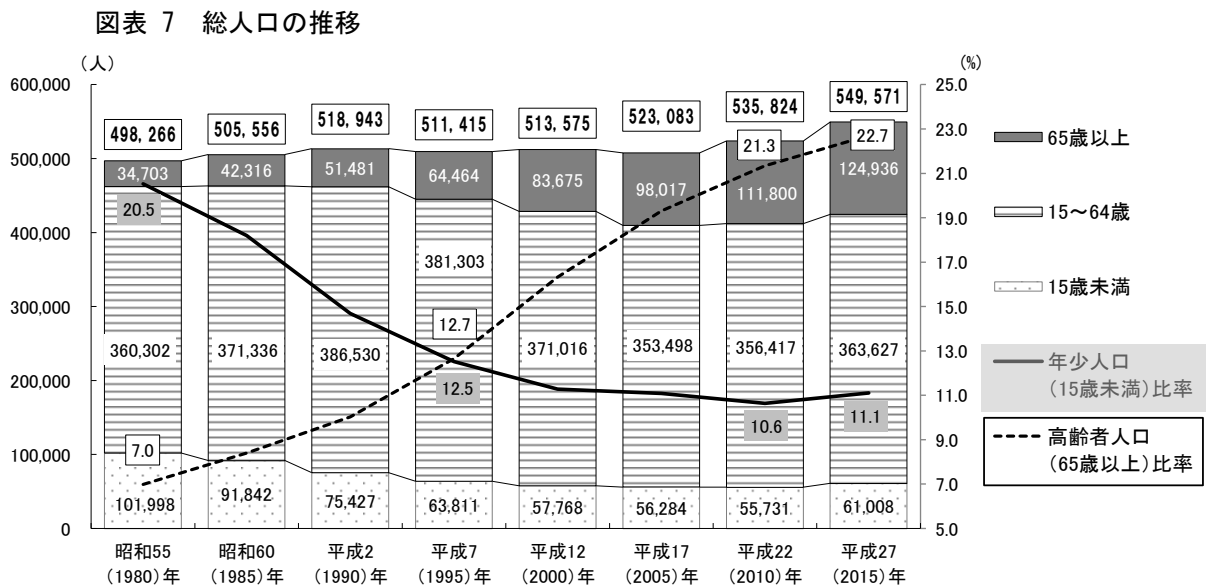
2. 板橋区の子ども・子育て家庭の現状

(1) 総人口の推移

総人口は増加基調にありますが、少子高齢化は進みました。

板橋区の総人口は昭和 60 年以降、50 万人台で推移しており、平成 22 年では 535,824 人にのぼり、増加傾向にあります。

年齢区分別人口（人口の内訳）をみると、昭和 55 年では 15 歳未満の年少人口の比率が 20.5%と、65 歳以上の高齢者人口比率（7.0%）を大きく上回っていましたが、平成 7 年には逆転しました。平成 22 年の年少人口比率は 10.6%、高齢者人口比率（高齢化率）は 21.3%と、全国同様、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査（平成 27 年は住民基本台帳 10 月 1 日）国勢調査の総人口には年齢不詳を含む

<参考>年齢区分別人口比率の比較

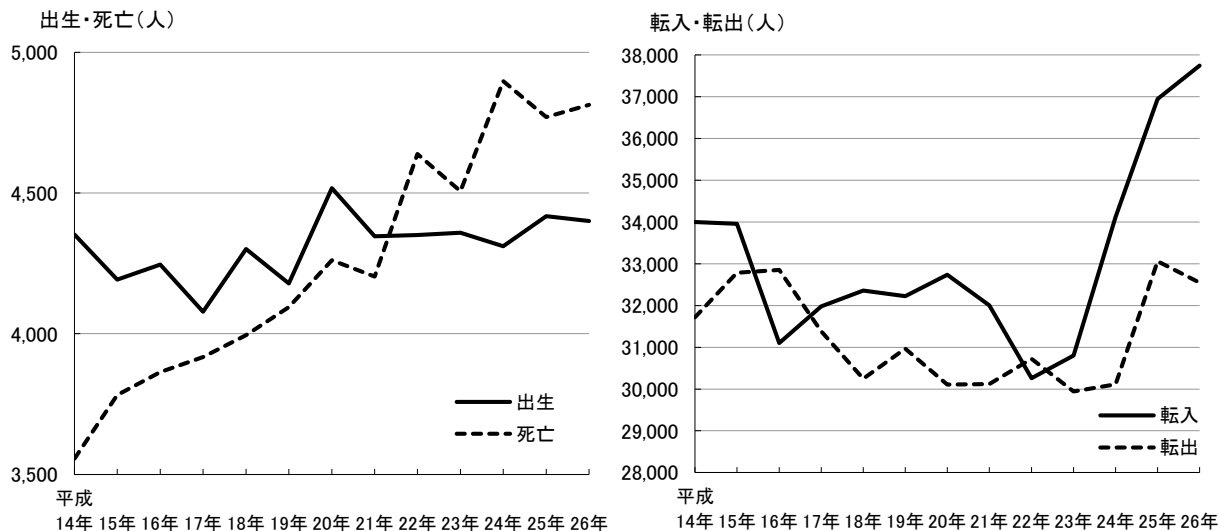
	板橋区	全 国	東京都	都区部
年少人口（15歳未満）比率 (%)	10.6	13.2	11.4	10.8
生産年齢人口（15~64歳）比率 (%)	68.0	63.8	68.2	69.0
高齢者人口（65歳以上）比率 (%)	21.3	23.0	20.4	20.2

資料：平成 22 年国勢調査

平成 22 年以降、出生数が死亡数を下回る自然減が続いています。一方、社会増減については概ね一貫して転入が転出を上回る状況が続いており、平成 26 年は転入が約 3.8 万

人弱にのぼり、社会増は5,000人を超えました（図表 8）。平成17年と27年の人口構造をみると、65歳以上の高齢層とともに30歳代後半～40歳代が増加してします（図表 9）。

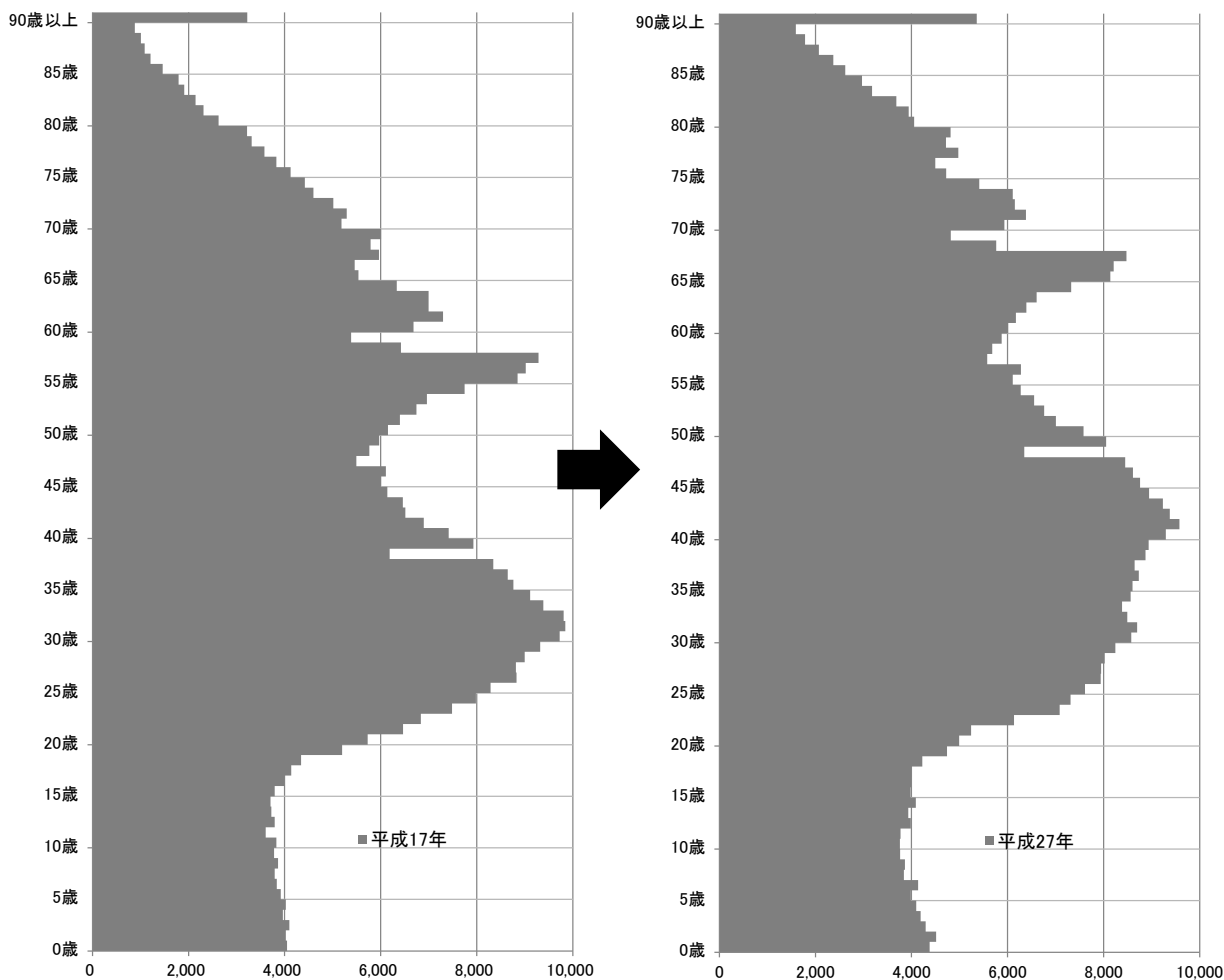
図表 8 自然増減と社会増減の推移



資料：人口動態統計

注：自然増とは死亡数>出生数、社会増とは転入>転出

図表 9 平成17年と27年の人口構造



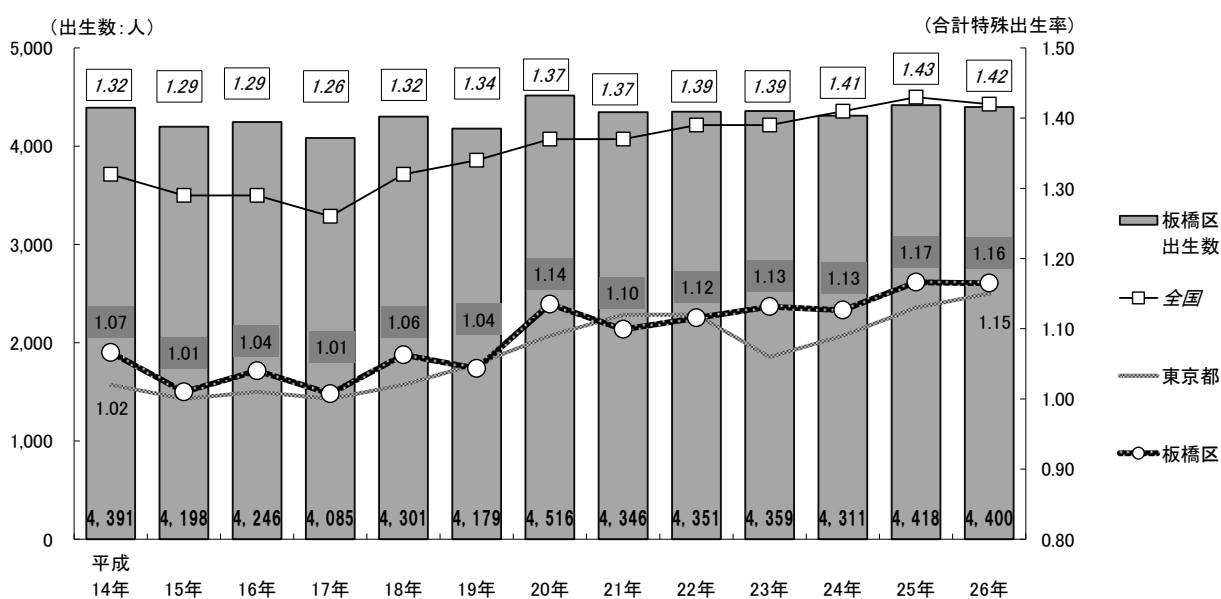
資料：住民基本台帳各年1月1日

(2) 子どもの数の推移

出生数は年間4千人台で、合計特殊出生率は高くありません。

出生数は4千人台で推移しており、平成26年は4,400人にのびります。合計特殊出生率は平成15年及び17年は1.01と過去最低を記録しましたが、平成20年以降は1.10台に回復しています。平成22年度以降は東京都の平均水準を上回っていますが、全国平均を大きく下回っています。

図表 10 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

<参考>平成26年の東京都区部の合計特殊出生率（人口動態統計）

東京都	区部	市部	郡部	島部							
1.15	1.19	1.28	1.34	1.61							
千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区
1.34	1.35	1.39	0.97	1.13	1.22	1.22	1.33	1.14	1.05	1.19	1.10
渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	(全国)
1.02	0.99	0.99	1.00	1.20	1.34	1.16	1.21	1.37	1.37	1.39	1.42

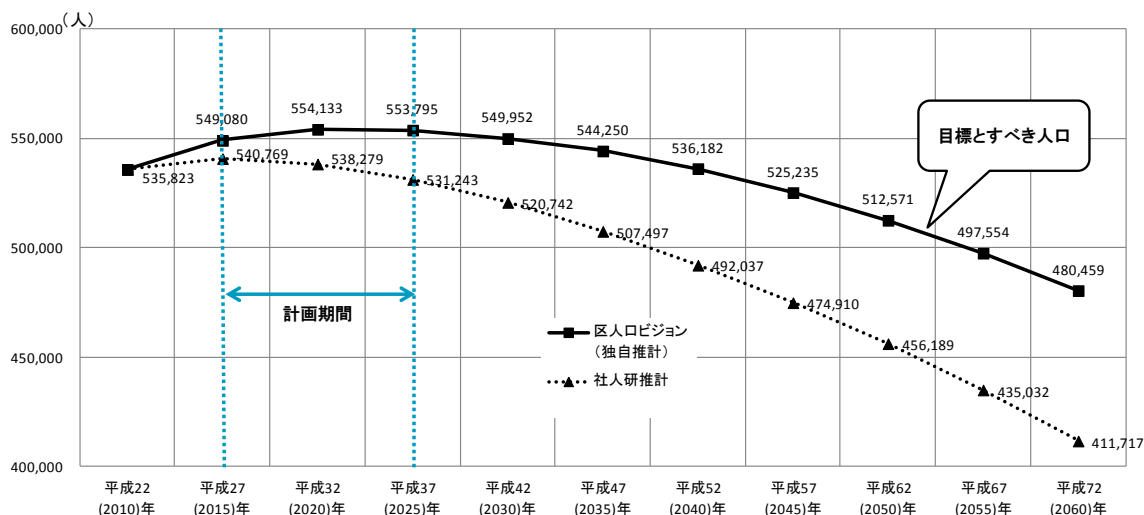
総人口、年少人口ともに将来的に減少していくことが予測されます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、総人口は平成27年をピークに今後、減少していくと見込まれています（図表11）。

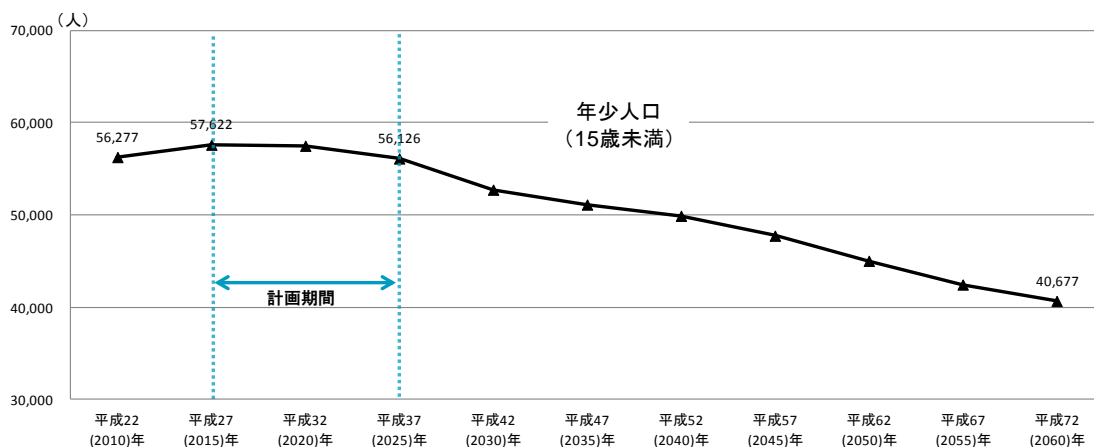
一方、板橋区の平成26年度の出生数は4,400人を記録し、合計特殊出生率は1.16と東京都の平均水準1.15を上回っている状況にあります。さらに、人口流入による社会増の影響もあり、平成27年度の住民基本台帳人口は、社人研の推計よりも多くなっています。

このような状況を踏まえ、区では「板橋区人口ビジョン及び総合戦略2019」を策定し、区における人口の現状を分析し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示しました。このビジョンでは、区の人口は今後も引き続き増加し、平成32年から平成37年の間に減少局面に入ると推計しています。

図表11 総人口の推移と予測



図表12 年少人口の推移と予測



資料：区人口ビジョン（独自推計）

(3) 支援が必要な子どもの状況

特に支援が必要な子どもの増加傾向がみられます。

平成 26 年度の家庭児童相談⁴の新規の受理件数は 632 件、虐待通告は 370 件と増加傾向にあります（図表 13）。

また、特別支援学級在籍者は小中学校を合わせ概ね 600 人台で推移しており（図表 14）、経済的支援が必要なひとり親家庭は 700～800 件で推移していますが（図表 15）、1 件当たりの貸付金額は増加しています。

図表 13 家庭児童相談の新規受理件数及び虐待通告件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新規受理件数（件）	404	412	485	415	552	632
虐待通告件数（件）	176	277	326	220	352	370

資料：子ども家庭支援センター

図表 14 障がいのある子どもの状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特別支援学級 在籍者数（人）	小学校	369	394	415	404	412	419
	中学校	139	173	195	188	196	219
放課後健全育成事業で支援 が必要な子ども数（人）		121	122	125	115	133	112

資料：教育支援センター・子ども政策課・学校地域連携担当課
注：各年度 5 月 1 日現在

図表 15 母子福祉資金貸付の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数	763	841	803	776	721
貸付金額（円）	443,513,840	490,623,880	485,335,600	477,051,085	452,629,150
1 件当たりの 貸付金（円）	581,276	583,382	604,403	614,757	627,780

資料：政策経営部政策企画課「事務実績調書」

注：平成 26 年 10 月から「母子及び父子福祉資金」となり、父子家庭も貸付の対象となっています。

⁴ 家庭児童相談：

0～18 歳までの児童及び子育て中の保護者等の子育てに関する不安や悩みに対し、専門職が相談に応じる「子どもなんでも相談」を板橋区子ども家庭支援センターで行っています。相談の内容など必要に応じて健康福祉センターや福祉事務所等と連携し、虐待の未然防止や二次予防につなげています。

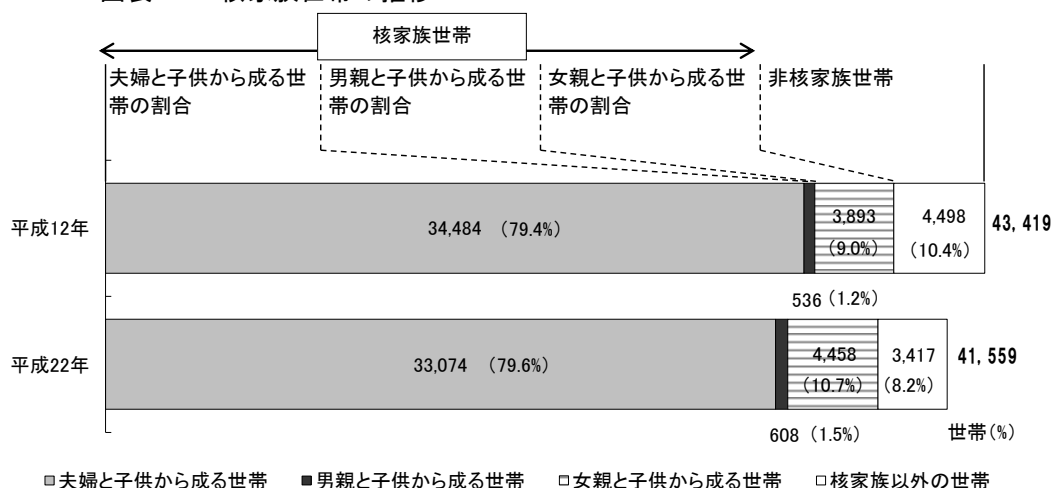
(4) 子どもがいる世帯の状況

子どものいる世帯の核家族化が進み、ひとり親世帯も増加しました。

平成12年で43,419世帯であった18歳未満の子どもがいる親族世帯は、平成22年には41,559世帯と減少しました。このうち「夫婦と子供から成る世帯」などの核家族世帯の割合は、平成12年は89.6%でしたが、平成22年には91.8%と増えています。中でも「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」は実数、割合ともに増加しています。一方、祖父母等と同居などの非核家族世帯は平成22年で3,417世帯(8.2%)と世帯数、割合のいずれも減少しました。

板橋区の核家族世帯の割合は全国(80.5%)を大きく上回ります。

図表 16 核家族世帯の推移



		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		親族世帯	18歳未満世帯員のある親族のみの世帯	核家族世帯 ③/②	夫婦と子供から成る世帯 ④/②	男親と子供から成る世帯 ⑤/②	女親と子供から成る世帯 ⑥/②	非核家族世帯 (核家族以外の世帯) ⑦/②
平成12年	板橋区	131,758	43,419 (100.0%)	38,921 (89.6%)	34,484 (79.4%)	536 (1.2%)	3,893 (9.0%)	4,498 (10.4%)
平成22年	板橋区	132,703	41,559 (100.0%)	38,142 (91.8%)	33,074 (79.6%)	608 (1.5%)	4,458 (10.7%)	3,417 (8.2%)
	全国	34,515,547	11,902,061	(80.5%)	(70.0%)	(1.0%)	(9.5%)	(19.5%)
	東京都	3,356,744	1,097,091	(91.9%)	(80.7%)	(1.3%)	(9.9%)	(8.1%)
	都区部	2,224,206	711,006	(92.1%)	(80.6%)	(1.3%)	(10.2%)	(7.9%)

資料：国勢調査

注：「不詳」を含みます。

「親族世帯」とは二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯です(平成22年に家庭類型の分類変更あり)。

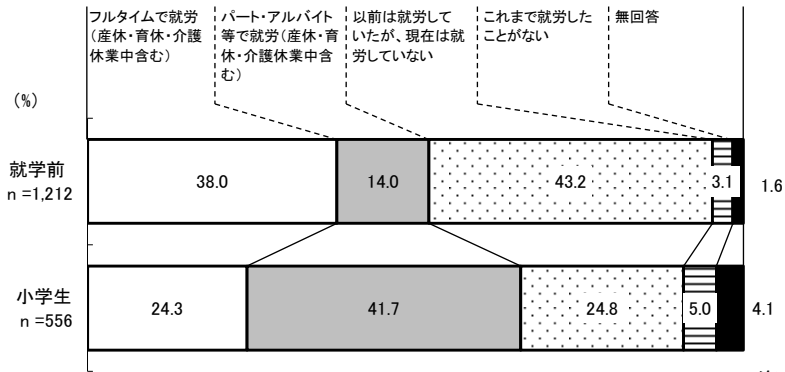
(5) 母親の就業状況

就学前児童の家庭では、フルタイムで働く母親が40%近くにのびります。

ニーズ調査から母親の就業状況を見ると、フルタイム（産休・育休中等含む）が小学生で24.3%、就学前では38.0%にのびります。パート・アルバイト等を含めると就学前で52.0%、小学生で66.0%と、働く母親は50～60%を占めています（図表17）。

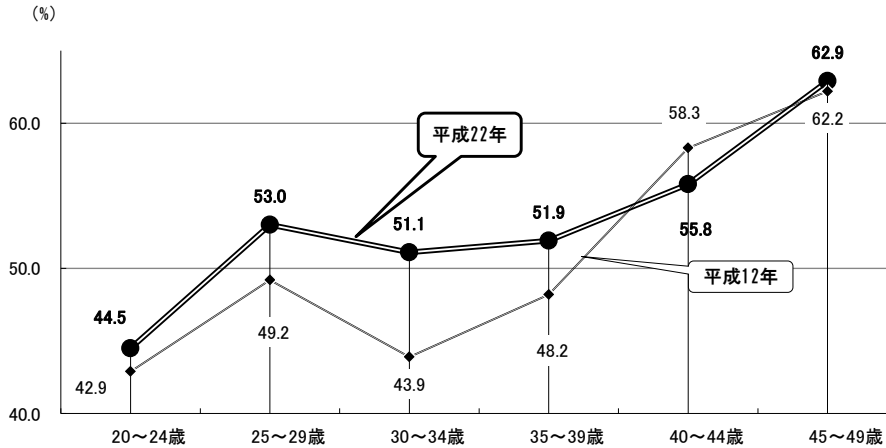
一方、国勢調査による有配偶女性の労働力率（総人口に占める労働力人口）は、平成12年から平成22年の10年間に20歳代後半～30歳代後半で上昇しています（図表18）。

図表17 ニーズ調査からみられる母親の就業状況



資料：ニーズ調査（保護者が回答）

図表18 有配偶女性の労働力率の推移

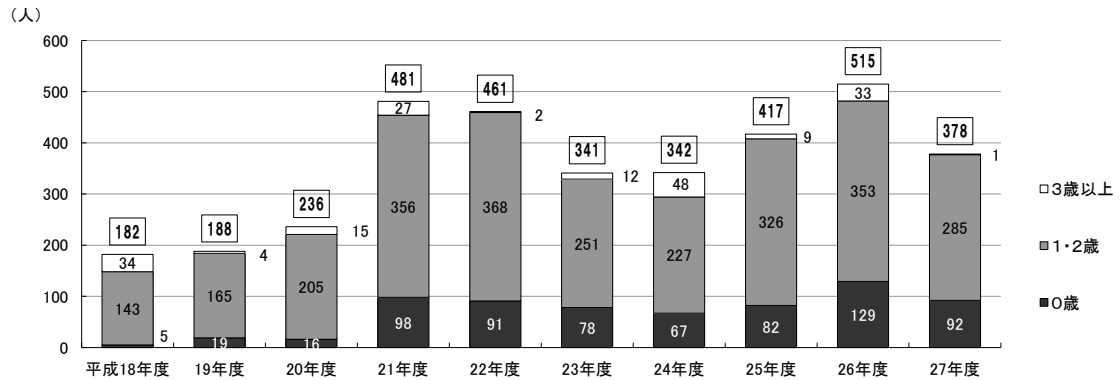


(%)	平成12年		平成22年		
	板橋区	板橋区	全国	東京都	都区部
20～24歳	42.9	44.5	41.2	40.2	40.7
25～29歳	49.2	53.0	51.8	51.8	52.3
30～34歳	43.9	51.1	52.5	49.8	50.3
35～39歳	48.2	51.9	56.1	48.9	48.9
40～44歳	58.3	55.8	64.2	54.0	53.3
45～49歳	62.2	62.9	70.3	60.4	59.3

資料：国勢調査

働く母親の増加に伴い、板橋区でも待機児童が生じており、特に1・2歳と0歳児で顕著です。板橋区では平成22年度から平成27年度当初までに保育定員を2,253人拡充し、待機児対策に注力してきましたが、保育ニーズは年々高まっており、待機児童は解消されていません。

図表 19 待機児童数の推移



資料：保育サービス課

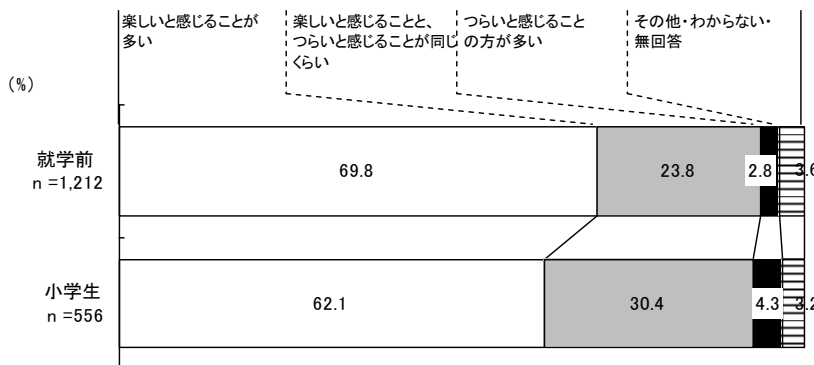
注：平成18～24年度（平成14年1月31日付厚生労働省通知による待機児童の定義に基づき算定）
 平成25～26年度（平成22年3月25日付厚生労働省通知による待機児童の定義に基づき算定）
 平成27年度（平成27年1月厚生労働省通知による待機児童の定義に基づき算定）

(6) 子育て家庭の状況

子育ては楽しいと感じる人が大半ですが、負担感や不安感を持っている状況がみられます。子育ての相談は親族や仲間など親しい間柄が圧倒的多数です。

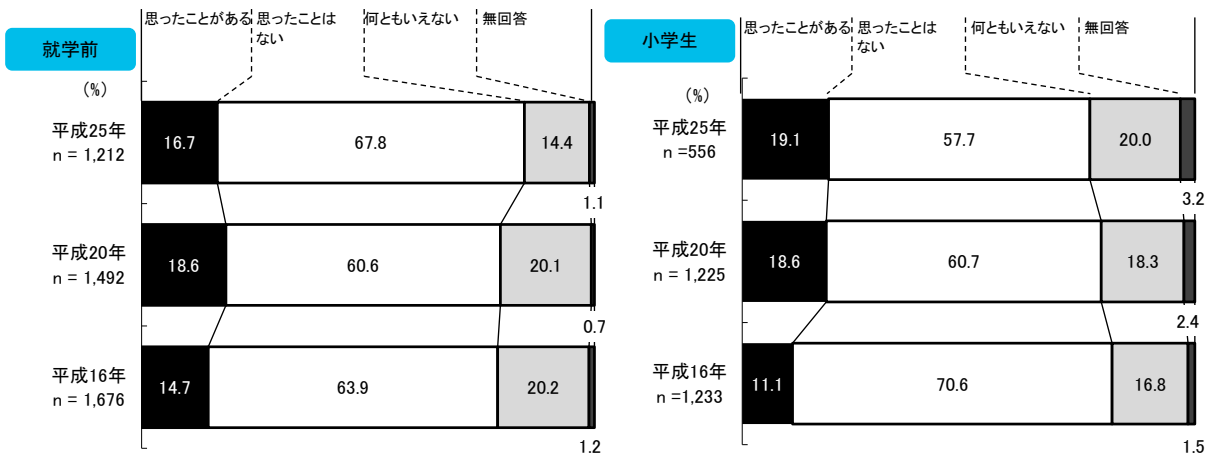
ニーズ調査では、「子育てが楽しいと感じることが多い」とする人は就学前、小学生いずれも60%台にのぼります。一方、「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」が20~30%台で、「つらいと感じることの方が多」も見受けられます(図表20)。また、「子どもを虐待しているのではないか」の間について、平成16年調査に比べ、「思ったことがある」は就学前では変化がありませんが、小学生で増加しています。「イライラした時に感情的な言葉をぶつけることがある」が就学前、小学生ともに60%前後にのぼるなど(図表21、図表22)、子育てに関して負担感や不安感を持っている状況もうかがわれます。

図表20 子育ては楽しいですか



資料：ニーズ調査

図表21 あなたは、子どもを虐待しているのではないかと感じることがありますか

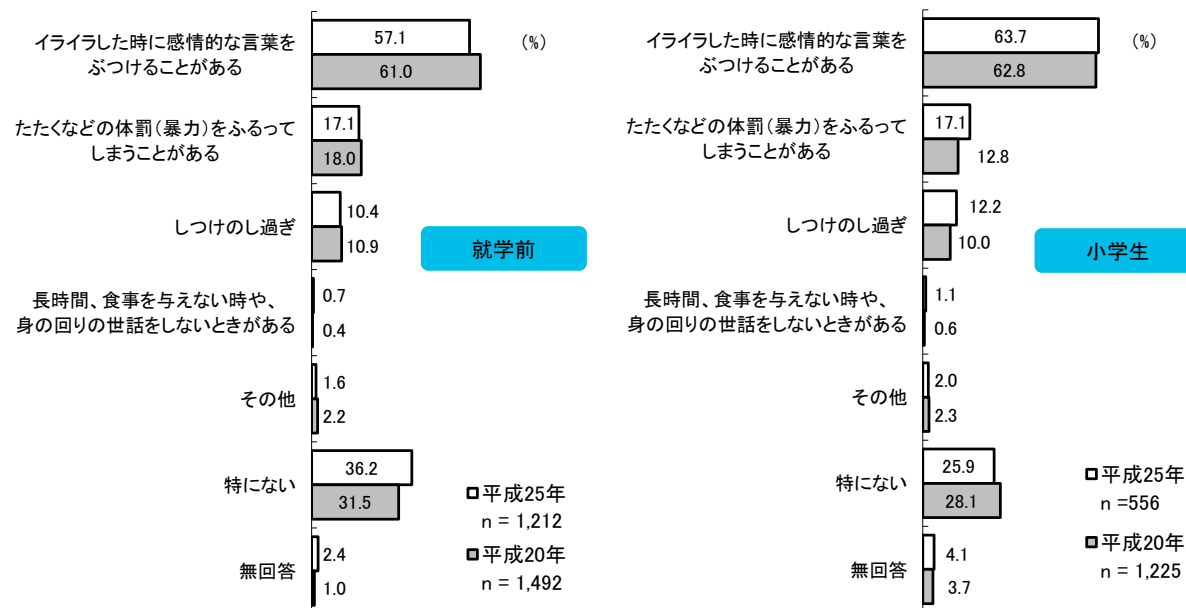


資料：ニーズ調査・アンケート調査

平成16年・20年「板橋区次世代育成推進行動計画策定に係るアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)の実施概要

	就学前保護者		小学生保護者		調査方法	実施時期
	配布数	回答率	配布数	回答率		
平成16年	2,680人	62.5%	2,066人	59.7%	郵送配布回収	平成16年1月14日~2月4日
平成20年	2,655人	56.2%	2,395人	51.1%	郵送配布回収	平成20年12月11日~26日

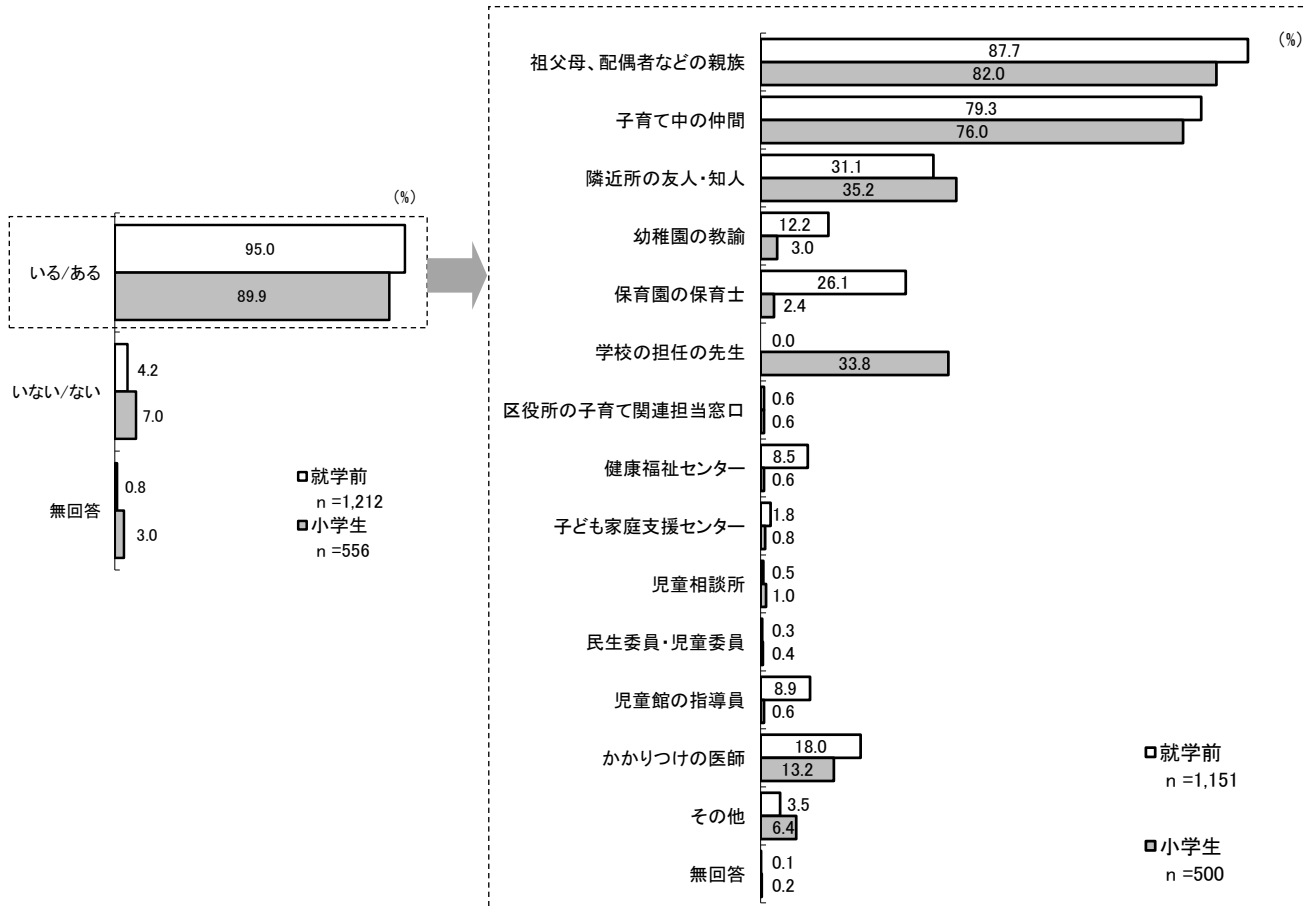
図表 22 日頃、子どもに対して無意識のうちにやっているのではないかとと思われることはありますか



資料：ニーズ調査・アンケート調査

子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」とする人が90%前後にのぼるものの、「いない／ない」とする人も見受けられます。相談する人（場所）があるとする人についても、親族など身近な人が最も多くなっています（図表 23）。

図表 23 子育て（教育を含む）をするうえで気軽に相談できる人や相談できる場所はありますか



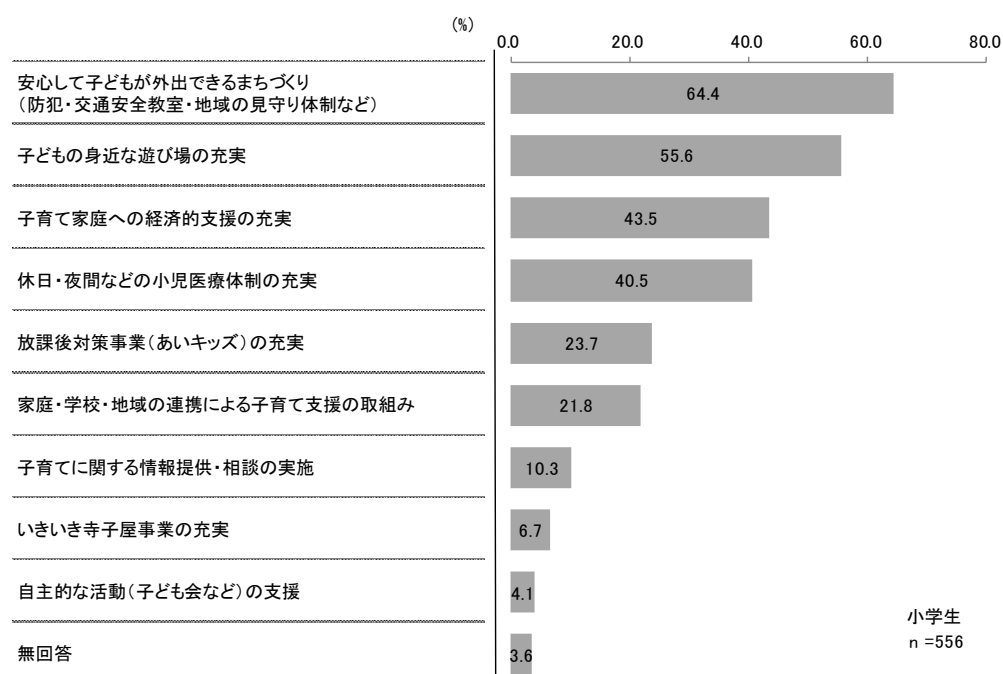
資料：ニーズ調査

(7) 子育て家庭の要望

子どもにとって安心・安全なまちづくりへの要望が高くなっています。

小学生の保護者が板橋区に望む重点施策は、「安心して子どもが外出できるまちづくり」(64.4%)が最も多く、「子どもの身近な遊び場の充実」(55.6%)が続いており、「子育て家庭への経済的支援の充実」(43.5%)、「休日・夜間などの小児医療体制の充実」(40.5%)を上回るなど、安心・安全への要望が高くなっています。

図表 24 重点的に取り組むべきものは何とされますか（小学生）



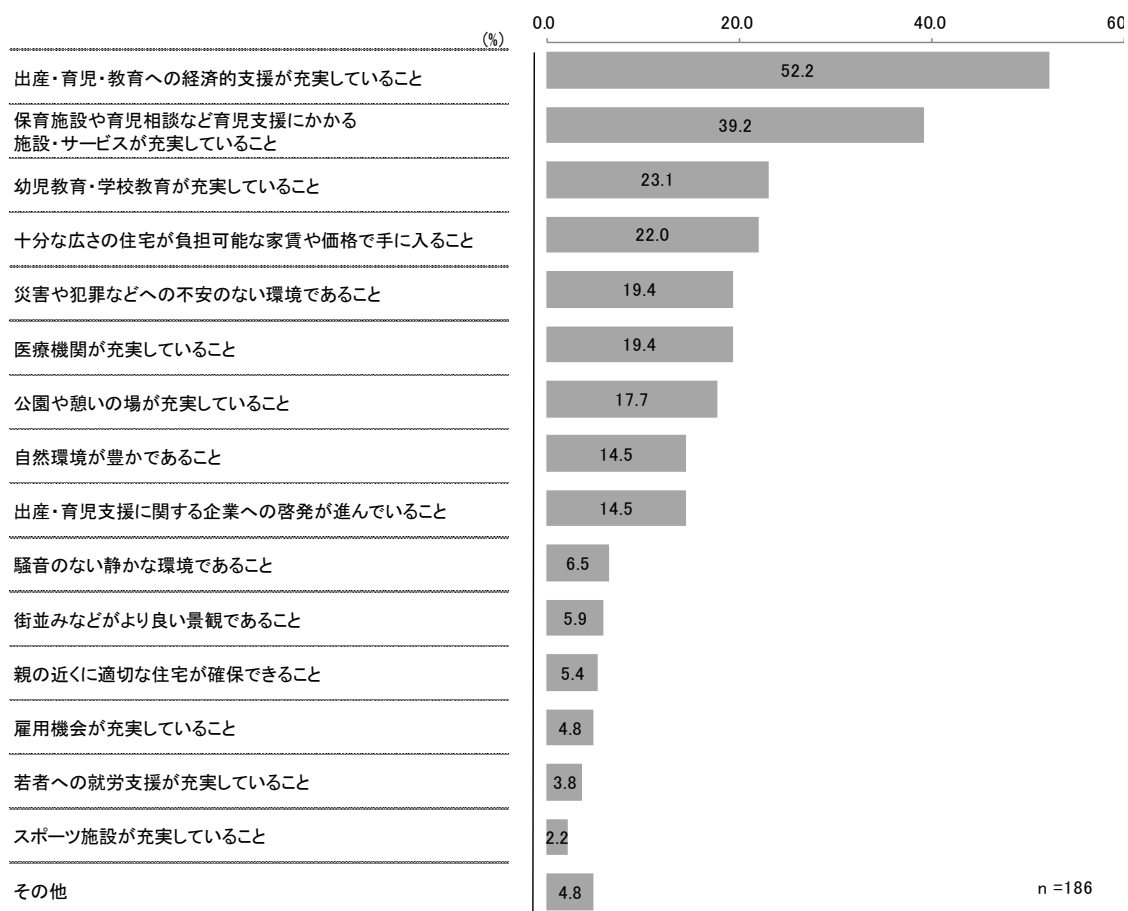
資料：ニーズ調査

(8) 若年層の要望

20歳代～40歳代前半の若年層は、経済的支援の充実を求めています。

20歳代～40歳代前半の若年層が板橋区に希望する施策は、「出産・育児・教育への経済的支援の充実」が52.2%と最も多くなっています。次いで、「保育施設や育児相談など育児支援の充実」が39.2%で続いており、「幼児教育・学校教育の充実」、「賃貸あるいは分譲で手が届く範囲の住宅」、「災害や犯罪への不安がない環境」、「医療機関の充実」が概ね20%前後で挙がっています。

図表 25 板橋区の若年層の結婚・出産・子育て等に関する希望



資料：板橋区結婚・出産・子育て等に関する意識意向調査

平成27年度「板橋区結婚・出産・子育て等に関する意識意向調査」の実施概要

実施目的	平成27年度に板橋区が人口ビジョンを策定するにあたり、区に在住、在勤又は在学する若年層の結婚、出産、子育て及び定住等に関する意向を把握し、策定の基礎資料とする
調査対象者	20歳以上44歳以下の①板橋区に居住する者 ②板橋区に在勤・在学する者 計1,200人
調査方法	調査会社にモニター登録している上記対象者に調査依頼
実施時期	平成27年6月9日～6月22日

3. いたばし子ども未来応援プランの検証

(1) 全体の推進状況

いたばし子ども未来応援プランでは7つの基本課題を設定し、その下に位置づけた施策項目の事業ごとに可能な限り数値目標を定め、各年度において計画の進捗管理を行ってきました。

計画の見直しにあたり、「最終評価（見込）」（下表参照）を行いました。計画全体では「計画を超えて達成」が6.7%、「(概ね)計画どおり達成」が83.8%と事業の約91%が達成となりました。一方、3.4%は「未達成」となっています。

図表 26 評価の分類

目標の達成度	説明
計画を超えて達成	目標値の達成率が100%を超えている
(概ね)計画どおり達成	目標値の達成率が70～100%である
未達成	計画に遅れ(70%未満)が生じた、又は他の要因から計画の変更を行い目標が未達成の事業
事業終了	当初の計画どおり、又は計画を見直して終了した事業

図表 27 全体の評価

施策課題		事業数	構成比(%)			
			計画を超えて達成	(概ね)計画どおり達成	未達成	事業終了
1	みんなの力で子育て支援	61	8.2	82.0	1.6	8.2
2	子どもと母親の健康づくり	65	6.2	87.6	3.1	3.1
3	次代を担う子どもの生きる力の育成	94	5.3	87.2	1.1	6.4
4	子どもがのびのび育つまちづくり	10	10.0	70.0	10.0	10.0
5	仕事と子育ての両立支援	37	2.7	75.7	13.5	8.1
6	みんなで子どもの安全を確保	18	22.2	72.2	0.0	5.6
7	特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援	42	4.8	88.1	2.4	4.8
合計		327	6.7	83.8	3.4	6.1

注：端数処理をしているため構成比の合計が「100」にならない場合があります。

(2) 各施策課題の推進状況

施策課題1 みんなの力で子育て支援

「児童館『幼児ふれあいひろば』」、「乳幼児専用ルーム『すくすくサロン』」の利用者数は計画値を超え、「子育て記念日」の参加団体数も計画値を超えました。その結果、「計画を超えて達成」が8.2%で、「(概ね)計画どおり達成」(82.0%)と合わせ90.2%の達成となりました。児童館については、昭和50年代をピークに小学生の利用数が減少しているほか、こうした乳幼児親子のニーズが高いこともあり、平成28年度から在宅子育て支援を中心とした運営に転換していきます。

一方、子育て支援の先進的な情報を共有し、発信するために近隣自治体に「赤ちゃんの駅連絡協議会」の発足を呼びかけましたが、協議が整わなかったため計画を中止しました。協議会に代わり、今後は民間事業者等との協働で最新の子育て情報を発信していきます。また、グループサポート事業はファミリー・サポート・センター事業と制度が重複しているため事業を中止しました。

施策課題2 子どもと母親の健康づくり

妊娠届時のアンケート実施により、特定妊婦（出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の把握が向上しました。子ども発達支援センター事業も専門相談の継続件数が増加しています。また、大気汚染の影響を受けたと推定される疾病者の健康被害を救済する「大気汚染関連疾病医療券交付」は、気管支ぜん息の医療費助成対象年齢の拡大等により交付数が増加したほか、「エイズ等性感染症予防教育」では講演会に加え大学祭での啓発活動を積極的に実施しました。これらの結果から「計画を超えて達成」は6.2%で、「(概ね)計画どおり達成」(87.6%)と合わせ93.8%の達成となりました。

施策課題3 次代を担う子どもの生きる力の育成

社会参加支援事業では、平成24年度からの「若者の社会参加支援事業」など目標を上回る実施事業により「計画を超えて達成」となりました。中央図書館の「お話会」の利用者の定着、スポーツを通じた青少年健全育成としての「スポーツ競技大会等」の事業数の増加、区立体育施設利用者数の増加等により、「計画を超えて達成」は5.3%で、「(概ね)計画どおり達成」(87.2%)と合わせ92.5%の達成となりました。

なお、板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」は、放課後の安心・安全な居場所の確保や児童の健全育成等を推進するため、平成27年度からすべての区立小学校で実施となりました。

一方、希望校を募り展示会の会期中に鑑賞教室を開催する「小学生美術鑑賞教室」は、美術館の運営体制から事業規模の拡大を図ることができず目標に至りませんでした。今後も小学生が美術に親しみ豊かな感性を育めるよう事業を継続していきます。

施策課題4 子どもがのびのび育つまちづくり

「赤ちゃんの駅」は設置施設数をこれまでの合計で 178 か所と目標以上に増やすことができ、子どもと安心して外出できる環境を整備しました。

バリアフリーマップの作成では、赤ちゃんの駅の情報を含め、バリアフリー情報を提供する体制を整えることができ、また、改訂版の発行により情報の更新を行いました。

これらの結果から、「計画を超えて達成」が 10.0%となり、「(概ね)計画どおり達成」(70.0%)と合わせ 80.0%の達成となりました。

施策課題5 仕事と子育ての両立支援

子ども・子育て支援の中心的課題である「保育園の整備」については、第二期保育計画の最終増加目標(1,548人)を超える整備を行いました。しかし、待機児童が依然として解消されていないため、引き続き区民のニーズを的確に捉え、状況に合わせた適切な保育施設の整備を進めていく必要があります。なお、「認証保育所の整備」は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、板橋スマート保育事業(現「小規模保育事業」)へ整備方針を変更したため、計画よりも少ない整備数となっています。

ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業啓発の取組では、講師を派遣する体制は整えていましたが、企業からの要望がなかったためセミナーを開催できませんでした。今後は中小企業も取り組めるよう、支援方策を検討する必要があります。

これらの結果から、「計画を超えて達成」が 2.7%となり、「(概ね)計画どおり達成」(75.7%)と合わせて 78.4%の達成となりました。

施策課題6 みんなで子どもの安全を確保

新聞販売店や郵便局等の協力により犯罪の抑止効果及び早期解決を図る「板橋セーフティ・ネットワーク」は協力事業者が増加したほか、従来のパトロールに加え、防犯用チラシや啓発用品を配布しました。また、下校・帰宅時間帯を中心に青色防犯パトロールカーにより通学路等を巡回する「子ども安全パトロール(板橋区安全安心パトロール)」は、車両を1台増加し、通学路等の巡回を強化しました。災害情報や不審者情報等を電子メールで保護者に配信する「学校緊急連絡メールシステム」は、登録対象者を保

護者のみから学校関係者の一部まで拡大し、防災や防犯などに関する情報を提供しています。

これらの結果から、「計画を超えて達成」は全施策課題で最大の 22.2%で、「(概ね)計画どおり達成」(72.2%) と合わせ 94.4%の達成となりました。

施策課題7 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援

放課後や夏休み等長期休暇中、障がい児に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する「放課後等デイサービス事業」は、月間利用者が増加しました。子ども発達支援センター事業と合わせ、「計画を超えて達成」が 4.8%となり、「(概ね)計画どおり達成」(88.1%) と合わせ 92.9%の達成となりました。

一方、「乳幼児発達健康診査」については診査対象者が少なかったため未達成となりましたが、子ども発達支援センターの専門相談や医療機関受診と並行して、発達障がいが疑われる子どもの保護者に対して気づきを促すなど、よりきめ細かい対応を行う必要があるため、引き続き事業を実施していきます。

平成27年度からすべての区立小学校であいキッズを実施



民間商業施設にも「赤ちゃんの駅」を拡大
(イオンスタイル板橋前野町店)

(3) 指標の達成度

施策課題の達成度を評価するため設定した指標の達成状況は以下のとおりで、目標値を「計画を超えて達成」した指標は2項目、「達成」した指標は1項目、「概ね達成」した指標は3項目、「未達成（好転）」した指標は2項目となっています。一方「未達成（悪化）」の指標が5項目、評価困難が2項目となりました。

図表 28 いたばし子ども未来応援プランに設定した指標の達成状況

目標項目		アンケート選択肢	初期値 (%)	最終値 (%)	目標値 (%)	達成度	備考
1	「家庭・学校・地域が協力して子育てをしている」の施策満足度	満足+まあ満足を合わせた割合	28.4	43.2	50.0	概ね達成	初期値：H22年1月 (区民満足度調査) 最終値：H27年4～5月 (区民意識・意向調査)
2	「健康で人間性豊かな子どもが育っている」の施策満足度		22.7	37.1	50.0	概ね達成	
3	「子育てしやすい環境が整っている」の施策満足度		45.2	58.4	50.0	計画を超えて達成	
4	「子どものための福祉サービスが整っている」の施策満足度		36.8	48.4	50.0	達成	
5	「安全・安心」関連施策満足度		23.2	36.1	30.0	計画を超えて達成	
6	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	就学前	27.7	26.6	20.0	未達成(好転)	初期値：H20年12月 (板橋区次世代育成推進行動計画策定に係るアンケート調査) 最終値：H25年11～12月 (ニーズ調査)
		小学生	33.8	34.7	20.0	未達成(悪化)	
7	子育てについて、気軽に相談できる人がいる保護者の割合	就学前	35.7	85.9	50.0	評価困難	
		小学生	41.0	81.5	50.0	評価困難	
8	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる保護者の割合	就学前	29.1	24.3	50.0	未達成(悪化)	
		小学生	31.3	13.9	50.0	未達成(悪化)	
9	希望した時期に保育(子育て支援)サービスを利用することができたと感じる保護者の割合	就学前	41.9	41.3	50.0	概ね達成	
		小学生	38.9	32.6	50.0	未達成(悪化)	
10	子どもを虐待しているのではないかと思う保護者の割合	就学前	18.6	16.7	10.0	未達成(好転)	
		小学生	18.6	19.1	10.0	未達成(悪化)	

注：区民意識・意向調査（平成22年は区民満足度調査）は隔年で実施しています。平成27年は「子どもと同居」又は「3世帯同居」と回答した20～59歳の区民、平成22年は「子どもと同居」と回答した20～64歳の区民の割合です。

※「7 子育てについて、気軽に相談できる人がいる保護者の割合」が評価困難となっているのは、初期値（平成20年アンケート調査）の質問では「相談できる人（選択肢）を一つ選ぶ（複数回答不可）」でしたが、最終値（平成25年ニーズ調査）の質問では「相談できる人（選択肢）をすべて選ぶ（複数回答可）」としたため、比較ができないことによります。

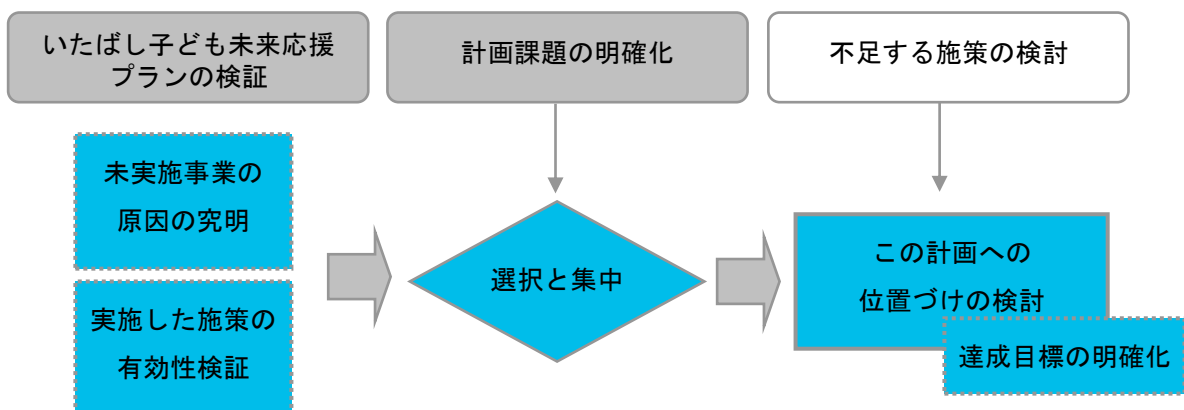
達成状況の評語について

- ・「計画を超えて達成」…目標値の達成率が100%を超えている
- ・「達成」……………目標値の達成率が90%以上～100%である
- ・「概ね達成」……………目標値の達成率が70%以上～90%未満である
- ・「未達成（好転）」……目標値の達成率は70%未満だが、計画策定時以上の成果を上げている
- ・「未達成（悪化）」……目標値の達成率が70%未満であり、計画策定時よりも悪化している

(4) 成果と課題

いたばし子ども未来応援プランで記載した事業は概ね計画どおりに進捗しました。一方、施策課題の達成度を評価するために設定した指標では、「未達成（悪化）」となった項目もあり、課題として以下の点が挙げられます。

- 未達成の事業については、その原因を調査し、見直しを図る必要があります。
- 目標値設定に馴染まない事業（例として、結核児童療育給付）の進行管理の方法について検討する必要があります。
- アンケートによる成果指標は評価の継続性を確保するために必要ですが、実施規模や実施時期等に影響されることがあるため、アンケートによる成果指標のみで施策の成果を計るのは必ずしも適切とは言い難い結果となりました。この計画は子ども・子育て支援事業計画を包含しており、各年度の実施事業の規模は明記されています。このため進行管理をするためには施策の方向性レベルに対応した数値目標を設定する必要があります。
- 課題を明確化し、基本目標を達成するための施策として、可能な限り再掲事業を回避し、真に課題解決のための事業として、選択と集中を図る必要があります。



第3章



基本理念と施策の体系

1. 区の基本構想

概ね 10 年間の板橋区政の長期的な指針である「板橋区基本構想」では、基本理念、将来像を次のように定めています。

板橋区基本構想の基本理念

「あたたかい気持ちで支えあう」

- ・いのちを尊び、男女平等はもとより、だれもが等しく個性ある人間として互いに尊重し、相手を思いやる「もてなしの心」を持つことが大切です。
- ・だれもが安心して暮らせるよう、地域で支えあう気持ちが大切です。

「元気なまちをみんなで作る」

- ・区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関などが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持って対等な立場で協働しながら、地域の課題を自ら積極的に解決していくことが大切です。
- ・地域における協働が進むことによって、まちに安心・安全と元気や魅力を生み出し、暮らしやすい環境をつくっていくことが大切です。

「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」

- ・心にゆとりのある健康な暮らしは、豊かな自然の恵みによるものであり、地球的な視野に立ってまちづくりを考えることが大切です。
- ・未来を担う子どもたちのためにも、より良い自然環境・生活環境や便利で快適な都市環境を持続可能な状態で次世代へ継承していくことが大切です。

板橋区基本構想の将来像

未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち “板橋”

「未来をはぐくむまち」は、板橋の宝である未来を担う子どもたちがあたたかい気持ちで支えられながらすくすくと成長している状態を表しています。

また、産業が生活環境と共存・調和しながら地域資源を活用して新しい価値を生み出しているまち、将来にわたり暮らしが充実していく状態を表しています。

「かがやくまち」は、

- 子どもたちがすくすくとたくましく成長しているまち
- 女性や若者・高齢者などが自分らしく、いきいきと暮らし、活躍しているまち
- 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた地域コミュニティが形成されているまち
- 自然環境が豊かで文化・スポーツ活動が活発であるまち、産業が元気であるまち

「緑と文化のまち」は、

- 「緑のまち」は、水や緑に恵まれた豊かな自然と平和でやすらぎのある安全な生活環境、「文化のまち」は、板橋に根付いた文化・芸術・スポーツなどに親しみ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む区民のこころの豊かさを表しています。

この将来像を具現化するため、政策分野別に「9つのまちづくりビジョン」を設定しており、子育て分野はその第1番目、教育分野は第2番目に掲げられ、区政の重要なテーマに位置づけられています。

板橋区基本構想の政策分野別の「あるべき姿」

子育て分野：「子育て安心」ビジョン

【概ね10年後の「あるべき姿」】

板橋の宝である子どもたちを地域全体で育て、すべての子育て家庭を支えるため、地域団体や事業者、企業、大学など恵まれた地域資源が連携し、子育てしやすい環境が整う中で、地域に見守られながら安心して子どもを産み育てることができ、親子がともに成長しています。

男女を問わず、仕事と家庭の両立などライフスタイルに応じて子どもを育てることができ、ゆとりをもって生活を楽しむことができます。

子どもたちが安心して安全に過ごすことができる居場所が整っており、すくすくと未来を担う子どもたちが成長しています。

教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン

【概ね10年後の「あるべき姿」】

安心・安全で魅力的な学校環境の中で、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てています。その中で、21世紀社会を担う子どもたちのたくましく生きる力が教育を通してはぐくまれています。

教員は研究に励み質の高い授業に努め、子どもたちと向きあいながら個性をはぐくみ、魅力ある学校づくりが進んでいます。

生涯を通じて学び、教えあう環境が整っており、生涯学習によって「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」をつなぐコミュニティが形成されています。

2. めざす方向

次世代育成推進行動計画では、板橋区基本構想がめざす子育てや教育の分野のビジョンを実現するため、「5つのめざす方向」を定めます。

(1) 安心できる子育て環境

安心して子どもを産み育てることができるよう、気軽に相談できる体制や子どもたちの居場所が整っているまちをめざします。また、希望する人が幼稚園や保育園、認定子ども園等を利用できるまちをめざします。

(2) 子どもの健康と安全

子どもの成長段階に応じた健康づくりを推進し、子どもが元気にいきいきと過ごすことができるまちをめざします。また、地域ぐるみで子どもを見守り、犯罪や事故に巻き込まれない安全なまちをめざします。

(3) すべての子どもへの支援

特に配慮を必要とする子どもと家族への支援を充実し、板橋に住むすべての子どもたちが健やかに成長できるまちをめざします。また、児童虐待防止などのセーフティネットを充実するため関係機関との連携を強化し、地域で安心して住み続けられるまちをめざします。

(4) 子どもたちの生きる力の育成

学校教育や様々な体験を通して、21世紀社会を担う子どもたちのたくましく生きる力を育むまちをめざします。また、いじめや不登校などの問題解決に取り組み、子どもが自信を持って成長できるまちをめざします。

(5) みんなで子育て支援

ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会進出や男性の育児への参加がしやすい環境が整ったまちをめざします。また、区民・地域・行政等が協働し、板橋区で子育てしたくなるような子育て世帯にとって魅力のあるまちをめざします。

3. 基本的視点

平成 26 年に改正された次世代法に基づき国が策定した次世代法行動計画策定指針（平成 26 年 11 月 28 日、以下「策定指針」という。）では、行動計画策定にあたって 10 の基本的な視点を示しています。板橋区においては国の策定指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域の実情を勘案し、計画全体を通じて重視する次の基本的視点を定めます。

1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。また、男女が協力して子育てを行うべきという視点に立った取組を推進します。

2. 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成の取組を進めるとともに、命の大切さや子育ての意義が感じられる体験機会を創出します。

3. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援サービス利用者ニーズも多様化しています。多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

4. 社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は父母等保護者にあるという基本的認識のもと、次世代育成支援対策は行政や企業、学校、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに施策を推進します。

5. 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現⁵することは、希望する結婚や子育てを実現するための取組の一つとして重要であり、地域の一員としての企業の取組が期待されています。国、東京都と連携し、板橋区の実情を踏まえた仕事と生活の調和の実現に向けた施策を推進します。

⁵ 仕事と生活の調和の実現：

国においては、“国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会”をめざし、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。

**6. 妊娠・出産・育児の
切れ目ない支援の視点**

これまでの基本的視点に加え、「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」という一貫した視点を加え、新たな事業、庁内関係課等の連携強化による切れ目ない支援を推進します。

**7. すべての子どもと家庭への
支援の視点**

次世代育成支援対策は、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応することが大切です。
「板橋区で暮らす“すべての子どもと家庭への支援”」という視点で施策を推進します。

**8. 地域の担い手や社会資源の
効果的な活用の視点**

子育て活動のNPO、子育てサークルをはじめとする地域活動団体、民生・児童委員（主任児童委員を含む。）、社会福祉協議会、大学等に加え、地域貢献を希望する高齢者、育児経験豊かな女性など様々な地域の担い手や社会資源である各主体の力が発揮されるよう一層の連携を図ります。また、保育園、幼稚園、児童館、学校施設等をはじめとする各種公共施設の有効活用にも留意します。

9. サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させるという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を推進していきます。

10. 地域特性の視点

板橋区の将来を見据えた人口構造や社会資源の状況を勘案し、板橋区の地域特性を踏まえた利用者のニーズ、必要な支援策について、持続可能な取組を推進していきます。

4. 基本理念

次世代育成支援対策は、区民が結婚・出産・子育て等の希望を実現することができる環境を整え、人々の意識啓発を含めた総合的な施策の推進が重要です。板橋区では、次世代育成推進行動計画を策定・推進し、次世代育成に取り組んできました。

少子化の指標となる合計特殊出生率は、平成14年の1.07から平成26年では1.16へ上昇するなど一定の成果がみられるようになりました。しかしながら、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、「育児の孤立化」が進み、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。平成25年度に実施したニーズ調査からも、子育ては楽しいとしながらもこうした家庭の割合が高まっています。

子どもは“未来への希望”です。平成6年に日本が批准した「子どもの権利条約」⁶では、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現するために必要となる具体的な事項を規定しています。この条約の趣旨を踏まえ、社会全体で子育ての喜びを理解し、みんなで育て合い、支え合う中で、未来を担う子どもたちの成長を見守っていくとともに、子ども自身の成長する力を引き出していくことが必要です。また、親自らも子育ての過程で育っていくことが何より重要です。

さらに、子どもは家庭をその成長の基盤としながらも、地域や学校などとの関わりを通じて、たくましく生きていく力と豊かなこころを培い成長していくことから、地域社会が果たす役割への期待は一層高まっています。

これらを踏まえ、この計画では「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込め、前身となるいたばし子ども未来応援プランの基本理念を継承します。そのうえで、基本目標や施策の方向性を見直し、新たな課題にも対応していきます。

基本理念

いたばしで未来のおとなが育っています

～みんなの力で 人づくり・まちづくり～

⁶ 子どもの権利条約：

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなる。1989年の第44回国連総会で採択、1990年に発効しました。日本は1994年に批准（公益財団法人 日本ユニセフ協会）。

5. 取り組むべき課題と基本目標

板橋区の子ども・子育て家庭の現状、ニーズ調査、いたばし子ども未来応援プランの検証、めざす方向等から、この計画の基本目標と取り組むべき課題を以下のとおり設定します。

(1) 安心できる子育て環境

■妊娠・出産から育児期に至るまで、切れ目のない支援が必要です。

ニーズ調査から、「子育ては楽しい」と感じる人が多数にのぼるものの、子育ての不安感や孤立感などがうかがわれました。妊娠・出産・育児期の家庭は産前産後の心身の不調や様々な悩みを抱え、周囲の支えを必要とすることが少なくありませんが、核家族化の進展やコミュニティ意識の希薄化などにより、支援を求める声が届きにくい状況です。妊娠・出産期からの様々なアプローチや乳幼児親子の居場所づくりなどを充実し、子育て家庭に寄り添い、適切な時期に的確な支援が届くよう、重層的な事業の実施と事業間の連携が求められています。

■ニーズに応えられる良質な教育・保育事業を確保する必要があります。

女性の社会進出を背景に、保育ニーズは増加の一途をたどっています。ニーズ調査からも、パートタイマー等も含めると就学前の母親の半数以上が働いていることが分かりました。「板橋区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の量的確保、質的向上を図る必要があります。

これらの課題から、基本目標Ⅰとして「安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし」を設定し、次の施策の方向性、施策を推進します。

基本目標Ⅰ		安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし
	施策の方向性	施策
Ⅰ－１	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します	(1) 妊娠・出産の支援の充実
		(2) 子育て支援の充実
Ⅰ－２	誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します	(1) 教育・保育事業の推進
		(2) 教育・保育の質の向上

(2) 子どもの健康と安全

■生きる権利を保障するために、子どもの健康と命を守ることは最優先の課題です。

子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています（「子どもの権利条約」における「生きる権利」）。子どもが健やかに成長していくうえで母子保健は健康づくりの出発点であり、未来を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。各種健康診査、予防接種、休日・夜間も含めた小児医療の一層の充実が求められています。

■子どもの安全対策の強化が求められています。

0歳を除く子どもの死因の第1位は、不慮の事故です。0歳児の窒息や誤飲事故、交通事故も子どもの死因の上位を占めています。子どもは大人が思いもかけない行動や反応をするため、様々な不慮の事故に巻き込まれることがあります。普段、子どもが主に利用する製品や施設でなくても、子どもの目線や基準を考慮することにより、安心・安全で誰にでも利用しやすいものとなるような考え方、いわゆるユニバーサルデザイン⁷の考え方に配慮した整備が求められています。また、子どもを狙った誘拐や連れ去り等の犯罪も後を絶ちません。さらに近年は、出会い系サイトに起因した犯罪被害が心配されています。

これらの課題から、基本目標Ⅱとして「子どもの健康と安全が守られるまち いたばし」を設定し、次の施策の方向性、施策を推進します。

基本目標Ⅱ		子どもの健康と安全が守られるまち いたばし	
施策の方向性		施策	
Ⅱ-1	子どもの命と健康を守ります	(1)	小児医療環境の充実
		(2)	こころと体の健康づくりの推進
Ⅱ-2	子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます	(1)	交通安全・事故防止・災害対策
		(2)	犯罪等の被害の防止

⁷ ユニバーサルデザイン：

年齢や国籍の違い、障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにすることです。都市基盤や建物などの整備（ハード整備）とともに、サービスや事業を提供する人の「すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合う」意識を醸成し、ハード整備だけでは足りない部分を補うこと（ソフト整備）が重要となります。

(3) すべての子どもへの支援

■配慮が必要な子どもと家庭への個々のニーズに応じた支援が必要です。

次世代育成支援対策は、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。特に配慮が必要な子どもへの支援は、それぞれの状況に応じた丁寧な対応が求められています。また、地域で安心して成長していけるよう、ライフステージに応じた支援体制が必要となっています。

■子どもの貧困や児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。

「子どもの相対的貧困率」⁸は 16.3%、多くはひとり親家庭と想定される「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の相対的貧困率」が 54.6%（いずれも平成 25 年国民生活基礎調査による平成 24 年値）となっています。このような状況を背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、板橋区としての支援の在り方が求められています。また、平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行され、平成 16 年及び平成 19 年の改正により、区市町村が児童虐待の一義的窓口になるなど、制度的な対応については充実が図られてきました。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、児童虐待防止は早急な対応が必要となっています。

これらの課題から、基本目標Ⅲとして「すべての子どもが健やかに育つまち いたばし」を設定し、次の施策の方向性、施策を推進します。

基本目標Ⅲ		すべての子どもが健やかに育つまち いたばし
	施策の方向性	施策
Ⅲ-1	特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します	(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実 (2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備
Ⅲ-2	貧困や虐待から子どもを守ります	(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実 (2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応

⁸ 子どもの相対的貧困率：

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。算出方法は OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいています。

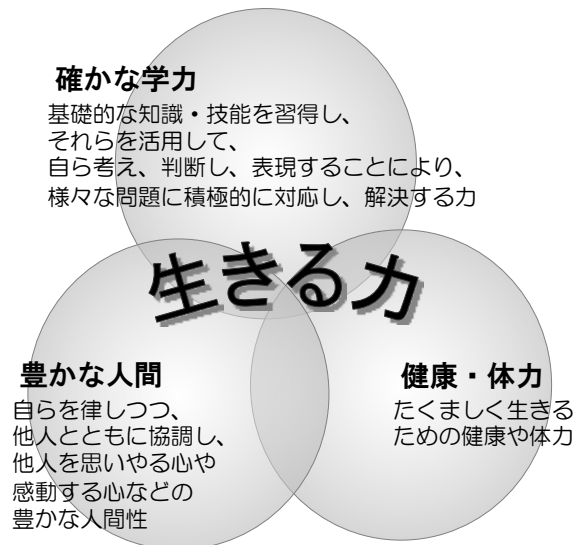
「子ども」とは 18 歳未満、「現役世帯」とは、世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいいます。

なお、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人」とは、「子どもがいる現役世帯の大人」には、「祖父（母）と子ども」、「18 歳以上の兄姉と子ども」といった場合等も考えられ、「ひとり親世帯」とは限りません。

(4) 子どもたちの生きる力の育成

■変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、生きる力、確かな学力を育むことが必要です。

「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力をいいます。変化の激しいこれからの社会を生きるために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。これからの社会を生き抜く力の育成として、学力の向上、道徳教育の充実、健康・体力向上、国際化・多文化共生社会を推進する必要があります。



■次代の親となる視点からの長期的な視野に立った子どもの健全育成が必要です。

この計画の基本的視点では、「次代の親の育成という視点」を設定しました。日常生活能力を高め、次代の親に育っていくことが望まれます。また、非行、いじめや不登校などへの対応力を向上し、地域と一体となって子どもと家庭を支援することが大切です。

これらの課題から、基本目標Ⅳとして「豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし」を設定し、次の施策の方向性、施策を推進します。

基本目標Ⅳ		豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし	
施策の方向性		施策	
Ⅳ-1	これからの社会を生き抜く力を養成します	(1)	基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成
		(2)	読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進
Ⅳ-2	自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します	(1)	日常生活能力の習得と次代の親の育成
		(2)	非行防止、いじめ・不登校への対応強化

(5) みんなで子育て支援

■いたばしに誇りや愛着をもてるよう、地域をあげて子どもの育ちを支える必要があります。

いたばし教育ビジョンの基本的な考え方に、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」を掲げており、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、社会総がかりで子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を進めていく必要があります。

■選ばれるいたばしになるためにも、子育てを契機とした協力するまちづくりが必要です。

ニーズ調査から、小学生の家庭では「安心して子どもが外出できるまち」と「身近な遊び場」に高いニーズがみられるなど、放課後の安心・安全な居場所は重要な課題となっています。

板橋区では、仕事と子育ての両立を支援するための放課後児童健全育成事業と、すべての小学生を対象とした放課後子供教室を推進するため、両事業を一体的に行う「あいキッズ」を平成27年度から区立全小学校で実施しています。今後も共働き家庭のニーズにも非共働き家庭のニーズにも対応し得る柔軟な事業の推進が求められます。また、区・企業・団体等地域の連携を図り、創意工夫のもとに、仕事と家庭の両立支援にも取り組む必要があります。

さらに、「安心して子どもを産み育てやすいまち」をめざす板橋区は、「赤ちゃんの駅」、「あいキッズ」などの先駆的な取組を行ってきました。これからも子育て世帯に魅力的なまちとなるよう地域の社会資源をいかした事業を推進することが求められます。

これらの課題から、基本目標Vとして「子育てでみんなが協力するまち いたばし」を設定し、次の施策の方向性、施策を推進します。

基本目標V		子育てでみんなが協力するまち いたばし
	施策の方向性	施策
V-1	子どもが誇りを持てるいたばしをつくります	(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり
		(2) 子どもの育ちを支える地域づくり
V-2	「子育てするなら“いたばし”で」を実現します	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
		(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり

6. 施策の体系

この計画では5つの基本目標、10の施策の方向性を定め、各施策を推進します。

【基本理念】

いたばしで未来のおとなが育っています

くみんなの力で 人づくり・まちづくり

【基本目標】

I 安心して妊娠・出産、子育て
できるまち いたばし

II 子どもの健康と安全が守られる
まち いたばし

III すべての子どもが健やかに育つ
まち いたばし

IV 豊かな人間性と生きる力を育成
するまち いたばし

V 子育てでみんなが協力
するまち いたばし

【施策の方向性】

【施 策】

I-1 妊娠・出産・子育ての
切れ目のない支援を推進します

- (1) 妊娠・出産の支援の充実
- (2) 子育て支援の充実

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育
を受けることができるように支援します

- (1) 教育・保育事業の推進
- (2) 教育・保育の質の向上

II-1 子どもの命と健康を守ります

- (1) 小児医療環境の充実
- (2) こころと体の健康づくりの推進

II-2 子どもが安心・安全に
暮らせるように取り組みます

- (1) 交通安全・事故防止・災害対策
- (2) 犯罪等の被害の防止

III-1 特に配慮が必要な子どもの
健やかな成長を支援します

- (1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実
- (2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

III-2 貧困や虐待から子どもを守ります

- (1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実
- (2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応

IV-1 これからの社会を
生き抜く力を養成します

- (1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成
- (2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進

IV-2 自信をもって大人へと成長する
よう子どもと家庭を支援します

- (1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成
- (2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化

V-1 子どもが誇りを持てる
いたばしをつくります

- (1) 安心・安全・魅力ある学校づくり
- (2) 子どもの育ちを支える地域づくり

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」
を実現します

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり

7. 計画指標

計画の達成度を評価するため、計画期間（平成 28～37 年度）を通じた成果指標を以下のとおり設定します。

この計画では、施策の方向性ごとに進捗状況の把握や評価をする指標と、計画全体の成果を計るためのアンケートによる指標を設定します。

（1）施策の方向性ごとの指標

項 目		現 状	目標(平成 37 年度)
I-1	児童館 1 館当たりの子育て相談の件数	86 件 (平成 26 年度)	230 件
I-2	保育園の待機児童数	378 人 (平成 27 年 4 月)	0 人
II-1	乳幼児健康診査受診率	91.3% (平成 26 年度)	100%
II-2	治安が保たれていると感じる区民の割合	51.4% (平成 27 年)	↑
III-1	学校生活支援シートの作成率	55% (平成 26 年度)	80%
III-2	虐待通告受理後の対応における終結率	40.8% (平成 26 年度)	↑
IV-1	(仮称)生涯学習センター利用者数	152,970 人 (平成 26 年度 社会教育会館利用者数)	↑
IV-2	不登校の出現率	小学校 0.42% 中学校 3.29% (平成 26 年度)	↓ (全国と同等)
V-1	子育て支援員養成講座修了者のうち、子育て支援員として活動サポートステーションに登録した人の割合	93.75% (平成 26 年度)	100%
V-2	児童館 1 館当たりの乳幼児及びその保護者の年間延べ利用数	12,913 人 (平成 26 年度)	25,000 人

（2）アンケートによる指標

目標項目	アンケート選択肢	現状(平成 25 年)	目標(平成 37 年)
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	「辛いと感じることの方が多し」 + 「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合	26.6%	↓
子育てについて、気軽に相談できる人がいる保護者の割合	「いる」と答えた割合 (配偶者などの親族を除く)	85.9%	↑
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる保護者の割合	希望と現実が一致している人の割合	24.3%	↑
希望した時期に子育て支援サービスを利用することができたと感じる保護者の割合	「利用できた」と答えた割合	41.3%	↑
子どもを虐待しているのではないかと思う保護者の割合	「思ったことがある」と答えた割合	16.7%	↓

※「現状」はニーズ調査の就学前アンケートの割合

第4章



実施計画 2018

「第4章 実施計画2018」の見方

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や様々な悩みを抱え、周囲の支えを必要とすることが少なくありません。また、女性の社会進出を背景に、保育ニーズは増加

基本目標の方針を記載しています。

施策の方向性Ⅰ-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

施策	成果指標	成果指標	
		現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
(1) 妊娠・出産の支援の充実	新生児訪問指導時の利用満足度	93.6%	100%
(2) 子育て支援の充実	児童館1館当たりの子育て相談の件数	86件	193件

施策の方向性ごとの成果指標を記載しています。

【施策の方向性】

Ⅰ-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約3億8503万円】

1. 現状・課題

■第1子を出産した時の母の平均年齢は、昭和55（1980）年では26.4歳でしたが、平成26（2014）年には30.6歳（平成26年人口動態統計）へと上昇しており、高齢で出産することに健康や体力、育児などの不安を感じる母親が増えています。また、出産直

施策の方向性に関する現状と課題を記載しています。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

■市内の連携を図り、妊娠期から出産期、子育て期のライフステージに応じて一貫した支援体制を整備します。

■板橋区子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における様々な子育て支援

事業の取組方針を記載しています。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
妊娠・出産の支援の充実	★乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問)	乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などを把握して子育てに関する情報提供を行うとともに、健康管理や育児の相談・助産・継続的支援が必要な場合は保健師等が支援				
	目標事業量	実施率	現状 (平成26年度末)	94.6%	目標 (平成30年度末)	
	★妊婦健康診査	妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するために定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する。				健康推進課
	目標事業量	受診回数	現状 (平成26年度末)	53,084回	目標 (平成30年度末)	55,000回

新規に行う事業や施策の進捗を計るうえで有用な事業を重点事業として記載しています。

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 妊娠・出産の支援の充実」

No.	事業	内容	担当課
01	◎妊婦・出産ナビゲーション事業 (いたばし版ネウボラ)	すべての妊婦に保健師・助産師による子育て期にわたるまでの切れ目のない支援	
02	◎女性健康支援センター事業	女性を対象に女性特有の疾病、健康相談や健康講座、子育て支援など、生涯を通じた女性の健康増進を図る	

重点事業以外の事業を記載しています。
 ・「◎」は、新たに次世代育成推進行動計画に掲載する事業
 ・「◇」は、いたばしNo.1実現プラン2018に位置づけられている事業
 ・「★」は、子ども・子育て支援新制度の事業

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や様々な悩みを抱え、周囲の支えを必要とすることが少なくありません。また、女性の社会進出を背景に、保育ニーズは増加しています。

このような状況の中、安心して子どもを産み育てられるよう、産前・産後を通じた切れ目ない子育て支援を実施するため、気軽に相談できる体制の充実、保育施設の整備による待機児童の解消などを推進していきます。

今後は、より安心して子育てできるよう、子育て家庭のニーズと子育て支援のマッチングの強化や、関連する事業の連携を強化するために、施策をパッケージ化し、情報提供を行うなど、利用者にとってより分かりやすい情報発信を進めていきます。

施策の方向性Ⅰ－1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

施 策		成 果 指 標	
(1) 妊娠・出産の支援の充実	新生児訪問指導時の 利用満足度	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		93.6%	100%
(2) 子育て支援の充実	児童館 1 館当たりの 子育て相談の件数	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		86 件	193 件

施策の方向性Ⅰ－2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

施 策		成 果 指 標	
(1) 教育・保育事業の推進	保育園の待機児童数	現状 (平成 27 年 4 月)	目標 (平成 30 年度)
		378 人	0 人
(2) 教育・保育の質の向上	保育士研修受講者数	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		2,298 人	2,800 人

【施策の方向性】

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約3億8503万円】

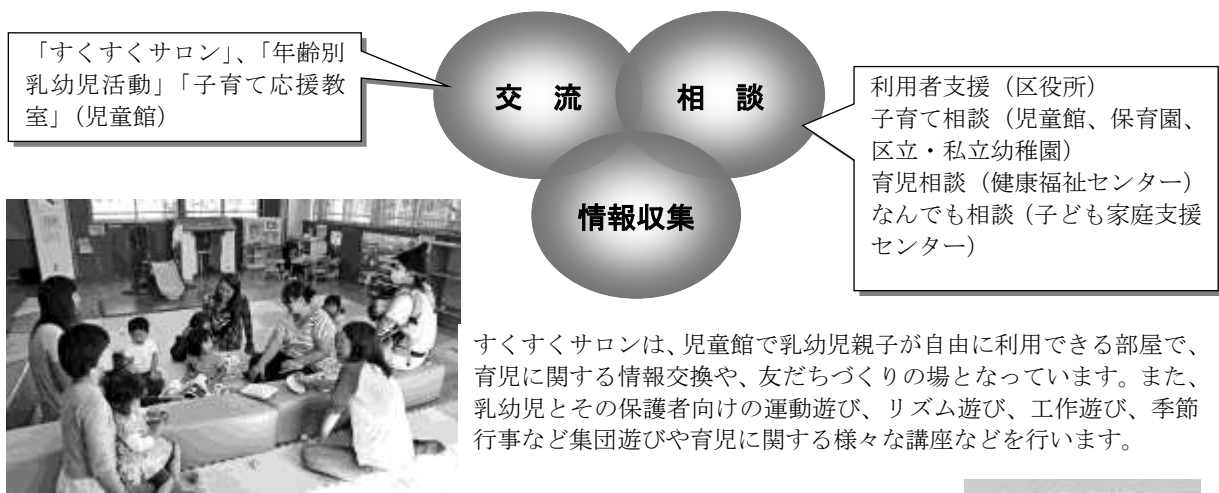
1. 現状・課題

- 第1子を出産した時の母の平均年齢は、昭和55年では26.4歳でしたが、平成26年には30.6歳（平成26年人口動態統計）へと上昇しており、高齢で出産することに健康や体力、育児などの不安を感じる母親が増えています。また、出産直後にマタニティブルーや産後うつ⁹に悩む母親も少なくありません。
- 新生児訪問等指導・産後うつ対応は、母子健康手帳に添付されている出生通知票を区に提出した方を保健師又は助産師が訪問し、母と子の健康相談を行う事業です。出生通知票の提出がない方は、子育てサポーターが訪問し（こんにちは赤ちゃん事業）、継続的支援が必要と想定される場合は保健師等が支援しています。この訪問によりさらに支援が必要な場合は保健師等による継続支援につなげています。

図表 29 乳児家庭全戸訪問事業の状況

乳児家庭全戸訪問事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問件数（件）	4,420	4,371	4,332	4,302	4,476	4,507

- 板橋区では、利用者支援事業として、区立保育園園長経験者による保育専門相談員（保育マイスター）を区役所に配置するほか、出張相談や児童館、区立・私立保育園、私立幼稚園での相談・交流・情報提供など重層的な相談機能を展開しています。



- 「いたばし子育て情報ブック」は福祉・医療・保健・教育などの子育て情報に関する支援制度や各種の相談窓口など、子育てに役立つ情報を一冊にまとめたものです。妊娠の届出をされた方などに配付しています。



⁹ マタニティブルー、産後うつ：

マタニティブルー（ブルー）は産後早期に、産後うつは産後数週間で発現するとされています。

◇妊娠・出産から育児期に至るまで、切れ目のない支援が必要です。

妊娠・出産期からの様々なアプローチや乳幼児親子の居場所づくりなどを充実し、子育て家庭に寄り添い、適切な時期に的確な支援が届くよう、重層的な事業の実施と事業間の連携を推進する必要があります。また、子育て家庭の不安軽減のため、様々な相談支援の充実が求められています。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 庁内の連携を図り、妊娠期から出産期、子育て期のライフステージに応じて一貫した支援体制を整備します。
- 板橋区子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 状況に応じて適切な支援を受けられるよう、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、各種サービス等が利用者に十分周知されるよう情報提供を行います。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
(1) 妊娠・ 出産の 支援の 充実	★乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・ こんにちは赤ちゃん訪問)	乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などを把握して子育てに関する情報提供を行うとともに、健康管理や育児の相談・助言を行う。継続的支援が必要な場合は保健師等が支援する。				健康推進課
	目標 事業量	実施率	現状 (平成 26 年度末)	94.6%	目標 (平成 30 年度末)	
	★妊婦健康診査	妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するために定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する。				健康推進課
	目標 事業量	受診回数	現状 (平成 26 年度末)	53,084 回	目標 (平成 30 年度末)	
(2) 子育て 支援の 充実	◎★いたばし子育て NAVI の充実	区役所に保育専門相談員を配置して、施設の利用支援を中心に子育てに関わる相談を充実させる。				保育 サービス課
	目標 事業量	相談件数	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	
	◎子育て相談エール	児童館のすくすくサロンのうち、5箇所専任の相談員が常駐し、遊びの見守りや会話を通して、子育ての悩みに対するアドバイスを行い、必要に応じて専門機関を紹介する。				子ども 政策課
	目標 事業量	相談件数	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	

3. 重点事業以外の関連事業

①「施策(1) 妊娠・出産の支援の充実」

No.	事業	内容	担当課
01	◎妊婦・出産ナビゲーション事業 (いたばし版ネウボラ)	すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。	健康推進課
02	◎女性健康支援センター事業	女性を対象に女性特有の疾患や健康づくりに関して、健康相談や健康講座、グループ支援などを行うことで、生涯を通じた女性の健康づくりを支援する。	健康推進課
03	◎特定不妊治療費助成	東京都の特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方を対象に、特定不妊治療費の一部を助成する。	健康推進課
04	母子健康手帳交付	妊産婦と乳幼児の健康を守り、心身ともに健全な児童を育成するための健康記録として、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付する。	健康推進課
05	妊産婦訪問	妊娠中の健康な生活の保持、出産、育児不安の軽減のために訪問指導が必要な妊婦を訪問し、相談に応じる。	健康福祉センター
06	母親学級・両親学級	妊娠・出産及び育児等の知識の習得と仲間づくりを行う。また、母性の健康を保持した正しい食事のとり方、家族の食生活改善を支援する。	健康福祉センター
07	女性歯科健診	歯科疾患の予防と胎児の歯科口腔の健全な発育を図るために、歯科健診、口腔衛生指導を実施する。	健康福祉センター
08	妊娠高血圧症候群等医療費助成制度	妊娠により入院医療を必要とする疾病で、助成基準に該当する妊産婦に対して入院医療費を助成する。	健康推進課
09	産後の育児支援	出産・退院後に沐浴や乳房の管理指導を委託助産師の訪問により実施し、安心した産後の生活を支援する。	健康推進課 健康福祉センター
10	育児支援ヘルパー派遣事業	出産前後の家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児の援助を行うヘルパーを派遣する。	子ども家庭支援センター
11	親子健康支援事業 (プレママプレパパコース)	妊娠中を健やかに送るためのアドバイスや新生児期の健康管理、子育てに関する講座を実施する。	健康推進課

いたばし版ネウボラとは：

ネウボラ (Neuvola) とは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する支援制度です。

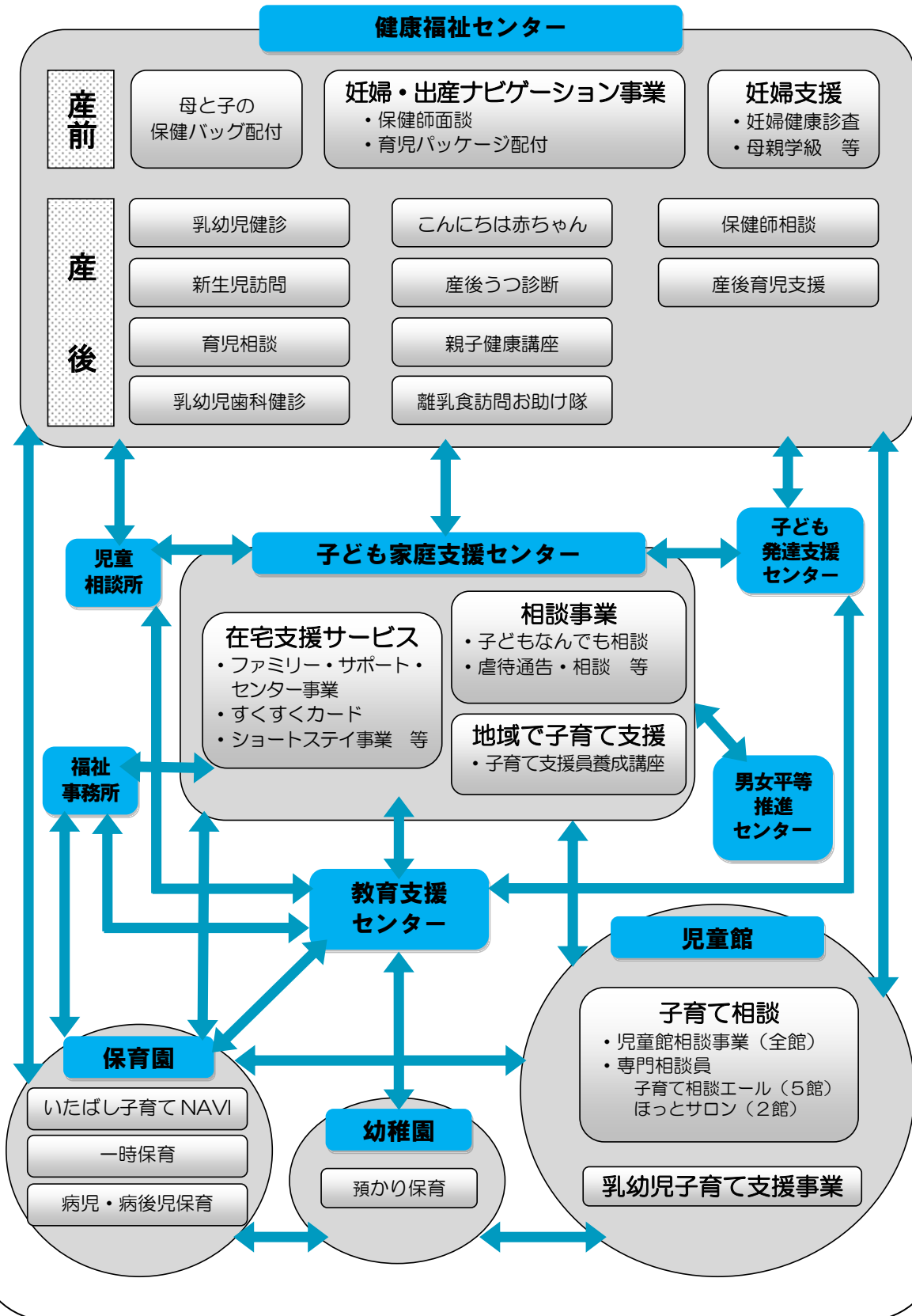
板橋区では、母子保健相談員 (通称ネウボラさん) による面接の結果、継続した支援が必要な家庭に対して、健康福祉センターの保健師が支援を行います。また、児童館、子ども家庭支援センター等関係機関と連携した子育て支援を行うなど、「切れ目のない支援」を行います。

②「施策(2) 子育て支援の充実」

No.	事業	内容	担当課
01	◎板橋区子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の推進	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業の各年度の供給目標量を確保する。	子ども政策課
02	子育て情報一元化の推進	次世代育成に係る情報を一元的に収集し、区ホームページや子育て情報ブックなど、様々な媒体を通じてタイムリーに提供する。	子ども家庭支援センター
03	子育て相談	児童館、区立保育園、区立・私立幼稚園において、児童の保護者からの養育その他に関する相談に応じる。	子ども政策課 保育サービス課 学務課
04	離乳食講習会	離乳食の作り方や進め方についての講習会を実施する。	健康福祉センター
05	子育て応援教室	児童館において、児童の健全な育成に資するための各種講演会、講習会や親子の創作活動、交流活動、レクリエーション等を開催する。	子ども政策課
06	子育てグループ育成・支援	子育て中の保護者の交流と育児不安の軽減のため、グループワーク、情報交換等を実施する。	健康福祉センター
07	育児不安をかかえる母親等への支援	育児不安をかかえる母親を対象にグループワークを行い、育児不安を軽減するとともに育児スキルの向上を図る。こころの問題をかかえている親子に対しては、臨床心理士による個別相談を行う。	健康福祉センター
08	◎多胎児親子グループ支援	多胎児の親子を対象に、多胎児の出産、育児に対する母親の不安を解消し、子どもの健やかな発達を促すために、毎月の交流会と多胎児についての講演会を行う。	健康福祉センター
09	幼稚園における子育て支援	降園時間以降の園庭開放、子育ての講演会や子育て情報の提供など、幼稚園の地域に根差した子育て支援を行う。	学務課
10	乳幼児専用ルーム すくすくサロン	乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を提供する。 なお、平成28年度からすべての児童館(26館)にすくすくサロンを設置することにより、機能を充実させる。	子ども政策課
11	子育てステップ事業	乳幼児とその保護者が、保育士や在園の乳幼児と交流することにより、育児不安の軽減や問題の解決を図る。	保育サービス課
12	子どもなんでも相談	専門職による子育てに関する不安や児童自身の悩みに対する総合的な相談事業を実施する。	子ども家庭支援センター
13	親子健康支援事業 (乳幼児コース)	乳幼児期に多い病気の特徴と症状の対処法などについて専門医がミニ講座と子育てアドバイスをを行う。	健康推進課

切れ目のない支援で子育て家庭をサポートします

板橋区では各部署が連携して、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進していきます。



【施策の方向性】

I - 2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約10億8138万円】

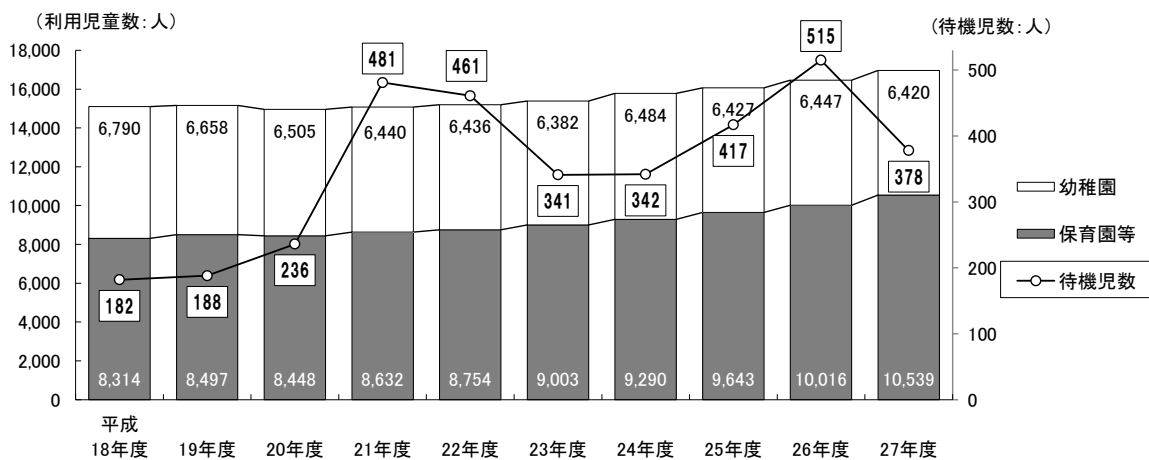
1. 現状・課題

■子ども・子育て支援新制度では、「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」として施設型給付を、「保育の量的拡大・確保」として地域型保育給付を位置づけています。

「板橋区子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供地域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めています。

■過去10年の幼稚園、保育園等の利用状況をみると、幼稚園の利用児童数は6,000人台で推移する一方、保育園等の利用児童数は大幅に増加しています。待機児童の解消をめざし、平成27年度に向けて認可保育園7か所・小規模保育園7か所を整備するなど保育定員を689人拡充し、平成28年度に向けても700人を超える保育定員の整備を進めています。

図表 30 板橋区における幼稚園・保育園等の利用児童数の推移



■認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成28年1月現在、板橋区には認定こども園が2園あります。

◇ニーズに応えられる良質な保育事業を確保する必要があります。

女性の社会進出を背景に、保育ニーズは増加の一途をたどっています。「板橋区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、区の実情に応じた様々な保育サービスを拡充していく必要があります。

さらに、子どものより良い育ちに資するため、保育の質の確保及び向上を図っていく必要があります。また、認定こども園の普及に向けて国の環境整備の状況を把握しながら、保育園や幼稚園のニーズ、地域の実情に応じて移行できるよう、協議・検討していく必要があります。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 幼児期の教育・保育事業を計画的に整備し、待機児童の解消をめざします。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育の確保を推進します。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
(1) 教育・保育事業の推進	◇保育施設の整備 ・認可保育所 ・家庭福祉員 ・小規模保育 ・事業所内保育	「板橋区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各年度の供給目標量を確保するとともに、平成 29 年度までに待機児解消をめざす。				子育て支援施設課
	目標事業量	保育施設の定員数	現状 (平成 26 年度末)	10,121 人	目標 (平成 30 年度末)	
	★延長保育	就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、通常保育時間外の保育を行う。				保育サービス課
目標事業量	実施園	現状 (平成 26 年度末)	78 園	目標 (平成 30 年度末)	109 園	
(2) 教育・保育の質の向上	幼稚園・保育園・小学校交流合同研修	子どもの育ちの連続性を確保するため、交流・合同研修を組織的・継続的に実施し、互いの教育（保育）内容について相互理解を深める。				保育サービス課 学務課
	目標事業量	参加園数	現状 (平成 26 年度末)	幼稚園 7 園 保育園 65 園	目標 (平成 30 年度末)	
	◎★保育施設指導検査	保育の質を確保するため、認可保育園や小規模保育所などを立入り調査し、助言や指導を行う。				子育て支援施設課
目標事業量	指導検査実施回数	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	各園 2 年に 1 回	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 教育・保育事業の推進」

No.	事業	内容	担当課
01	◎★補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払う日用品などの教育・保育に必要な物品の購入費又は行事の参加費の一部を助成する。	保育 サービス課 学務課
02	★認定こども園の推進	幼稚園、保育園の機能を併せ持つ認定こども園の設置に向けて、施設環境等を整備しながら、移行への支援を行う。 また、区立幼稚園の認定こども園化について、移行・開設をめざす。	保育 サービス課 学務課
03	★家庭福祉員事業	保育を必要とする児童を保育士、看護師、その他の資格を有した者の居宅等において保育を行う。	保育 サービス課
04	◎★小規模保育事業	区が認可する地域型保育事業の一つで、0～2歳児を対象とした、定員6～19人の比較的小さな施設であり、規模の特性をいかしたきめ細やかな保育を実施する施設に支援を行う。	保育 サービス課
05	◎★事業所内保育事業	事業所が主体となって、その事業所の従業員や職員の子どもと、地域枠としてその地域で保育が必要な子どもに保育を提供する0～2歳児を対象とした施設に支援を行う。	保育 サービス課
06	★病児・病後児保育	病児又は病後児（病気の回復期にある児童）で、医療機関による入院加療等の必要はないが、安静を要するため保育園や幼稚園に通園できない時に、区が委託する医療機関等で保育する。	保育 サービス課
07	★一時預かり	保護者が就労、通院、研修、育児疲れなどで、家庭での保育が困難となった場合に、一時的に保育を行う。	保育 サービス課
08	★ショートステイ事業	2～12歳を対象に、保護者の出産、病気、家族の介護等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設において養育する。	子ども家庭 支援センター
09	◎★乳児ショートステイ事業	0～2歳未満を対象に保護者の出産、病気、家族の介護等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設（乳児院）において養育する。	子ども家庭 支援センター
10	★トワイライトステイ事業	仕事等により保護者の帰宅が夜間になる場合に、16時から22時まで児童福祉施設で養育する。	子ども家庭 支援センター
11	★ファミリー・サポート・センター事業	保護者の疾病、残業、地域活動等で子どもの一時的な保育が必要となった場合に、保護者に代わって子どもの世話をする者（援助会員）と保護者（利用会員）を結び、育児支援を行う。	子ども家庭 支援センター
12	私立保育園中規模改修	私立保育園の生活環境改善のための中規模改修に対し補助金を支出する。	保育 サービス課

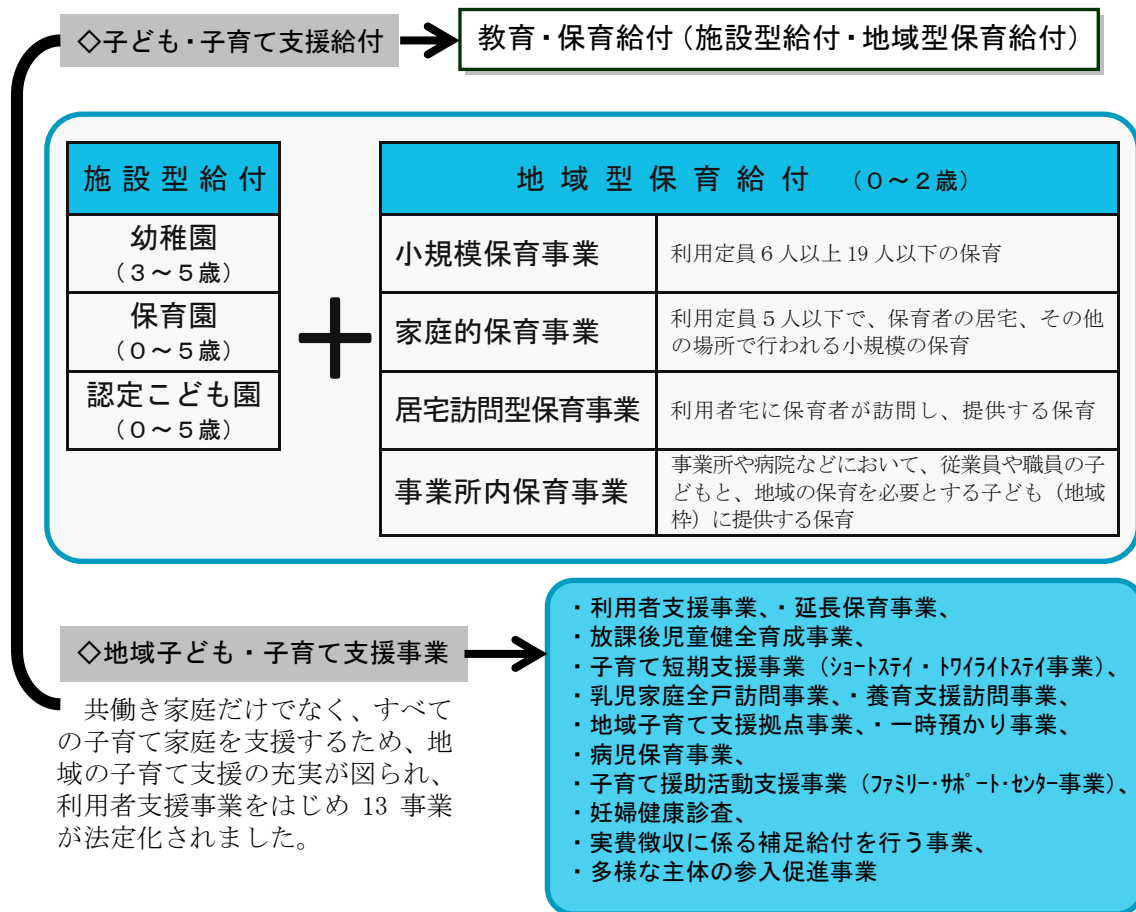
No.	事業	内容	担当課
13	◇児童福祉施設 個別整備計画の推進	児童福祉施設等を安心・安全・快適な施設とするため、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく「個別整備計画」を踏まえ、計画的な整備を進める。	子育て支援 施設課
14	年末保育	年末の就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、保育を行う。	保育 サービス課
15	認証保育所等 保育料助成事業	認証保育所等の対象施設へ通っている子どもの保護者に対し、保育料の一部を補助する。	保育 サービス課
16	幼稚園情報誌の作成	私立幼稚園協会と協議し、区内の私立・区立幼稚園の教育目標や保育内容を記載した情報誌を作成する。	学務課
17	幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園の在園児を養育する保護者の負担を軽減するため、補助金を支給する。	学務課
18	私立幼稚園 教育環境整備費等補助	私立幼稚園の教育環境の充実及び教育内容の維持・向上に必要な経費を補助することにより、幼稚園教育の振興と父母の負担軽減を図る。	学務課
19	私立幼稚園協会への支援	幼稚園協会に補助金を支給することにより、区の幼児教育の振興を図る。	学務課
20	未就園児の保育	幼稚園における集団での遊びを通して日常とは異なる体験の機会を提供する。	学務課

② 「施策(2) 教育・保育の質の向上」

No.	事業	内容	担当課
01	保育園における 第三者評価	保育サービスの向上及び透明性の確保のため、第三者による評価を実施する。	保育 サービス課
02	◎教育・保育施設及び地 域型保育事業者との 連携	原則として、満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図る。	保育 サービス課
03	◎保育士研修の充実	区が実施する区立保育園の保育士研修の対象を、私立保育園、小規模保育園、認証保育所に広げ、保育士としてのスキルや専門的知識を習得することにより、子どもへの保育及び保護者への対応など、保育士の資質の向上を図る。	保育 サービス課

子ども・子育て支援新制度

社会保障と税の一体改革の一環として、消費税財源の投入を前提に、子ども・子育て支援の充実を図る恒久法として子ども・子育て支援法が制定されました。これに基づき、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業の定量的な整備目標は、子ども・子育て支援事業計画に記載されることとなっており、平成27年4月から開始しています。



基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし

子どもが健やかに成長していくうえで、母子保健は健康づくりの出発点であり、子どもが育つ基盤となります。板橋区の母子保健サービスは質・量ともに充実しており、医療機関も整備されているという地域特性を踏まえ、安心して子育てができる環境づくりをより一層進めていくことが望まれます。また、子どもが巻き込まれる事故や犯罪は後を絶たず、近年ではインターネットに起因した犯罪被害も心配されています。

このような状況の中、子どもと母親の健康づくりを増進するため、子どもの成長段階に応じた母子保健施策の充実を図ります。また、子どもが安心して安全に過ごすことができるよう、地域や企業などが一体となって子どもを見守る体制を強化します。

今後は、「ユニバーサルデザイン」の考え方に配慮したハード面及びソフト面の整備により、子どもをはじめとしたすべての人が快適かつ安全に利用できるまちづくりを推進していきます。

施策の方向性Ⅱ－１ 子どもの命と健康を守ります

施 策	成 果 指 標		
(1) 小児医療環境の充実	夜間・休日も含め、安心して医療が受けられると感じる区民の割合 (区民意識意向調査)	現状 (平成27年度)	目標 (平成30年度)
		46%	↑
(2) こころと体の健康づくりの推進	乳幼児健康診査受診率	現状 (平成26年3月)	目標 (平成30年度)
		91.3%	100%

施策の方向性Ⅱ－２ 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます

施 策	成 果 指 標		
(1) 交通安全・事故防止・災害対策	幼児・小学生・中学生の交通事故件数(年間)	現状 (平成26年)	目標 (平成30年)
		80件	↓
(2) 犯罪等の被害の防止	治安が保たれていると感じる区民の割合 (区民意識意向調査)	現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
		51.4%	↑

【施策の方向性】

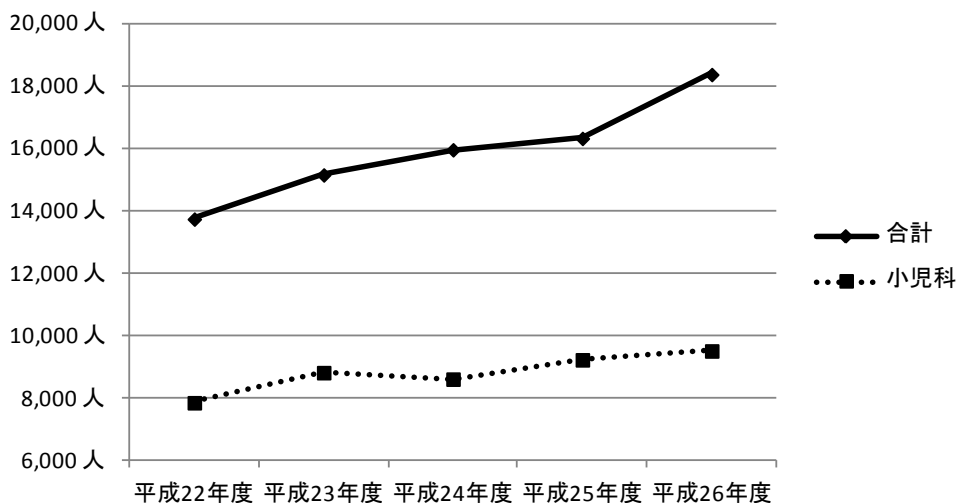
Ⅱ－1 子どもの命と健康を守ります

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約12億4827万円】

1. 現状・課題

■ 休日医科診療の利用者数はこの5年間で増加しています。利用者のうち、小児科の利用者についても概ね増加傾向にあります。

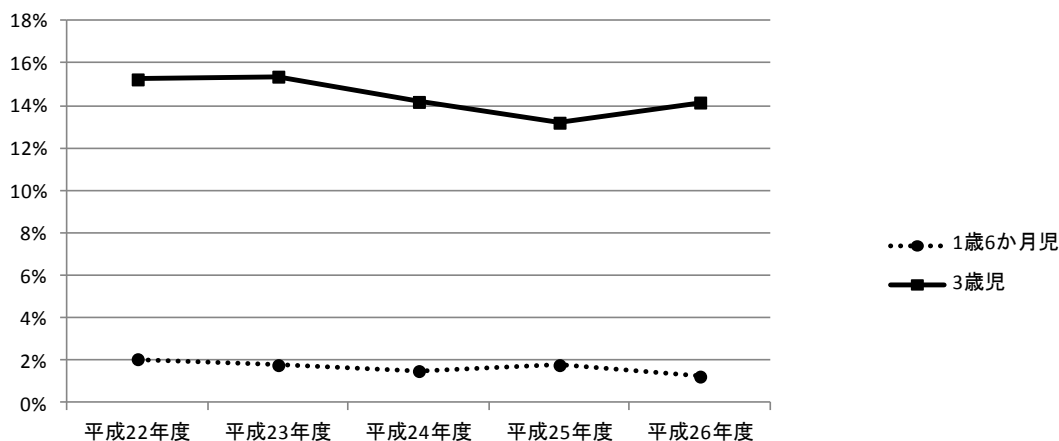
図表 31 休日医科診療利用者数（延べ人数）



資料：板橋区の保健衛生

■ むし歯のある者の割合は、この5年間では若干の減少傾向にあります。

図表 32 むし歯の状況



資料：板橋区の保健衛生

◇子どもの健康と命を守ることは最優先の課題です。

子どもの健康を保持増進するため、各種健康診査や予防接種、休日・夜間も含めた小児医療環境づくりが求められています。また、食の大切さや楽しさを伝える食育についても推進していく必要があります。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 医療や精密健康診査に係る費用を助成します。
- 小児医療救急体制を確保します。
- 成長段階に応じた各種健診や予防接種等を実施し、子どもの健康の保持増進を図ります。
- 食の大切さや楽しさを伝える食育を推進します。

② 重点事業

施策	事業名		内容				担当課
(1) 小児医療環境の充実	小児初期救急 平日夜間診療		平日の夜間における小児の急病疾患に対する初期救急医療事業「平日夜間応急こどもクリニック」を実施する。				健康推進課
	目標 事業量	実施日数	現状 (平成 26 年度末)	244 日	目標 (平成 30 年度末)	244 日	
	休日医科診療 (内科・小児科)		急病患者に対する診療事業（主に内科、小児科）を実施する。				健康推進課
	目標 事業量	実施日数	現状 (平成 26 年度末)	72 日	目標 (平成 30 年度末)	73 日	
(2) こころと体の健康づくりの推進	出張歯みがき指導		歯の健康の基礎づくりを目的として、健康劇や歯みがき実習を実施する。				健康福祉センター
	目標 事業量	実施箇所数	現状 (平成 26 年度末)	202 か所	目標 (平成 30 年度末)	↑	
	予防接種		ヒブ、小児用肺炎球菌、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎、結核、日本脳炎、麻しん、風しん、水痘、ヒトパピローマウイルスについて予防接種を行う。				予防対策課
	目標 事業量	麻しん風しん 混合第 1 期接 種率	現状 (平成 26 年度末)	96.6%	目標 (平成 30 年度末)	95%以上	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 小児医療環境の充実」

No.	事業	内容	担当課
01	養育医療給付	出生体重が 2,000g 以下の未熟児又は医師が入院養育を必要と認めた未熟児性のある場合に医療給付を行う。	健康推進課
02	妊婦、乳児、1歳6か月、3歳、4・5歳児精密健康診査費助成	妊婦、乳児、1歳6か月、3歳、4・5歳児健康診査において、診断確定のための精密健康診査を行う必要があると判断された者に対し、これに要する費用を助成する。	健康推進課
03	結核児童療育給付	骨関節結核及びその他の結核にかかっている 18歳未満の児童で、医師が必要と認め、指定療育医療機関に入院した場合に医療費の一部又は全部を免除するとともに、療育生活に必要な日用品と学校教育に必要な学用品の給付を行う。	予防対策課
04	育成医療給付	身体に障がいがあり手術などにより機能回復が見込まれる場合に指定医療機関で受ける医療費を助成する。	健康推進課
05	大気汚染関連疾病 医療券交付	大気汚染の影響を受けたと推定される気管支ぜん息などの疾病にかかった者に対し、健康被害の救済を図るため、医療証を交付する。	予防対策課
06	休日歯科応急診療	急に歯が痛くなった方の応急歯科診療を行う。	健康推進課

② 「施策(2) こころと体の健康づくりの推進」

No.	事業	内容	担当課
01	育児相談・出張育児相談	乳幼児の健やかな育成のために、身体発育、精神発達、保護者の育児不安などに関する保健栄養相談に応じる。また、集会所など地域に出向き、出張相談を行う。	健康福祉センター
02	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を健康福祉センターや区内医療機関で実施する。	健康推進課 健康福祉センター
03	保育園・幼稚園児の健康診査	児童福祉施設最低基準、学校保健安全法等に基づく園児の健康診断を実施する。	保育サービス課 学務課
04	4・5歳児健康診査	幼稚園、保育園等で集団健診を受けられない4歳児、5歳児を対象に各健康福祉センターにおいて、健康診査を実施する。	健康福祉センター
05	乳幼児呼吸器健診	乳幼児を対象にぜん息予防健診を行い、発症防止、早期治療のための指導を行う。	予防対策課
06	就学時健康診断	学校保健安全法第 11 条に基づく就学時健康診断を実施する。	学務課

No.	事業	内容	担当課
07	児童・生徒の健康診断	学校における児童・生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を実施する。	学務課
08	乳幼児歯科健診	むし歯の予防と早期発見のため歯科健診、健康相談を実施する。	健康福祉センター
09	1歳6か月、3歳児歯科健診	幼児の歯科保健の向上のため、歯科健診、健康教育を実施する。	健康福祉センター
10	はじめての歯みがきひろば	乳歯の手入れとむし歯予防の話や保護者のむし歯菌活動検査及び歯科相談を行う。	健康福祉センター
11	健康相談事業	ぜん息やアレルギーに対する知識の普及、予防及び意識の向上のため、講演と相談を行う。	予防対策課
12	区立保育園における食物アレルギー対策	食物アレルギーを有する園児にも安全性を最優先とした給食を提供するため、誤配や誤食を防ぐための対応や体制づくりを徹底する。	保育サービス課
13	学校給食における食物アレルギー対策	食物アレルギーを有する児童・生徒にも安全性を最優先とした給食を提供するため、誤配や誤食を防ぐための対応や体制づくりを徹底する。	学務課
14	天津わかしお学校の運営	転地療養(寄宿生活)により、ぜん息、肥満、虚弱、偏食などから児童の健康の回復を図る。	学務課
15	機能訓練事業	水泳指導を行い、基礎体力の増進を図るとともに、ぜん息に係る知識の普及及び指導を実施する。	予防対策課
16	感染症定点観測調査	医師会の協力を得て区内の小児科、内科のうち医療機関36か所を定点観測所として毎週感染症の発生状況の報告を求め、流行の実態把握を行い、まん延防止に努める。	予防対策課
17	◇食育の推進	食育ボランティアや地域、福祉、保健、教育などの関連機関と連携し、子どもの発達段階に応じた食育活動の実践を支援する。	健康推進課
18	食育・健康クッキング教室	生活習慣病予防や各ライフステージの食生活の課題に沿った講義、調理実演を行う。また、地域活動、父母会、児童館などで食育推進や栄養・食生活、健康づくりについて講演会を実施する。	健康福祉センター
19	げんキッズ菜園	食育の一環として、園児が自らの体験を通じて健康・人間関係・食文化・命の大切さ等を学ぶことができるよう、区立保育園に野菜苗と土を配付する。	保育サービス課
20	離乳食訪問お助け隊	訪問栄養士が、依頼のあった保護者の自宅へ訪問して、一緒に離乳食を作りながら、乳幼児の発達段階や個々の生活に対応したアドバイスを行うことにより、離乳食への不安の解消など子育てを支援するとともに、食育推進を図る。	健康推進課 健康福祉センター

【施策の方向性】

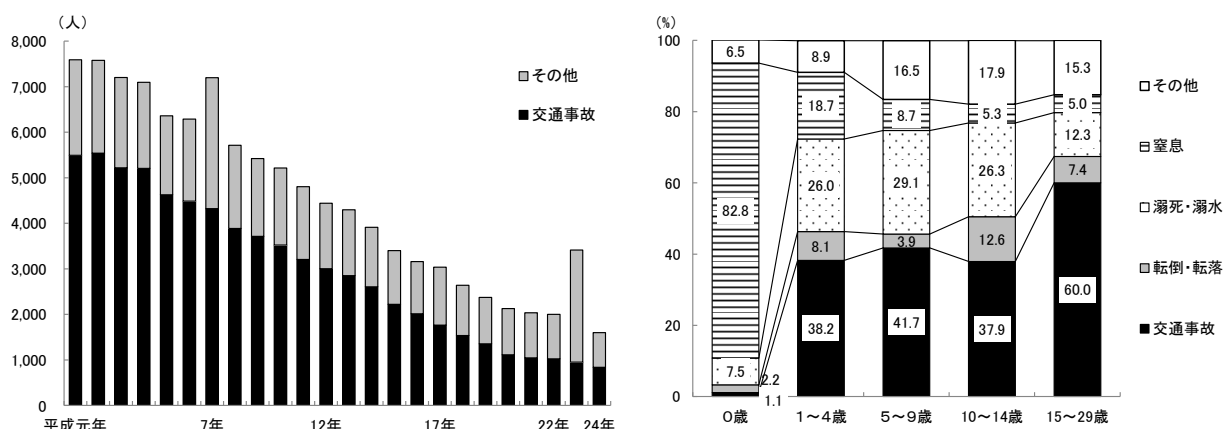
Ⅱ－２ 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約3億2233万円】

1. 現状・課題

■不慮の事故による死亡者数は、平成元年をピークに、阪神・淡路大震災のあった平成7年と東日本大震災のあった平成23年を除き、減少が続いており、平成24年は1,600人となっています。事故区別にみると、0歳児では食物を詰まらせたりベッドの中などで起こった窒息死が圧倒的に多く、1～14歳では交通事故と溺死・溺水、15歳以上では交通事故が多くなっています。

図表 33 30歳未満の不慮の事故による死亡数の推移（左）・事故区別構成割合（右）平成24年



資料：平成26年版子ども・若者白書（厚生労働省「人口動態統計」）

■板橋区では小学3年生以上を対象に、小学生自転車教室を開催し、自転車の整備点検のほか自転車実技テスト、ペーパーテストなどを行い、自転車運転免許証を発行しています。平成24年、小学2年生の交通死亡事故が連続して発生したことを契機に、平成25年度以降、教室の実施校が増加しました。中学生にはスケアード・ストレート方式（スタントマンによる交通事故再現）の交通安全教室を行っており、在学中の3年間に1回の体験が可能となるよう年間8校で実施しています。

■平成25年度から、災害情報や不審者情報等を迅速に伝達するため、保育園の職員及び保育園・幼稚園・小中学校の保護者に電子メールを配信しています。

■PTAが中心となり、「子ども110番の家」の活動を行っています。板橋区では、「子ども110番の家」の目印として、主に警視庁のシンボルマーク「ピーポくん」がデザインされているマークを使用しています。マークは、区内に3,576か所あります（平成27年4月1日現在）。

◇子どもの安全対策の強化が求められています。

子どもの死因の多くは、不慮の事故であり、また、子どもを狙った犯罪も後を絶ちません。子どもが自ら身を守ることができるようにするとともに、子どもの安全を確保できるよう交通安全教育の推進をはじめ、地域の連携を強化し、子どもを事故や犯罪、有害な環境から守る仕組みづくりが重要となっています。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 家庭内の事故防止を呼びかけるとともに、交通安全、児童施設の災害時の備蓄や区内の公共施設、公園等のユニバーサルデザイン化などの安全対策を推進します。
- 自分の身は自分で守り、自らも安全なまちづくりに参加できる意識の醸成と技能の習得を図ります。
- 地域と協力し、子どもが犯罪等の被害に巻き込まれないまちづくりを推進します。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
① 交通安全・ 事故防止・ 災害対策	げんきっ子 トラフィックスクール	保育者の交通安全指導の指導力の向上と小学校入学を控えた5歳児に対し、実践練習を交えながら、交通ルール等の習得を図る。				交通安全課 保育 サービス課
	目標 事業量	実施園数	現状 (平成26 年度末)	62園	目標 (平成30 年度末)	
	◎公園のユニバーサル デザイン化	ユニバーサルデザインに基づいた公園の改修を行う。				みどりと 公園課
	目標 事業量	ユニバーサル デザインに配 慮して改修さ れた公園数	現状 (平成26 年度末)	—	目標 (平成30 年度末)	
② 犯罪等の 被害の防 止	板橋セーフティー・ ネットワーク	新聞販売店や郵便局など区内を中心に業務を行っている事業者の協力により、犯罪の抑止を図る。				防災危機 管理課
	目標 事業量	協力事業者数	現状 (平成26 年度末)	75事業者	目標 (平成30 年度末)	
	◎通学路防犯カメラ の設置	通学路周辺に防犯カメラを設置し、子どもたちへの犯罪の予防を図る。				地域教育力 推進課
	目標 事業量	通学路におけ る防犯カメラ の設置数	現状 (平成26 年度末)	—	目標 (平成30 年度末)	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 交通安全・事故防止・災害対策」

No.	事業	内容	担当課
01	中学生交通安全教室	中学生を対象に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得する交通安全教育を行う。	交通安全課 指導室
02	小学生自転車教室	小学生3～6年生を対象に、歩行者や自転車の利用者として必要な技能と知識を習得する交通安全教育を行う。	交通安全課 指導室
03	道路の整備	交通の安全性向上のため、区道の路面補修等を計画的に実施する。	計画課
04	◇自転車道の整備	環境負荷の少ない交通手段である自転車の利用促進を図るため、整備を行う。	計画課
05	家庭内事故予防の 情報提供	家庭内での事故を予防するため、母子健康手帳・リーフレット等により情報提供を行う。	健康福祉 センター
06	放置自転車対策	放置自転車を撤去し、歩行者等の安全を確保する。	交通安全課
07	◎◇ユニバーサルデザインの推進	公共施設などハード面のバリアフリー化とともに、心のバリアフリー化・情報のバリアフリー化を推進するため、ユニバーサルデザインに係る総合的な方針を決定する。方針決定後は、方針に基づく事業を実施し、誰もが訪れたいくなるユニバーサルデザイン先進区をめざす。	障がい者 福祉課 都市計画課
08	バリアフリーマップの 提供	高齢者・障がい者・乳幼児を連れた方などを含むすべての区民に対して、公共施設等のバリアフリーに関する情報を提供する。	障がい者 福祉課
09	児童福祉施設の 防災備蓄の配備	大地震が発生した際、児童館や保育園等において、保護者への引き渡しまで、児童・園児が施設に3日間留まる事を想定し、3日分の水と食糧を備蓄する。	子ども政策課 保育 サービス課

② 「施策(2) 犯罪等の被害の防止」

No.	事業	内容	担当課
01	防犯ブザーの配付	子どもを犯罪被害から守るため、防犯ブザーを配付する。	学務課
02	緊急連絡メールシステム (1) 保育園緊急連絡メールシステム (2) 学校等緊急連絡メールシステム	保育園の職員及び登録した保護者に対し、事件・事故・保育活動情報を随時、配信する。 区立小中学校及び幼稚園の保護者等を対象に災害情報等を迅速に伝達するため、電子メールを携帯電話やパソコン等に配信する。	保育サービス課 教育総務課
03	PTA 安全対策活動支援事業	小学校 PTA 連合会による「ピーポ 110 番」、「合同パトロール」等、子どもの安全を守る活動を支援する。	地域教育力推進課
04	子ども 110 番の家	PTA が中心となり、子どもたちの身に危険が迫った時、助けを求めて逃げ込める民間の防犯協力拠点「子ども 110 番の家」を設置する。	地域教育力推進課
05	いたばし子ども見守り隊・スクールガード	地域のボランティアによる見守り活動により、児童の安全を確保するとともに、地域の安全意識の向上を図る。	地域教育力推進課
06	子ども安全パトロール	子どもの安全を確保するため、下校・帰宅時間帯を中心に、通学路等の巡回を青色防犯パトロールカーにより実施する。	防災危機管理課
07	◎地域安全マップ作製講習会	小学校 PTA 連合会と共催で、児童の保護者向けに犯罪が起こりやすい場所を地図上に表す「地域安全マップ」作製のための講習会を実施する。	防災危機管理課
08	◎学校ネットパトロール事業	インターネットを通じた「いじめ」、「犯罪」、「個人情報流出」などの児童・生徒の生活指導上の問題を早期発見・防止するため、区立小中学校の非公式サイト等の検索及び当該サイト等における投稿内容の監視を行う。	指導室
09	◎有害情報対策	子どもを情報社会の犯罪等から守るため、インターネットや SNS ¹⁰ の正しい利用方法を啓発する。	地域教育力推進課

¹⁰ SNS :

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、インターネット上で社会的なつながりを作り出せるコミュニティ型の Web サイトをいいます。

家庭・地域・企業・行政等が連携して子どもの安全を守ります

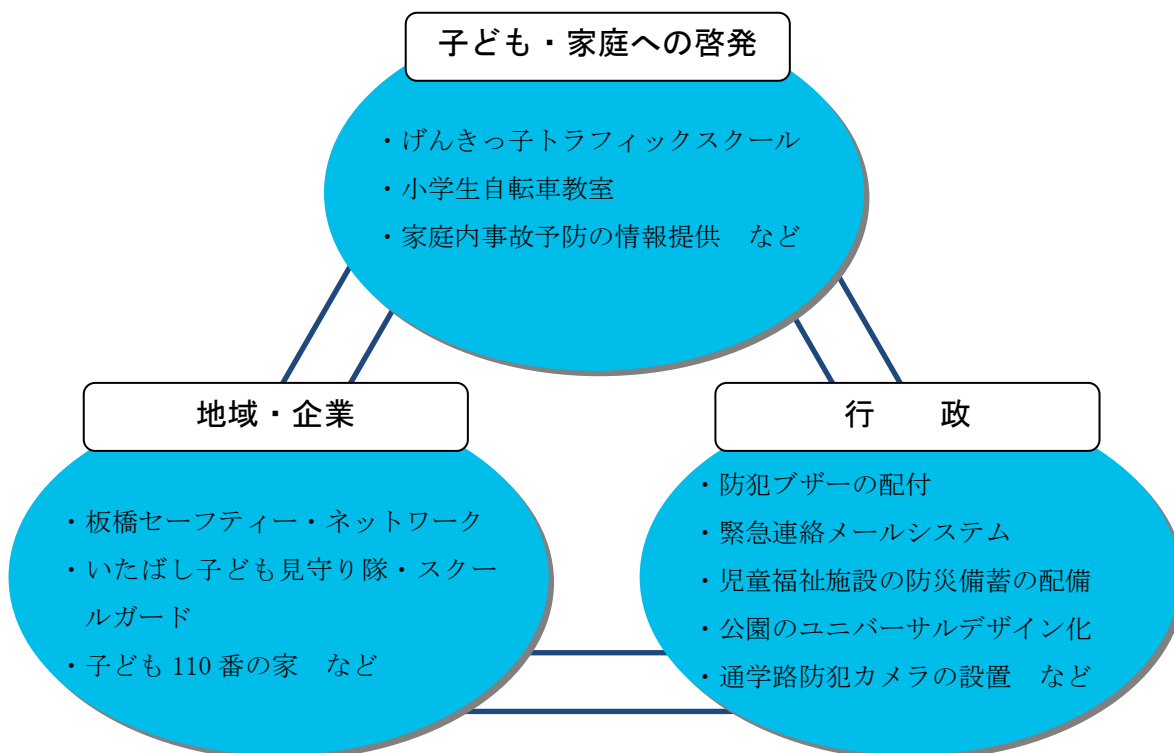
交通安全教育や事故防止に関する情報の発信、地域での子どもの見守りなど、子どもの安心・安全を確保するための取組を推進します。

子どもが健やかに育つためには、子どもや保護者等が安心して日々の生活を過ごせることが重要です。

子どもの安全に関わる取組は、交通事故や家庭内での事故予防、犯罪等の被害の防止、災害対策など多岐にわたります。区役所の各部署が連携するとともに、家庭・地域・企業・行政等が連携して子どもを守る体制を推進していく必要があります。

また、子どもの安全を確保するうえで重要なユニバーサルデザインについても、東京オリンピック・パラリンピックへの対応を含めて進めていくことが求められています。

さらに、子ども自身が事故や犯罪等から身を守れるよう、子どもの生き抜く力を伸ばしていくことも重要です。



通常業務をしながら防犯見守り活動を行います
(板橋セーフティー・ネットワーク)

基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

次世代育成支援対策は、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から地域社会が一体となって推進することが重要です。特に配慮が必要な子ども、子どもの貧困、児童虐待など、それぞれの状況に応じた丁寧な対応が求められており、これまでも様々な支援策を講じてきました。

今後も、特に配慮が必要な子どもへの支援では、個々の状況・ニーズに応じた適切な支援を図るとともに、子どもの貧困対策では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、経済的支援だけでなく多角的な支援に取り組みます。さらに、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させ、切れ目のない支援により虐待の未然防止・早期発見につなげていきます。

このためには、今後も施策・組織横断的な取組をさらに進めていくとともに、関係部署・関係機関や地域との連携・協働を推進していきます。

施策の方向性Ⅲ－１ 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

施 策	成 果 指 標	現 状	目 標
		(平成 26 年度)	(平成 30 年度)
(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実	学校生活支援シートの作成率	55%	64%
		現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備	子ども発達支援センターの 専門相談件数	598 件	825 件
		現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)

施策の方向性Ⅲ－２ 貧困や虐待から子どもを守ります

施 策	成 果 指 標	現 状	目 標
		(平成 26 年度)	(平成 30 年度)
(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実	ひとり親家庭自立支援給付金 受講修了者の就労率	93.3%	100%
		現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応	虐待通告受理後の対応における 終結率	40.8%	45%
		現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)

【施策の方向性】

Ⅲ－１ 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約9572万円】

1. 現状・課題

- 平成24年12月に文部科学省が公表した調査によると、通常学級で教育的支援が必要な学習障がいや注意欠陥多動性障がいなど発達障がいの可能性がある小学生・中学生は在籍者数の約6.5%とされています。
- 障がいのある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うよう、障がいの状態などに応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導が行われています。平成26年5月1日現在、板橋区の特別支援学級は、小学校で30学級（通級24学級）、児童数201人（通級218人）、中学校で23学級（通級7学級）、生徒数158人（通級61人）となっています。区内の特別支援学校は4校（公立3校、国立1校）となっており、公立の小学部、中学部、高等部いずれも学級数、在籍者数ともに年々増加しています。
- 平成23年7月、子ども発達支援センターを開設し、乳幼児及び児童の発達障がいに特化した専門相談窓口を設置しました。都営三田線沿線の利用者の利便性向上のため、平成27年度から志村健康福祉センターにおいて、専門相談の出張相談を開始しました。また、平成24年度から、加賀福祉園（児童ホーム）は児童発達支援センターとして相談及び療育の機能を強化し、保育園や幼稚園、他の療育機関との連携を進めています。
- 児童福祉法の改正により、平成24年4月以降、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の各サービスが障害児通所支援に位置づけられ、利用見込みに対応した供給量が確保されています。障害児通所支援を利用する場合は、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成しています（障害児相談支援）。

特別支援学級：

通常は在籍校（学籍のある学校）で学習するが、障がいの状態や、必要に応じた学習内容について指導を受けるため、決められた日時に週1日程度通級して学習する学級を通級指導学級といいます。これに対し、子どもが毎日通って学習する、学籍のある学級は固定学級といいます。

知的発達に遅れがある児童・生徒のための学級〔特別支援学級（知的障がい）〕：

知的発達に遅れがあり、通常の学級の教育課程では効果的な教育が困難であったり、身辺自立や集団参加に特別な配慮を要し、障がいが比較的軽度な小学生・中学生が対象（固定学級）。

情緒面でのつまずきのある児童・生徒のための学級〔特別支援学級（情緒）〕：

通常の学級での学習におおむね参加できるものの、落ち着きがなく集中して学習に取り組めない、人との関わりや集団参加が難しい、特定の学習に著しい困難があるなど、情緒面・行動面で個別の対応が必要な小学生・中学生が対象（通級指導学級）。

きこえ（聴覚）に障がいのある児童のための学級〔特別支援学級（聴覚）〕：

きこえ（聴覚）に障がいがあり、コミュニケーションや学習・集団生活などに困難がある小学生が対象（通級指導学級）。

ことば（言語）に障がいのある児童のための学級〔特別支援学級（言語）〕：

正しく発音ができない、ことばの発達に遅れがあるなど、ことばに障がいのある小学生が対象（通級指導学級）。

◇特に配慮が必要な子どもと家庭への個々のニーズに応じた支援が必要です。

特に配慮が必要な子どもへの支援は、それぞれの状況に応じた丁寧な対応が求められており、地域で安心して成長していけるよう、子どもの成長段階や障がいの特性に応じた支援体制や、障がい者理解の促進による地域で支え合う取組の推進が必要です。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 障がいの早期発見に努めるとともに、子どもの年齢や発達に応じた相談事業を充実します。
- 障がい児の教育や医療にかかる経済的負担を軽減します。
- 特別支援教育の環境を整備するとともに、個々の特性に応じた支援・指導を行い、特別支援教育を推進します。

② 重点事業

施策	事業名		内容				担当課
① 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実	◎◇特別支援教室の導入		小学校の通常の学級に在籍している発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童等が、在籍校で特別な指導が受けられるよう、各小学校に「特別支援教室」を設置し、巡回指導教員が児童の在籍する学校を巡回して指導する。				指導室
	目標事業量	実施校数・対象児童数	現状 (平成26年度末)	—	目標 (平成30年度末)	全小学校 対象児童300人	
	◎ほっとプログラム		児童館において、発達障がいなど配慮が必要な子どもとその保護者に対して親子遊びを通して発達を促し、気軽にできる子育て相談等により、経験が不足している親の子育てを支援する。併せて発達障がい児の早期発見、早期支援につなげる。				子ども政策課
	目標事業量	年間参加者数	現状 (平成26年度末)	—	目標 (平成30年度末)	1,000人	
② 育ちを支える環境の整備	◇特別支援学級の設置		障がいのある児童・生徒の特別な教育ニーズに対応するため特別支援学級を配置する。				指導室
	目標事業量	開設数	現状 (平成26年度末)	25校	目標 (平成30年度末)	中学固定(知的)1校、東京都の計画に沿った設置検討	
	要支援児保育巡回指導		区立・私立保育園及び小規模保育園に入所している要支援児の保育状況の観察及び指導助言を巡回して行う。				保育サービス課
	目標事業量	要支援児保育巡回指導箇所数	現状 (平成26年度末)	80園	目標 (平成30年度末)	85園	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実」

No.	事業	内容	担当課
01	乳幼児経過観察健診	乳幼児の発育や発達の経過を小児科医が診察し、相談・助言を行う。	健康福祉センター
02	乳幼児発達健康診査	言語、行動、コミュニケーション、感覚、運動等の発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児に対し、専門医師と臨床心理士による発達健康診査を実施する。	健康推進課
03	あそびを通じた早期発達支援事業「あそびの会」	言葉や行動の発達に遅れの心配のある2歳児とその保護者に対して、グループでの親子あそびを通じ児童の発達を促すとともに、経験が不足している親の子育てを支援する。	健康福祉センター
04	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児を対象とした通所サービスを実施する。	障がい者福祉課
05	心身障がい児歯科診療	一般の診療施設で治療の困難な心身障がい児の歯科診療を行う。	健康推進課
06	特別支援アドバイザー	区立幼稚園、小中学校において特別な配慮を要する幼児・児童・生徒に対し、緊急的・集中的に学校を訪問し、必要に応じた面談や計画の助言・指導を行い、課題の解決を行う。併せて、就学相談における相談事業の充実を図る。	指導室
07	特別支援教育介添員の配置	特別支援学級や通常の学級に通う障がいのある子どもの指導への補助を行う。	指導室
08	あいキッズにおける要支援児受け入れ	放課後、保護者が就労等により家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、健常児との交流を図る。また、各小学校で屋外、室内（動的・静的）など目的別に拠点を設けてプログラムを展開する。	地域教育力推進課
09	要支援児保育	保育が必要でかつ特別な配慮を要する児童を、保育園で健常児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進させ、福祉の向上を図る。	保育サービス課
10	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課

② 「施策(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備」

No.	事業	内容	担当課
01	子ども発達支援センター事業	発達の偏りや遅れに心配のある子どもとその家族に対し、相談から療育に至るまでの一貫した支援の中核的拠点として専門相談員を配置し、発達支援の専門相談、地域支援、関係機関の調整、個別支援会議の開催等を行う。	健康推進課
02	早期発見支援事業	1歳6か月健診などで発達の遅れの可能性が心配される子どもと親に対して、2歳の時点で地区担当保健師による個別のアプローチを実施し、発達障がいにおいて早期に支援が必要な子どもと親を発見し、必要な支援につないでいく。	健康福祉センター
03	発達支援のための親の会	発達に心配のある子どもの保護者が、保護者同士悩みを共有することで心理的負担を軽減し、育児に前向きに取り組み、子どもの成長を促す関わりが持てるよう、講座とグループワークを実施する。	健康福祉センター
04	乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会(発達ネット)	発達を支援する関係機関(専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小中学校、教育支援センター等)の情報の共有化及び支援体制の課題について検討し、有機的な連携体制を推進する。	健康推進課
05	巡回指導講師の配置	通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な幼児・児童・生徒に対する担任及び特別支援コーディネーターへの助言・指導を行い、学級経営を支援する。	指導室
06	臨床心理士による幼稚園巡回相談事業	心身障がい児教育の充実を図るため、巡回指導員が区立・私立幼稚園を巡回する。	学務課
07	あいキッズ要支援児巡回指導	専門的知識・経験を有する外部専門員があいキッズを巡回して、利用している要支援児の状況を観察し、指導助言を行う。	地域教育力推進課
08	障がい児療育事業・通所訓練事業	障がい児の療育を行う団体を助成する。	障がい者福祉課
09	障がい児余暇活動支援事業	心身障がい児の余暇と生活を豊かなものにするため、活動団体に指導員を派遣する。	障がい者福祉課

【施策の方向性】

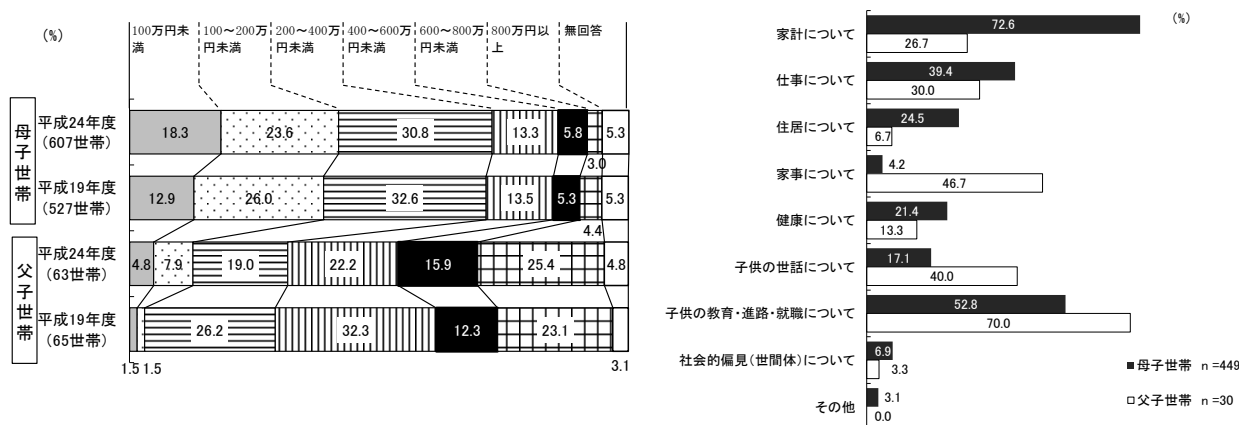
Ⅲ－２ 貧困や虐待から子どもを守ります

【重点事業の予算規模（平成 28 年度）：約 6077 万円】

1. 現状・課題

■板橋区においても、ひとり親世帯は増加傾向にあります（P17 図表 16）。東京都の調査によると、年収 200 万円未満が母子世帯は 41.9%、父子世帯は 12.7%となっており、5 年間で母子世帯は若干増加、父子世帯は 4 倍以上に増加しました。ひとり親世帯で困っていることは、母子世帯では「家計について」（72.6%）、「子供の教育・進路・就職について」（52.8%）、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」（70.0%）、「家事について」（46.7%）となっています。

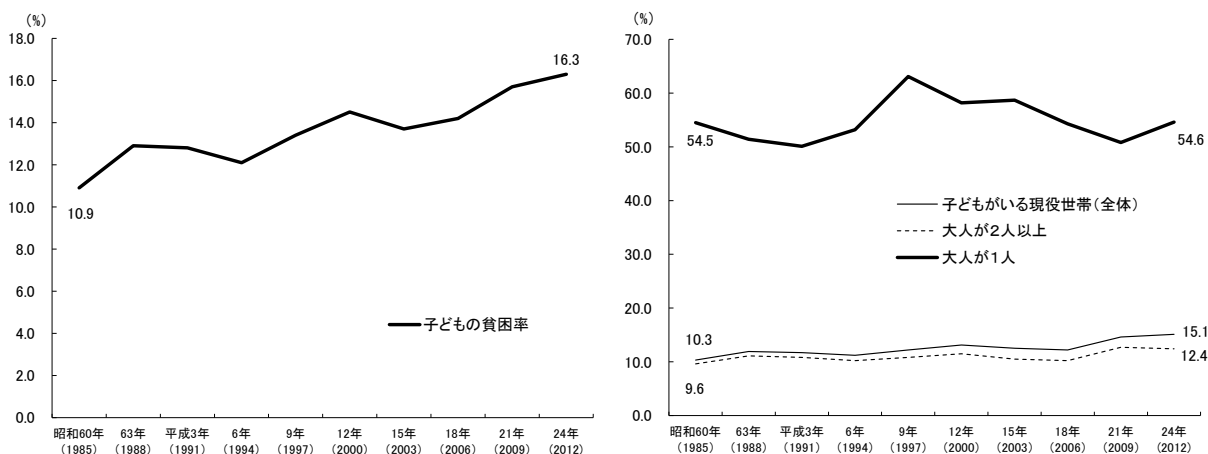
図表 34 母子父子世帯の収入(左)・ひとり親世帯になって現在困っていること(右)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」平成 24 年度

■子どもの相対的貧困率は平成 6 年頃から概ね上昇傾向にあり、平成 24 年には 16.3% となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 15.1%で、そのうち大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 54.6%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を受け、平成 26 年 8 月、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、総合的な対策が推進されることになりました。

図表 35 子どもの貧困率の推移

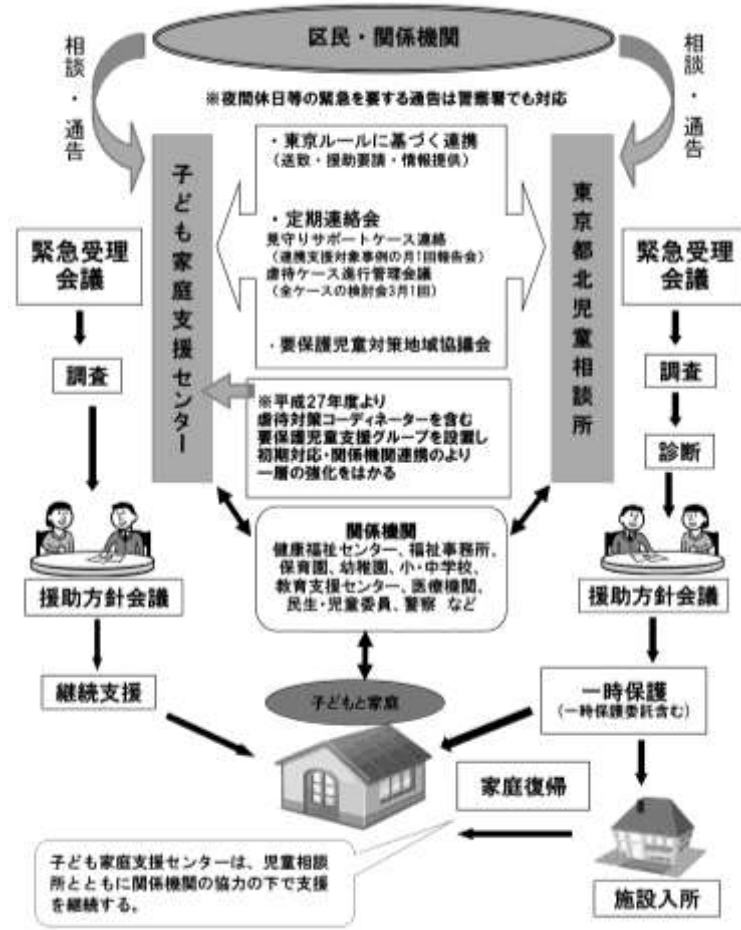


資料：平成 27 年版子ども・若者白書

■平成 26 年度の家庭児童相談の新規受理件数は 632 件、虐待通告は 370 件と増加傾向にあります (P16 図表 13)。

■虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。代表者会議のほか、実務者会議、個別ケース会議を開催しています。

関係部署・関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期対応の取組を充実します



※現在、児童相談所は東京都が実施機関となっていますが、平成 24 年 2 月に東京都と特別区による「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、区への移管に向けて具体的な検討を進めているところです。これに併せ、板橋区としても児童相談体制の充実と人材育成に取り組んでいます。

【児童虐待の定義】

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう (ドメスティック・バイオレンス：DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

資料：厚生労働省

◇子どもの貧困や児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の支援、生活の支援、経済的支援などを総合的に推進する必要があります。また、児童を虐待の被害から守るため、相談体制の充実や関係部署・関係機関との連携を強化していく必要があります。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- ひとり親家庭等の支援を必要とする家庭に、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭向けの施策を適切に組み合わせ、就業支援、生活支援、住居支援、経済的支援等を行います。また、各種相談窓口や支援制度の更なる周知に努めていきます。
- 児童虐待への区民の関心を高めるとともに、相談や訪問事業等による支援の必要な家庭の把握など、虐待の発生を予防します。
- 関係部署・関係機関とのより緊密な連携体制を構築し、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
家庭等への支援の充実	ひとり親家庭 自立支援給付金	ひとり親家庭の保護者の就業を支援するため、能力開発に係る経費の一部を助成する。				福祉事務所
	目標 事業量	支給者数	現状 (平成 26 年度末)	27 人	目標 (平成 30 年度末)	
	◎学習支援事業 「まなぶ一す」	子どもの高校進学のための学習支援や居場所づくりをはじめ、進学後の中退防止・卒業に向けた継続的な支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。				板橋福祉 事務所
	目標 事業量	利用者数	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	
児童虐待の発生予防・早期対応	★養育支援訪問事業	子ども家庭支援センターや健康福祉センターで出生前後の早期に把握した要支援家庭を訪問し、家庭の状況に応じた支援を行い、虐待の未然防止を図る。				子ども家庭 支援センター
	目標 事業量	訪問件数	現状 (平成 26 年度末)	105 件	目標 (平成 30 年度末)	
	虐待防止支援訪問事業	関係部署・関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭や乳幼児健康診断未受診家庭を訪問し、児童虐待の予防的観点から支援を行う。				子ども家庭 支援センター
	目標 事業量	訪問件数	現状 (平成 26 年度末)	2,930 件	目標 (平成 30 年度末)	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実」

No.	事業	内容	担当課
01	◎寡婦（寡夫）控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭の幼稚園・保育園の保育料やあいキッズの利用料、区営住宅の家賃について寡婦（寡夫）控除のみなし適用し、負担軽減を図る。	保育サービス課 学務課 地域教育力推進課 住宅政策課
02	ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況・ニーズ等に対応した就労支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の保護者等に対する継続的な自立と就労を支援する。	福祉事務所
03	◎次世代育成支援（高校受験対策、塾代支給等）	生活保護法による被保護者又は被保護世帯に対して、子どもの学力向上など、その自立に要する経費の一部を支給する。	福祉事務所
04	◎生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	板橋福祉事務所
05	母子生活支援施設	生活、就労、教育、住宅等の解決困難な問題により、その監護すべき児童の心身に好ましくない影響を与え、児童を監護する責任を十分に果たせないと認められる時に、母子生活支援施設へ入所させることにより、母子の保護や自立支援を行う。	子ども政策課 福祉事務所
06	◎家賃等債務保証支援事業	保証人の見つからないひとり親世帯や多子世帯等が、区と協定を結んだ民間保証会社と保証委託契約を結ぶことにより入居を円滑に進められるよう支援を行う。	住宅政策課
07	ひとり親家庭休養ホーム	区が指定した日帰り施設を無料又は低額で利用できる利用券を配付し、ひとり親家庭の福祉の向上と健康増進に資する。	子ども政策課 福祉事務所
08	保健指導票	経済的理由により保健指導を受けることが困難な妊産婦、乳幼児に対して必要な保健指導を行う。	健康推進課
09	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	就労、疾病、その他の事情により子どもの養育に支障があるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する。	子ども政策課 福祉事務所
10	児童育成手当	ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、保護者に手当を支給する（所得制限、その他要件あり）。	子ども政策課
11	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、保護者に手当を支給する（所得制限、その他要件あり）。	子ども政策課
12	就学援助	義務教育において、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者等に対し、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課

No.	事業	内容	担当課
13	ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	子ども政策課
14	母子及び父子福祉資金	配偶者がなく、20歳未満の子ども等を扶養しており、都内に6か月以上居住している方を対象に、生活資金や住宅資金、子どもの修学資金や就業資金等の貸付を行うことにより、母子家庭及び父子家庭の経済的自立と安定した生活を図る。	福祉部管理課
15	女性福祉資金	配偶者のいない25歳以上の女性（25歳未満で扶養者がいる場合を含む）を対象に、生活資金や住宅資金等の貸付、女性又は女性が扶養している子どもの修学資金等の貸付を行うことにより、女性の経済的自立と安定した生活を図る。	福祉部管理課
16	奨学資金	高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程に入学する又は在学しており、経済的理由から修学が困難な方に、修学に必要な資金の貸付を行う。	福祉部管理課

② 「施策(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応」

No.	事業	内容	担当課
01	児童虐待相談	虐待通告や虐待の心配について相談を受け、通告に対しては48時間以内に状況確認を行い、関係部署・関係機関と連携し、適切な支援を行う。	子ども家庭支援センター
02	親プログラム	虐待の不安や子育てに困難を感じている保護者を対象に、親子を分離した状況の中で、テーマ別のプログラムや継続的なグループミーティングを実施することで育児不安を解消し、虐待を予防する。	子ども家庭支援センター
03	精神科医による 虐待専門相談	精神疾患（疑いも含む）のある保護者や児童虐待ケースに関わる支援者の相談に対して、精神科医のアドバイスを受け、ケースへの対応や支援方法の検討を行う。	子ども家庭支援センター
04	見守りサポート事業	軽度の虐待が認められているが、在宅での指導が適切と思われる家庭や、虐待により一時保護、施設等に措置されていた児童が家庭復帰した後のサポート体制を整備し、児童相談所と連携して家庭訪問などによる支援を行う。	子ども家庭支援センター
05	児童虐待防止 ケアシステム研修会	関係部署・関係機関の職員に対し、児童虐待への理解と対応についての研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応の体制を構築する。	子ども家庭支援センター
06	要保護児童対策 地域協議会	要保護児童や要支援児童等の適切な保護・支援を図るため、関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行う。	子ども家庭支援センター

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう支援します

ひとり親家庭への支援

◇福祉事務所

就労支援

ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等 (20歳以下)

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 (20歳以下)

住まいの支援

母子生活支援施設 (18歳以下)

くらしの支援

ひとり親家庭ホームヘルパー派遣 (小学生以下)

ひとり親家庭休養ホーム事業 (18歳以下)

相談事業

母子・父子自立支援員、婦人相談員

経済的支援

東京都母子及び父子福祉資金 (20歳以下)

板橋区女性福祉資金

※事業の予算課と窓口担当課が異なる場合は、窓口担当課に記載

◇子ども政策課

経済的支援

児童扶養手当 (18歳以下)

- ◇優遇制度
- ・水道・下水道料金の免除
 - ・粗大ごみの処理手数料の免除
 - ・JR通勤定期の割引
 - ・都営交通の無料バス

児童育成手当 (育成手当) (18歳以下)

児童育成手当 (障害手当) (20歳以下)

ひとり親家庭等医療費助成 (18歳以下)

子育て支援に関する事業

就労支援

- 保育サービス課
 - ・保育園
 - ・一時保育
 - ・病児保育

住まいの支援

- 住宅政策課
 - ・板橋区家賃等債務保証支援制度
 - ・住宅情報ネットワーク
 - ・都営住宅
 - ・区営住宅

くらしの支援

- 子ども家庭支援センター
 - ・ファミリー・サポート・センター事業(9歳以下)
 - ・育児支援ヘルパー派遣事業(1歳未満)

相談事業

- 福祉事務所
 - ・福祉総合相談
- 福祉部管理課
 - ・民生委員
 - ・児童委員
- 健康推進課
 - ・新生児訪問・産後うつ診断
 - ・こんにちは赤ちゃん事業
 - ・育児相談・育児支援
- 子ども政策課
 - ・児童館、育児相談、ひろば事業

経済的支援

- 子ども政策課
 - ・児童手当
 - ・子ども医療費助成制度(中学生以下)
- 福祉部管理課
 - ・奨学資金
- 学務課
 - ・就学援助
 - ・就学奨励
 - ・私立幼稚園保護者補助金

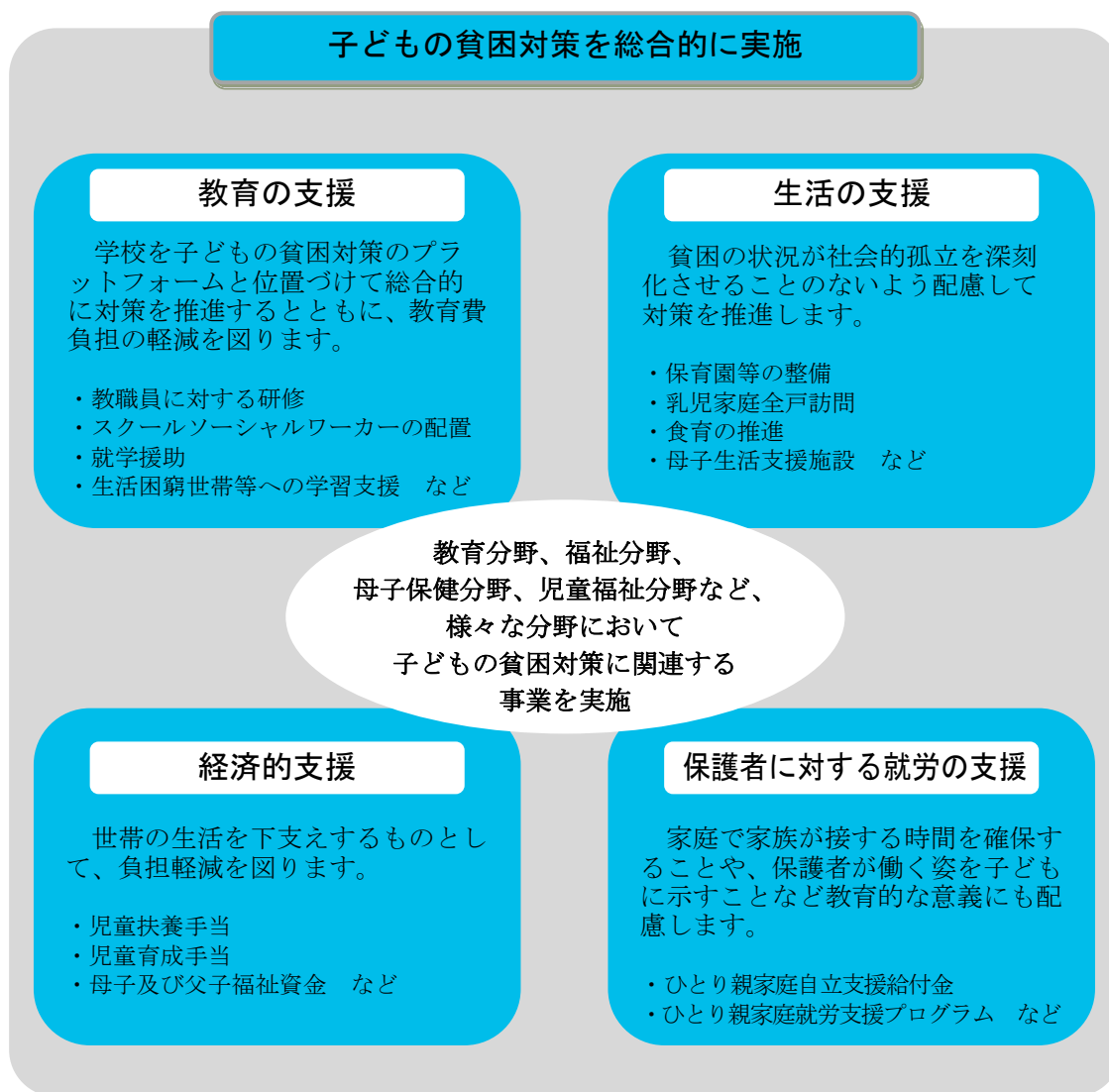
※「()」内の年齢は、対象となる子どもの年齢

子どもが夢と希望をもって成長していけるよう、
子どもの貧困対策を総合的に推進します

国は平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を定めました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう教育の機会均等を図るとしてしています。そして、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するとしてしています。

子どもの貧困対策は幅広い分野にわたります。板橋区においても貧困から脱却するための親への支援や、貧困の連鎖を防止するための子どもへの支援など、子どもの貧困対策につながる施策を行っています。

今後も国や東京都の動向を把握し、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。



基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

社会の環境が変化する中でも、子どもがたくましく主体的に生き抜いていくことができるためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく成長させることが重要です。

子どもたちの社会を生き抜く力を養成するため、ICT¹¹化やグローバル化に対応した学習環境を充実するとともに、文化・芸術活動やスポーツ等を充実し、豊かな人間性の育成を図ります。また、子どもの基本的な生活習慣の育成を図るとともに、非行防止やいじめ対策、不登校児童生徒への対策を強化し、子どもが自信をもって成長できるまちをめざします。

施策の方向性Ⅳ-1 これからの社会を生き抜く力を養成します

施 策		成 果 指 標		
(1)	基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成	10月のフィードバック学習 検証調査の平均正答率	現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
			—	全校で5 ポイント上昇
(2)	読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進	(仮称)生涯学習センター 利用者数	現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
			152,970人 (社会教育会館利用者数)	↑

施策の方向性Ⅳ-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

施 策		成 果 指 標		
(1)	日常生活能力の習得と次代の親の育成	生活習慣チェックシートの活用率	現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
			38.6%	45.0%
(2)	非行防止、いじめ・不登校への対応強化	不登校の出現率	現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)
			小学校 0.42% 中学校 3.29%	小学校 0.39%以下 中学校 2.76%以下

¹¹ ICT :

Information and Communication Technology (情報通信関連技術) の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、一般的に使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同様の意味ですが、Communication (通信) という言葉が指すように、「IT」に比べ、通信を利用した情報・知識の共有という点が強調されています。

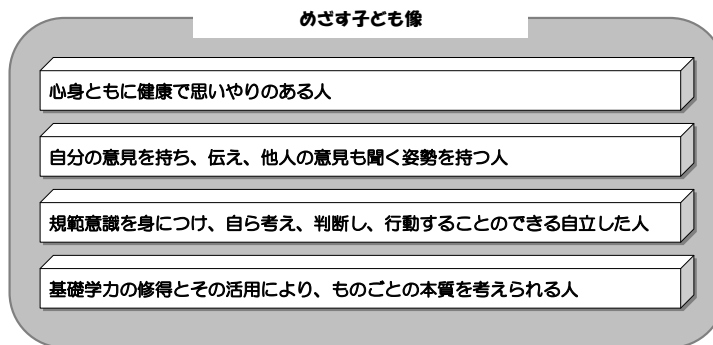
【施策の方向性】

IV-1 これからの社会を生き抜く力を養成します

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約4億3301万円】

1. 現状・課題

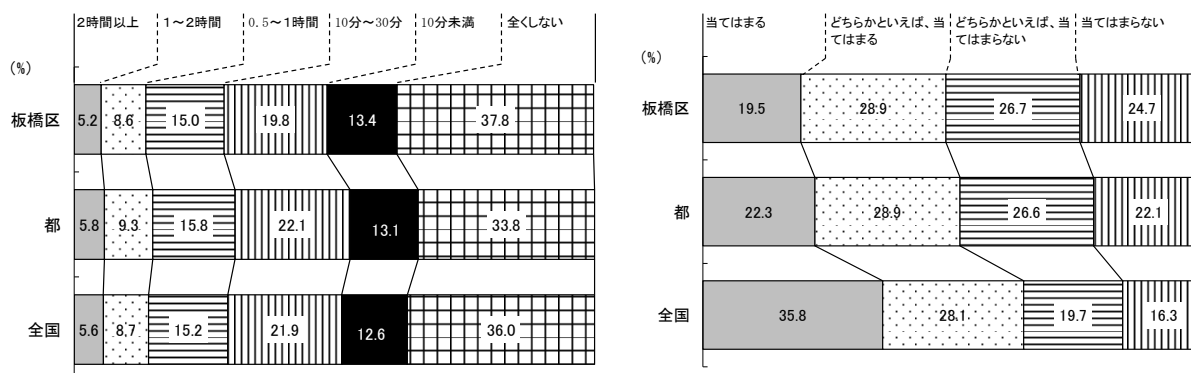
■板橋区教育委員会では、平成20年7月、教育の中長期的な方向性を示す「いたばしの教育ビジョン」（平成20～27年度）を策定しました。区民等との勉強会で指摘された板橋の教育の現状として、好ましい生活習慣を身につけていない子どもの増加、子ども間での学力の散らばり、他人とのコミュニケーション能力の不足、基礎学力を活用する能力の不足などが挙げられました。そこで地域の支えをいかしながら、めざす子ども像を右図のように設定しました。



■子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするとともに、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで、読書は欠くことのできないものです。

読書を「全くしない」中学生は、板橋区では37.8%と東京都（33.8%）、全国（36.0%）を上回っています。また、地域行事に参加していない（「どちらかといえば、当てはまらない」、「当てはまらない」の合計）小学生は51.4%と東京都（48.7%）、全国（36.0%）を超えています。

図表 36 普段（月～金曜日）、1日どれくらい読書しますか（中学生・左）・地域の行事に参加していますか（小学生・右）



資料：平成25年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）

◇変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、生きる力、確かな学力を育むことが必要です。

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、自ら学び考え行動する力を身につけることが必要です。変化の激しいこれからの社会を生き抜く力を育成するため、学力の向上、健康・体力向上、文化芸術やスポーツなどの様々な体験事業を推進する必要があります。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 子どもと向き合い、子どもの将来をも意識した指導力向上に努め、確かな学力を育てます。
- ICTの活用を推進します。
- いのちを大切にし、体験を重視しながら、将来の夢に向かって、人間性あふれる豊かな心と体を育みます。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
判断力・表現力の育成、基礎的学力の習得、学ぶ意欲の醸成	◎◇授業用 ICT 機器の整備	ICT 機器導入による教育環境の改善と、教員の ICT の活用・指導能力の向上を図る研修を実施する。				教育支援センター
	目標事業量	電子黒板等 ICT 機器の整備 (小中学校 全普通教室)	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	
	確かな学力を定着させるフィードバック学習方式	つまずき箇所に戻って学習するフィードバック学習教材・補助教材を整備・充実し、学校での補充学習や家庭学習で活用する。				指導室
	目標事業量	学習教材・補助教材の整備・拡充	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	
環境・読書活動、文化・芸術活動やスポーツ等の推進	◎教育科学館の理科支援	理科教育にデジタルコンテンツを取り入れたタブレットパソコンを導入する。また、区立小中学校で「出前理科実験教室」を開催する。				生涯学習課
	目標事業量	出前理科実験教室の開催校数	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	
	◎プロスポーツチーム・トップアスリートによる教室	連携協定を結んでいるプロスポーツチームやトップアスリートによる教室を小中学生向けに行う。				スポーツ振興課
目標事業量	参加者数	現状 (平成 26 年度末)	254 人	目標 (平成 30 年度末)	300 人	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成」

No.	事業	内容	担当課
01	ICT教育の 推進のための支援	区立幼稚園・小学校の児童を対象に、社会教育会館のIT学習室で活動しているボランティア団体がパソコンを使用する授業の支援に協力する。	生涯学習課
02	小学校における 英語教育の充実	小中一貫教育推進委員会の中に英語部会を設置し、板橋区としてどのように英語教育を推進していくのか等を検討していく。また、各小学校に1人以上の英語教育推進リーダーを育成する。	教育支援 センター
03	◎家庭教育支援に係る 連絡会	区内在住の乳幼児、小中学生、高校生及びその保護者を対象に、「家庭教育支援チームの創設」に向けて、関係者連絡会を開催し、保護者支援について情報や意見交換を行う。	地域教育力 推進課
04	◎中高生勉強会	学習や進路相談希望者に対するボランティアによる支援を行う。	生涯学習課

② 「施策(2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進」

No.	事業	内容	担当課
01	八ヶ岳自然教室	自然の中での集団生活・野外活動を通して、自然の尊さを体験し、また、グループの協力・助け合いの精神を培うために自然教室を開催する。	生涯学習課
02	障がい者理解促進事業	障がい当事者を講師とし、小中学校等で、ノーマライゼーションの理解を深める福祉体験学習を実施する。	障がい者 福祉課
03	中学生ボランティア活動 の支援事業	児童館で実施する中学生ボランティアの育成事業を充実するとともに、学校との連携を図り、中学生のボランティア活動を支援する。	子ども政策課
04	教育科学館事業	広く科学に関する知識の普及・啓発を行い、科学教育の充実を図る。	生涯学習課
05	エコポリスセンター事業	環境・リサイクルに関わる学習、啓発事業を推進する。	環境課
06	出前講座	区内の幼稚園・保育園児及び区立小学校の4年生を対象に、「かたつむりのおやくそく」の紹介やスケルトン清掃車を使用した収集体験等を実施する。これにより、ごみやリサイクルについての関心を深め、正しい知識を習得するとともに、家庭におけるごみの減量、リサイクルの実践につなげる。	清掃 リサイクル課
07	小学生美術鑑賞教室	小学生が美術に親しみ、豊かな感性を育むため、希望校を募り展示会の会期中に鑑賞教室を開催する。	文化・国際 交流課

No.	事業	内容	担当課
08	◇いたばしボローニャ 子ども絵本館事業	絵本館に所蔵する世界各国の絵本を展示・活用するとともに絵本館の魅力を広く発信する。	中央図書館
09	◎◇いたばしボローニャ 子ども絵本館PRイベント	「いたばしボローニャ子ども絵本館」のPRイベントを本庁舎イベントスペースにおいて開催する。併せていたばし国際絵本翻訳大賞中学生の部表彰式を行う。	中央図書館
10	◎◇中央図書館の改築	子育て世代や中学生・高校生の来館を促進するため、絵本や児童向け図書、青少年向け資料の充実を図るとともに、親子向けイベントや学習等のスペースの整備を行う。	中央図書館
11	ブックスタート事業	子どもが早期に本と接する機会を設けるとともに、ゆとりある子育てを支援するため、お薦めの絵本などが入ったブックスタートパックを配付する。	中央図書館
12	読書啓発事業	家庭における読書の意識啓発の講座や読書感想文コンクールを開催する。	中央図書館
13	区立体育施設運営の充実	指定管理者による体育施設の管理運営と事業運営の充実を図る。	スポーツ 振興課
14	植村冒険館事業	小学生から高校生を対象に自然への関心を高めるための体験事業を実施し、自然尊重への精神を養い、人間性豊かな地域社会を形成する。	スポーツ 振興課
15	農業体験学習	都市農業についての理解と農業者との交流を図ることを目的として、子どもに収穫体験などの機会を提供する。	赤塚支所
16	ひよこ・たぬきアトリエ	絵本作家やアーティスト、デザイナーなど、様々なジャンルで活躍する講師を迎え、親子で楽しく造形あそびをする。	文化・国際 交流課

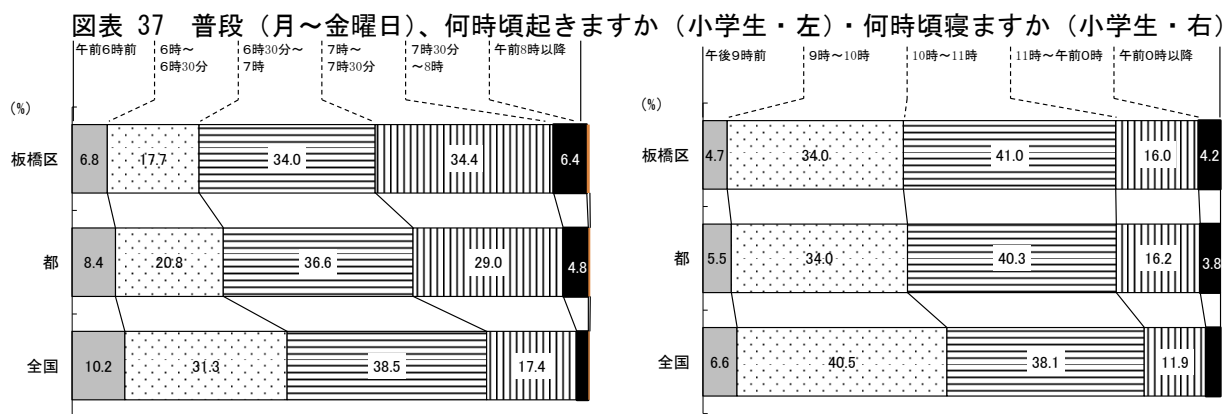
【施策の方向性】

IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約1524万円】

1. 現状・課題

■規則正しい生活習慣のある児童・生徒ほど基礎学力、応用学力の正答率が高い傾向がみられると報告されています。小学生の平日の起床時間について、午前6時30分以前は板橋区では24.5%と東京都(29.2%)、全国(41.5%)を下回っており、就寝時間は「午後0時以降」が4.2%と東京都(3.8%)、全国(2.8%)を上回っています。



資料：平成25年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）

■平成26年10月1日に施行した「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」に基づき、板橋区におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である「板橋区いじめ防止対策基本方針」を策定しました。

条例では、かけがえのない存在である子ども一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう「[1]いじめの未然防止等に向けた環境づくり、[2]保護者がいじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくり、に取り組み、[3]区全体でいじめの問題を克服することを目指す」という基本理念を掲げています(条例第3条)。

■板橋区立学校における平成26年度の不登校は、小学校で92人、中学校で310人となっています。平成27年版子ども・若者白書によると、不登校の子どもが在籍している学校は小学校全体の46.3%、中学校全体の82.9%、高校全体の82.9%と中学校・高校ではほとんどの学校に不登校の子どもが在籍していると報告されています。

図表 38 区立小中学校における不登校児童生徒の状況

	区立小学校					区立中学校				
	不登校児童数	児童数	出現率	東京都出現率	全国出現率	不登校生徒数	生徒数	出現率	東京都出現率	全国出現率
	(A)	(B)	(A/B×100)			(A)	(B)	(A/B×100)		
平成22年度	48	22,249	0.22	0.34	0.32	198	8,850	2.25	3.07	2.73
23年度	76	22,107	0.34	0.36	0.33	281	8,947	3.14	2.93	2.64
24年度	99	21,772	0.45	0.34	0.31	306	9,174	3.33	2.76	2.56
25年度	110	21,684	0.51	0.43	0.36	290	9,363	3.10	3.03	2.69
26年度	92	21,762	0.42	—	0.39	310	9,414	3.29	—	2.76

■SNS によるいじめやインターネットを通して発信される有害情報などが子どもに与える影響が懸念されています。

◇子どもが自信をもって成長できる環境の充実が求められています。

子どもが自信をもって成長できるよう、望ましい生活習慣を身につけられる環境を整えるとともに、いじめや不登校などの対応力を向上し、地域と一体となって子どもと家庭を支援する必要があります。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 望ましい生活習慣を育成するとともに、体験や交流を通じて、いのちの尊さや子育ての現状を伝えます。
- いじめ・不登校の発生防止と早期発見に努めるとともに、地域と協力し、子どもの健全な育成環境をつくります。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
(1) 日常生活能力の習得と 次代の親の育成	生活習慣チェックシートの配布・活用	小学校入学前児童及び小学6年生を対象に、基本的な生活習慣を楽しみながら身につけることができるチェックシートを作成・配布する。				地域教育力推進課
	目標事業量 実施対象	現状 (平成26年度末)	小学校 入学前児童	目標 (平成30年度末)	小中学校 入学前児童	
	◎若者サポートステーション	学校卒業や中途退学後一定期間「無業」の状態にあり、働くことについて様々な悩みや不安を持つ若者を対象に、相談やセミナーなどの様々な支援を通じて就労に向えるようサポートするとともに、必要に応じて関係機関と連携し若者とその保護者の双方への支援へとつなげる。				産業振興課
	目標事業量 若者サポートステーション進路決定者数	現状 (平成26年度末)	131人	目標 (平成30年度末)	140人	
(2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化	◎板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施	子どもたちの学校生活への意欲や学級に対する満足度を把握することができるアセスメントを活用し、学習環境の安定につなげる。				指導室
	目標事業量 アセスメントの実施	現状 (平成26年度末)	—	目標 (平成30年度末)	区内学校の取組による児童・生徒の変容や状況を把握し、効果検証を行う	
	◎スクールソーシャルワーカーの拡充・活用	教育支援センターに配置されたスクールソーシャルワーカーを課題がある児童・生徒がいる区立学校へ派遣し、関係機関等と連携して支援を行う。				教育支援センター
	目標事業量 スクールソーシャルワーカーの拡充・活用	現状 (平成26年度末)	—	目標 (平成30年度末)	スクールソーシャルワーカー全体のリーダーとなる人材を育成し、新たな支援体制をつくる	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成」

No.	事業	内容	担当課
01	◎(仮称)「スマートフォン・携帯電話等端末使用ルール」	区内の小中学生を対象とした「スマートフォン」や「携帯電話」などの情報端末の使用ルールを策定し、周知・啓発する。	地域教育力 推進課 指導室
02	中学生と乳幼児親子のふれあい事業	中学生が児童館を利用して乳幼児親子とのふれあい体験をする。また、育児中の親と中学生が、恋愛、結婚、出産から子育てについての意見を交換し、世代間の交流と将来の親育ちを図る。	子ども政策課
03	中学・高校生の子育て体験事業	中学生・高校生の職場体験、高校生の保育ボランティア受入を行う。	保育 サービス課 指導室
04	赤ちゃん抱っこ事業	高校生を対象に、赤ちゃんを抱っこする体験を通して命の大切さを感じてもらうとともに、子育ての重要性や子育て支援について学ぶ機会を設ける。	健康福祉 センター
05	エイズ等性感染症予防教育	高校生等を対象にエイズ等性感染症予防に関する知識の普及を行う。	予防対策課

② 「施策(2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化」

No.	事業	内容	担当課
01	教育相談の充実	いじめ、思春期の子どもへの対応や学校生活上の悩み、不安の相談、疑問、不満及び苦情に対し、来所相談、電話相談を行う。	教育支援 センター
02	ひきこもり相談	ひきこもりの問題を抱えている家族、当事者に対し、専門医による相談、デイケア、家族教室を行う。	予防対策課 健康福祉 センター
03	スクールカウンセラー	東京都から配置された(天津わかしお学校は区費配置)スクールカウンセラーを全小中学校で活用し、いじめや不登校等の未然防止・改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図る。	指導室
04	不登校対策の充実	小中学校の教員と関係諸機関の職員で構成する特別委員会を設置し、有効な対応策を検討し実施する。	指導室

基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし

核家族化の進行や就労形態の変化、地域とのつながりの希薄化などにより育児の孤立化が進み、子育てへの不安や悩みを抱える家庭が増加しています。また、子育て知識や技術、経験不足などによる親の子育て力の低下が子どもの健やかな成長に影響を与えている場合があります。

そこで、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ことを前提としつつ、子どもたちを地域全体で育て、地域団体や事業者、大学などが連携し、地域に見守られながら安心して子どもを育てることができ、親子がともに成長できる環境を整備していきます。

また、放課後の安心・安全な居場所づくりを推進するとともに、子育てと仕事の両立、親子で楽しめる安全な遊び場や子育て中も気兼ねなく外出できるまちづくりなど、区・企業・地域が協力して子育て世帯にとって魅力あるまちづくりに取り組みます。

施策の方向性Ⅴ－１ 子どもが誇りを持てるいたばしをつくりま

施 策		成 果 指 標	
(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり	学校支援地域本部事業に参加した地域のボランティア延べ人数	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		31,356 人	↑
(2) 子どもの育ちを支える地域づくり	子育て支援員養成講座修了者のうち、子育て支援員として活動サポートステーションに登録した人の割合	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		93.75%	↑

施策の方向性Ⅴ－２ 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

施 策		成 果 指 標	
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉の周知度 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査)	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		45.1%	↑
(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり	児童館 1 館当たりの乳幼児及びその保護者の年間延べ利用数	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)
		12,913 人	21,500 人

【施策の方向性】

V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくりま

【重点事業の予算規模（平成28年度）：約19億3690万円】

1. 現状・課題

■教育基本法において「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定され、学校教育が多様な課題を抱える中、学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制を構築する「学校支援地域本部事業」が推進されています。この事業では、住民が学校を支援する活動を通して、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子育てをする体制を構築していきます。

- ①学校の様々な活動を地域のボランティアが支援することで、教育活動の充実や教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることができます。
- ②子どもが地域の大人とふれ合う機会や多様な経験をする機会を得ることにより、子どもの生きる力の育成につながります。
- ③地域住民が自らの経験や学習の成果を活用する場が広がります。このことは「生涯学習社会」の実現に資するものです。
- ④このような活動を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる環境が整備され、地域の絆が強まり、地域の活性化に資することができます。

各学校の学校支援地域本部は、学校の求めに応じてどのような支援を行うかといった方針などの企画・立案を行う組織である「代表者会」、学校とボランティアをつなぎ、連絡調整役となる「地域コーディネーター」、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」で構成されています。平成26年度現在、26校で実施されており、全校に広げていく予定です。

■板橋区の学校施設は、昭和30年代から40年代に急激な児童・生徒数の増加を受けて集中的に建設されたため、老朽化の進んだ校舎等の計画的な改築・改修工事が急がれており、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」（平成25年度策定）に基づき、学校の改築や大規模改修を計画的に進めています。また、学校施設等の整備については、板橋区教育振興推進計画である「いたばし学び支援プラン」の重点事項の1つに位置づけており、「魅力ある学校づくりプラン」（平成25年度策定）に基づき、将来を見据えた学校の施設整備と学校の適正規模・適正配置を一体的に推進しているところです。

■板橋区では、地域の子育て力向上のため「子育て支援者養成講座」を実施し、子育て支援に携わる人材を育成してきました。平成27年度からは、国の「子育て支援員」に準じた新カリキュラムを実施し、引き続き人材育成を行うとともに、修了者の活動支援と活動の場の拡充に努めています。

◇いたばしに誇りや愛着をもてるよう、地域をあげて子どもの育ちを支える必要があります。

保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、地域とともにある学校づくりを進めていくとともに、地域・企業等の人材や資源をいかすとともに、ボランティアや NPO の取組を支援するなど、子どもの豊かな育ちを支えていく必要があります。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備していきます。
- 魅力ある学校づくりを推進し、子どもがいきいきと学び、発達状態に応じた「生きる力」の育成を図ります。
- 「板橋の子どもは地域で育てる」意識を醸成するとともに、子育てに関わる団体のネットワーク化やこれらを支える人材を育成します。

② 重点事業

施策	事業名		内容				担当課
(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり	◇学校支援 地域本部事業		学校の教育活動等を支援するために、学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティア（学校支援ボランティア）が各種の支援活動に参加できる仕組みを学校区単位でつくる。				地域教育力 推進課
	目標 事業量	実施校数	現状 (平成 26 年度末)	26 校	目標 (平成 30 年度末)	小中学校 全校実施	
	◇魅力ある 学校づくりの推進		区立学校の児童・生徒にとって望ましい教育環境を整備するため、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校の適正規模・適正配置を推進する。また、老朽化が進んだ学校施設の改築（増築）を計画的に実施し、児童・生徒の安全確保と学校施設の機能向上を図り、ユニバーサルデザインを採用した良好な学習環境を整備する。				新しい学校 づくり課 学校配置 調整担当課
目標 事業量	校数	現状 (平成 26 年度末)	5 校	目標 (平成 30 年度末)	10 校		
(2) 子どもの育ちを支える 地域づくり	青少年スポーツ指導者 講習会		指導者の資質の向上を図るため、スポーツ指導に必要な知識・技能について講習会を開催する。				スポーツ 振興課
	目標 事業量	参加者数	現状 (平成 26 年度末)	409 人	目標 (平成 30 年度末)	540 人	
	◇子育て支援員の 活動支援		地域の子育て力向上のため、子育て支援に関心と理解のある方が必要な知識や技術を習得する講座を開設する。講座修了後は、活動サポートステーションに登録することにより、子育て支援員として様々な活動に取り組む(平成 27 年度から制度変更)。				子ども家庭 支援センター
目標 事業量	子育て支援員 養成講座修了 者数	現状 (平成 26 年度末)	—	目標 (平成 30 年度末)	60 人／年		

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり」

No.	事業	内容	担当課
01	学校運営連絡協議会	学校運営に関して地域、保護者などから幅広く意見を求め、地域との連携をより強化した特色ある学校づくりを進める。	指導室
02	PTA 活動の支援	PTA 活動における課題や子どもたちの健全育成等について、研修会等を開催する。	地域教育力 推進課
03	科学教育の充実	教育科学館や小学校教育会、中学校教育研究会と連携して研修会の充実を図るとともに、小学校理科学習における観察・実験活動の充実を図る。	指導室 生涯学習課
04	保幼小中連携教育の推進	区内 23 の中学校校区の区立幼稚園・小学校・中学校で構成された「学びのエリア」を活用し、「いたばし学力向上基本方針」に基づく保幼小中連携教育を推進する。	指導室
05	◇大規模改修	老朽化が進んだ学校施設の大規模改修を計画的に実施し、児童・生徒の安全確保と学校施設の機能向上を図り、ユニバーサルデザインを採用した良好な学習環境を整備する。	新しい 学校づくり課
06	◇学校施設の 非構造部材耐震化	区立学校の体育館・武道場等における吊り天井等の非構造部材について、落下防止対策を実施することにより、児童・生徒の安心・安全と、指定避難所としての機能確保を行う。	新しい 学校づくり課
07	教員研修の充実	マネジメント能力の向上、ICT 教育、環境教育、幼小中連携教育への理解促進やキャリア教育等の研修を行う。	教育支援 センター



柔軟性のある授業を実現する「オープンスペース」(板橋第一小学校)

② 「施策(2) 子どもの育ちを支える地域づくり」

No.	事業	内容	担当課
01	★大学との協働による地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	大学との協働により、その特色をいかして、「学びあい」、「育てあい」をテーマとした各種講座、大学教職員による講座と専門スタッフによる育児相談、学生の企画によるイベント、父親参加型アウトドアサロン、リフレッシュ保育などを実施する。	子ども家庭支援センター
02	子育て記念日	家庭教育講座・子育て講座から生まれた自主グループをはじめ、区内の子育て支援団体の参加を呼びかけて実行委員会を設置し、親の学びをテーマとしたイベントを実施する。	生涯学習課
03	子育てネットワークの充実	区と子育て支援団体が毎月情報交換を行うとともに、協働で「すくすくまつり」を開催し、子育てサークルなどの交流やネットワークの充実を図る。	子ども家庭支援センター
04	健康づくり栄養サポートグループへの支援	食生活に関する必要な知識や技術の向上を図り、地域社会の食生活改善をめざす。	健康推進課 健康福祉センター
05	学校施設開放	学校教育上支障のない範囲内で、区立小中学校の校庭・体育館等をスポーツ・文化活動の場として開放する。	地域教育力推進課
06	出前児童館	地域行事に協力し、子ども向け事業を実施することにより、子育てに対する理解を深め、子どもを地域全体で育てる気運を醸成する。	子ども政策課
07	いきいき寺子屋プラン	保護者や地域のボランティアにより組織された「学校開放協力会」が、土曜・日曜や放課後に学校施設を活用してクラブ形式・イベント形式など様々な形態で子どもの居場所づくり事業を実施する。	地域教育力推進課
08	職場体験学習 (小中学生向け インターンシップ)	体験を通して学ぶこと、体験から知識への好奇心を育むことを目的として、区立全中学校で職場体験学習を実施する。区立小学校では身近な地域の体験学習を行う。	指導室 産業振興課
09	◎教育人材支援 コーディネート事業	協定を締結した近隣大学からの学習支援ボランティア派遣や、公益社団法人板橋法人会との連携による職場体験ができる企業等の紹介等を行う。	教育支援センター
10	郷土芸能のつどい	区立小中学校で区内の民俗芸能を公開することで、ふるさと意識・文化の大切さを育む。	生涯学習課
11	ふるさと文化伝承事業	民俗芸能が伝承されている地域における小学生を対象に、伝統文化への理解と郷土芸能の伝承・後継者確保に資することを目的に、地元の民俗芸能保存団体が講師となって、体験学習を行う。	生涯学習課
12	赤塚ふるさと事業	小学生以上の方を対象に赤塚地域の民俗伝承事業ほか各種体験事業を実施する。	生涯学習課

No.	事業	内容	担当課
13	ジュニア IT 学習支援	社会教育会館 IT 学習室を利用している団体のサポートによる児童の ICT 学習の支援を行う。	生涯学習課
14	お話会	図書館・地域センター・児童館・学校図書館・あいキッズ等で、ボランティアによるお話会を実施する。	中央図書館
15	読書活動ボランティアの育成	図書館や児童館等の施設、学校等で活動する読書活動ボランティアの育成及びスキル向上のため、読み聞かせ等の講座を実施する。	中央図書館
16	生涯学習出前講座	原則として主に区内で活動しているグループ・団体が行う学習会に区職員を派遣し、行政の取組や職務に関する専門知識をいかした内容の講義や実技指導を行う。	生涯学習課



大学との連携による子育てひろば「森のサロン」

【施策の方向性】

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

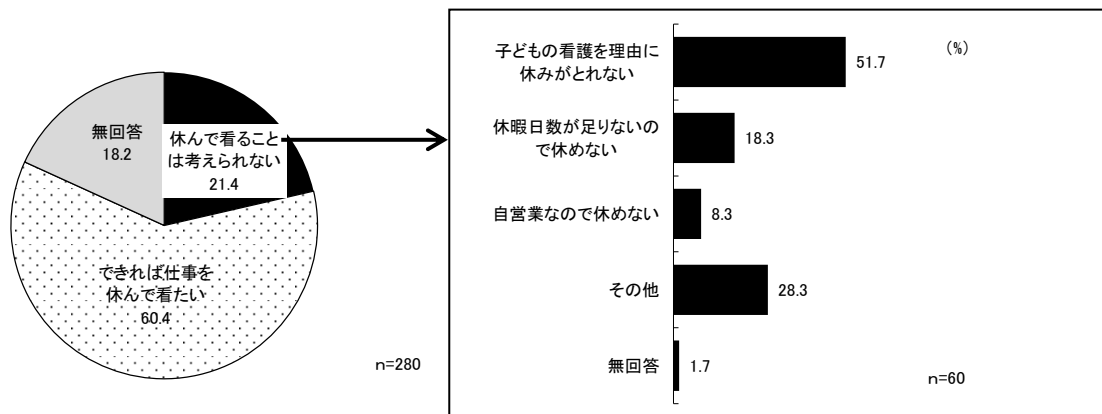
【重点事業の予算規模（平成28年度）：約5億5940万円】

1. 現状・課題

■平成21年度から、就労家庭等を対象とする学童クラブ事業と全児童を対象とする放課後子ども教室事業は、両事業を一体的に運営するあいキッズへ順次移行していきました。平成25年度には両事業の垣根を除いた「新あいキッズ」の検討を進めて「あいキッズ条例」を制定し、平成26年度には、新あいキッズを11校で実施しました。平成27年度からすべての区立小学校で「新あいキッズ」を実施し、放課後の安心・安全な居場所を確保しています。

■平成25年度のニーズ調査（就学前児童）から、育児休業を取得した（取得中含む）とするのは母親で37.0%、父親は4.9%にとどまります。父親が取得していない理由は、「仕事が忙しかった」（43.5%）、「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」（37.3%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（28.5%）などとなっています。また、子どもが病気やけがで幼稚園や保育園を休んだ際、父母のいずれかが仕事を休んで対応した以外の保護者の60.4%は「できれば仕事を休んで看たい」と回答しています。また「休んで（子どもを）看ることは考えられない」が21.4%となっており、その最大の理由は「子どもの看護を理由に休みがとれない」（51.7%）です。

図表 39 子どもが病気等の時、仕事を休んで子どもを看たいか(左)・「休んで看ることは考えられない」理由(右)



資料：平成25年ニーズ調査（就学前の保護者が回答）

注：左の設問（病気やけがで通常の事業が利用できなかった場合に、父母が仕事を休んで対応した以外の家庭へ、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか）

：右の設問（前問で「休んで看ることは考えられない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください）

■中学3年生までの子どもの医療費は保険診療の範囲内で助成されています。申請に応じて、乳幼児医療証（誕生日から6歳まで）又は子ども医療証（乳幼児医療証終了後から中学3年生まで）を発行しています。

- 板橋区では、平成 24 年度から仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場環境に取り組む中小企業等を、ワーク・ライフ・バランス推進企業として表彰し、「いたばし good balance 会社賞」を授与しています。平成 26 年度現在、表彰企業は 8 社となっています。

〔評価の対象となる取組〕

- [1] 長時間労働削減に向けた取組
- [2] 年次有給休暇の取得促進に向けた取組
- [3] 仕事と育児、介護の両立支援に向けた取組
- [4] 男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組
- [5] 地域活動への貢献に向けた取組
- [6] 女性活躍の推進に向けた取組
- [7] その他のワーク・ライフ・バランスに関する取組



〔表彰企業のメリット〕

- 広報いたばし、板橋区ホームページ、情報誌等により、表彰企業と取組事例を PR します。
- 板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業のロゴマークを贈呈します。
- 板橋区産業融資の利子補給割合が加算されます。
- 板橋区ホームページのバナー広告を無料で掲載できます。



ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む
区内中小企業を表彰し、主な取組を紹介します

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のことです。平成 19 年 12 月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

◇子育てを契機とした協力するまちづくりが必要です。

働きながら安心して子育てができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する必要があります。また、子育て世帯にとって魅力的なまちとなるよう、安心して外出できる環境の整備や子育ての負担を軽減する取組を推進することが求められます。

2. 取組方針と重点事業

① 取組方針

- 放課後の安心・安全な居場所の確保、児童の健全育成、保護者の子育てと仕事等との両立を支援します。
- 男女が等しく仕事も育児や家事も担うことができるよう、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減します。

② 重点事業

施策	事業名	内容				担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 親の一日保育士体験	園児の母親又は父親が保育園で保育士体験することにより、育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさを再発見する。				保育サービス課
	目標事業量	参加率 (参加者数/定員)	現状 (平成 26 年度末)	42.5% (1,601人) うち父親参加率 15.4% (247人)	目標 (平成 30 年度末)	
	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰 (いたばし good balance 会社賞)	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業を支援するため表彰制度の充実を進めます。				男女社会参画課
目標事業量	応募企業数	現状 (平成 27 年度末)	3社	目標 (平成 30 年度末)	3年間累計 9社以上	
(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり	児童館 乳幼児子育て支援事業	遊びを通して子どもの心身の発育を促すと同時に、子どもとのふれあいを喜び楽しむことにより、保護者の育児に対する不安や負担感の軽減を図る。また、活動を通じて子ども同士だけでなく、同年齢の子どもがいる保護者同士が子育ての喜びや悩み、情報を共有し合い、交流できるようにする。				子ども政策課
	目標事業量	乳幼児子育て支援事業の1館当たりの年間延べ参加者数	現状 (平成 26 年度末)	6,678人	目標 (平成 30 年度末)	
	★板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」	区内在住のすべての小学生を対象に、区内の区立全小学校（52校）において、授業終了後に学校内で安全な居場所を提供し、遊び、スポーツ、工作、読書、学習など様々な健全育成活動を実施する。				地域教育力推進課
目標事業量	あいキッズ利用者アンケート調査の満足度	現状 (平成 26 年度末)	(参考) 新あいキッズ11校アンケート「満足」、「どちらかといえば満足」の合計 51.5%	目標 (平成 30 年度末)	70%	

3. 重点事業以外の関連事業

① 「施策(1) ワーク・ライフ・バランスの推進」

No.	事業	内容	担当課
01	ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携	ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を連携により様々な対象に向けて周知する。	男女社会 参画課
02	ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築	関係所管課担当者を構成員とする、ワーク・ライフ・バランス連携会議を設置する。	男女社会 参画課
03	◎イクメン講座	児童館において、父親向けの親子のふれあい遊びや、父親同士が交流する機会をつくることにより、育児の楽しさ・大切さや、育児に必要な地域と家庭力アップの方法を学ぶ場を提供する。	子ども政策課
04	中小企業の「一般事業主行動計画」策定支援	産業融資制度を利用する区内の中小企業者のうち、一般事業主行動計画策定企業、いたばし good balance 会社賞受賞企業に対し、利子補給割合を1割優遇加算する。	産業振興課
05	講座「働くことと育児を考える」	子育て中の方及びその支援者を対象に、働くこと・家事・育児について話し合い学習する機会を設ける。	生涯学習課
06	◎板橋区特定事業主行動計画	特定事業主として、板橋区に勤務する職員が「仕事と子育ての両立」及び「仕事と家庭の調和」がとれる職場環境の実現に向けた計画を公表し、企業としての規範を示す。	人事課

② 「施策(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり」

No.	事業	内容	担当課
01	すくすくカード事業	1歳未満の乳児を子育てしている保護者に対して、子育ての負担を軽減することを目的に、多様な子育て支援サービスを選択して利用できる「すくすくカード」を配付する。	子ども家庭 支援センター
02	「赤ちゃんの駅」の認定	乳幼児のいる保護者の子育て支援の一環として、オムツ替え、授乳、育児相談などで立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として認定する。	子ども家庭 支援センター
03	青少年健全育成・地域社会環境浄化事業	区内 18 地区の青少年健全育成地区委員会に青少年健全育成事業、地域社会環境浄化事業を委託し、地域による活動を推進する。	地域教育力 推進課
04	◎児童館小学生向け事業	多目的室等を小学生用に確保し、コミック本、盤ゲーム等の遊びを提供し、これらの遊びを通じた指導や見守り、子ども同士の交流の声かけなど、健全育成に関わる支援を行う。	子ども政策課
05	3・4・5歳児親子プログラム	3～5歳児（主に幼稚園児）の親子を対象として、平日の午後に週2回程度、親子で楽しめるプログラムを児童館で実施し、幼児の健全育成と親子の居場所づくりを行い、在宅子育て支援の充実を図る。	子ども政策課

No.	事業	内容	担当課
06	一時保育集中管理事業	乳幼児を育てている区民が、区が実施する講座等の学習機会に安心して参加できるよう、各課（所）が保育付事業を行う際に、教育委員会に登録している一時保育者の派遣を行う。保育付事業の拡大・拡充及び事務の効率化を図る。	生涯学習課
07	年齢別の親学講座	家庭教育学級及び家庭教育講座や地域別子育て講座により、家庭の教育力向上を支援するとともに、受講後の自主グループの育成・活用を推進する。	生涯学習課
08	◇公園の新設・改修	区立公園・緑道の整備を進めるとともに、公園不足地域の解消を図る。	みどりと公園課
09	◎こども動物園	ポニーの乗馬体験や、ヤギやヒツジのエサやり、モルモットの抱っこ等、様々な動物とふれ合うことにより、動物愛護の精神を育む。	みどりと公園課
10	子ども医療費助成	保険診療範囲内で、入院・通院医療費の自己負担分を助成し、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援する。	子ども政策課
11	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、保護者に手当を支給する（所得制限あり）。	子ども政策課
12	住宅情報ネットワーク	ひとり親世帯や多子世帯を対象に、民間賃貸住宅の情報提供を行い入居を支援する。	住宅政策課
13	国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	日本語が十分でない区内在住外国人に対し、窓口や学校等での通訳や申請書等の翻訳を行う。	文化・国際交流課 (公財)文化・国際交流財団
14	外国語版母子健康手帳の交付	外国人妊婦の希望者に外国語版母子健康手帳を交付する。	健康推進課
15	◎子育て支援サービスの周知方法の工夫	保育園の案内や育児相談などの子育て支援サービス情報を多言語で作成し、情報を必要としている外国人に配布する。	保育サービス課 子ども家庭支援センター



新たな児童館の愛称 「CAP'S (キャップス)」

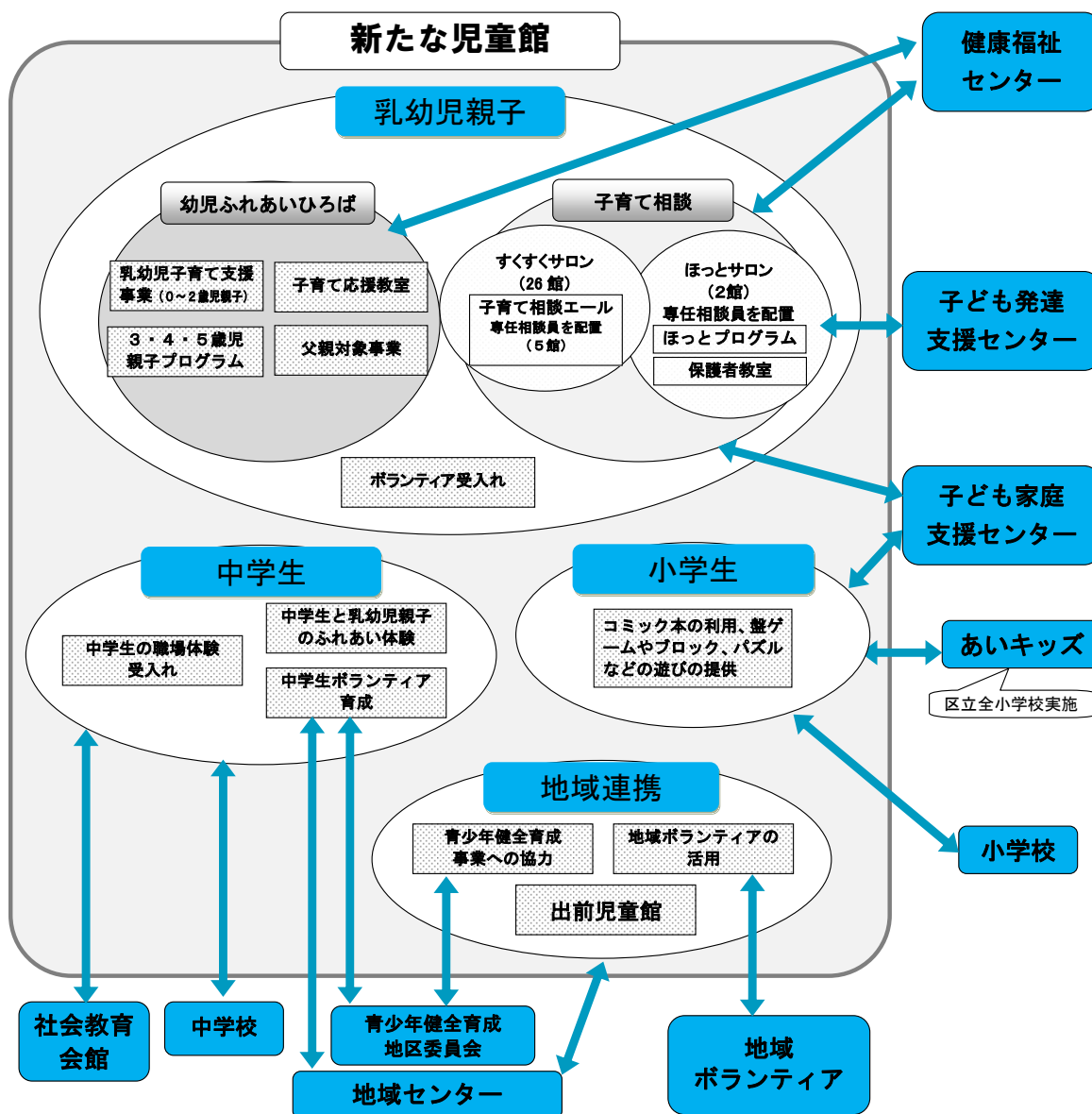
新たな児童館の愛称は、Children And Parents' Stationの頭文字をとって名づけたものです。この「CAP'S (キャップス)」は「親子の駅」といった意味で、出会いや交流などをイメージしています。

新たな児童館「愛称：CAP'S（キャップス）」で乳幼児親子への支援を更に充実します

これまでの児童館は、乳幼児親子と小学生期の利用者を主な対象に、遊びを通じた指導を行ってききましたが、平成27年4月からは「あいキッズ」の全校実施により、放課後の安心・安全な小学生の居場所が整備されました。

今後の児童館は乳幼児親子の居場所機能や相談機能を充実させた「新たな児童館」として運営していきます。乳幼児親子がゆっくり過ごせ、情報交換や仲間づくりができる「すくすくサロン」を平成28年度から全館に設置するほか、子育て相談や父親向けの事業、季節のイベントなど、楽しく安心して子育てに参加できる催しをより充実していきます。ぜひ、お気軽にご利用ください。




「新たな児童館」事業イメージ図



ライフステージ別事業一覧

この計画の掲載事業（245 事業）を施策・ライフステージごとに図で表しています。

基本目標	施策の方向性	ライフステージ	
		0~2歳	3~5歳
Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	Ⅰ-1 妊娠・出産・子育ての推進します	(1) 妊娠・出産の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■乳児家庭全戸訪問事業、■妊婦健康診査、特定不妊治療費助成、母子健康手帳交付、妊産婦訪問、母親学級・高経学級、女性歯科健診、妊婦高血圧症候群等医療費助成制度、産後の育児支援、育児支援ヘルパー派遣事業
		(2) 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦・出産ナビゲーション事業（いたばし版ネウボラ）、親子健康支援事業（プレママプレパパコース） 女性健康支援センター事業 離乳食講習会 幼稚園における子育て支援 ■いたばし子育てNAVIの充実、■子育て相談メール、子育て相談、子育てグループ育成・支援、多胎児親子グループ支援、乳幼児専用ルームすくすくサロン、子育てステップ事業、親子健康支援事業（乳幼児コース） 子育て応援教室、育児不安を抱える母親等への支援、板橋区子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の推進 子育て情報一元化の推進、子どもなんでも相談
	Ⅰ-2 誰もが希望するようけることが出来るように支援します	(1) 教育・保育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭福祉員事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、乳児ショートステイ事業、未就園児の保育 幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園教育環境整備費等補助、私立幼稚園協会への支援 ■保育施設の整備、■延長保育、補足給付事業、認定こども園の推進、病児・病後児保育、一時預かり、私立保育園中規模改修、児童福祉施設個別整備計画の推進、年末保育、認証保育所等保育料助成事業、幼稚園情報誌の作成 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業
		(2) 教育・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■保育施設指導検査、保育園における第三者評価、教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携、保育士研修の充 ■幼稚園・保育園・小学校交流合同研修
Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし	Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります	(1) 小児医療環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 療育医療給付 妊婦、乳児、1歳6か月、3歳、4-5歳児精密健康診査費助成 ■小児初期救急平日夜間診療 ■休日医科診療（内科・小児科）、結核児童療育給付、育成医療給付、大気汚染関連疾病医療券交付、休日歯科応急 乳幼児呼吸器健診、はじめての歯みがきひろば、離乳食訪問 4・5歳児健康診査、就学時健康診断 育児相談・出張育児相談、乳幼児健康診査、保育園・幼稚園児の健康診査、乳幼児歯科健診、「1歳6か月、3歳児」歯科健診、区立保育園における食物アレルギー対策、げんキッズ集団 ■出張歯みがき指導、■予防接種、健康相談事業、感染症定点観測調査、食育の推進、食育・健康クッキング教室
		(2) こころと体の健康づくりの推進	
	Ⅱ-2 子どもが安心して安全に取り組みます	(1) 交通安全・事故防止・災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ■げんきっ子トラフィックスクール 家庭内事故予防の情報提供、児童福祉施設の防災備蓄の配備 ■公園のユニバーサルデザイン化、道路の整備、自転車道の整備、放置自転車対策、ユニバーサルデザインの推進、
		(2) 犯罪等の被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡メールシステム（保育園緊急連絡メールシステム、学校等緊急連絡メールシステム） ■板橋セーフティ・ネットワーク、子ども安全パトロール
Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし	Ⅲ-1 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実	(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> あそびを通じた早期発達支援事業「あそびの会」 ■ほっとプログラム、乳幼児経過観察健診、乳幼児発達健康診査、要支援児保育 特別支援アドバイザー 障害児通所支援、心身障がい児健診 早期発見支援事業 臨床心理士による幼稚園巡回相談事業 ■要支援児保育巡回指導、発達支援のための親の会、乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット） 障がい児療育事業・通所訓練事業 巡回指導講師の配置 障がい児余暇活動支援事業
		(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子ども発達支援センター事業

 小学生	 中学生	 高校生以上	施策
			(1) 妊娠・出産の支援の充実 (13事業)
			(2) 子育て支援の充実 (15事業)
			(1) 教育・保育事業の推進 (22事業)
			(2) 教育・保育の質の向上 (5事業)
			(1) 小児医療環境の充実 (8事業)
			(2) 心と体の健康づくりの推進 (22事業)
			(1) 交通安全・事故防止・災害対策 (11事業)
			(2) 犯罪等の被害の防止 (11事業)
			(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実 (12事業)
			(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備 (11事業)

「■」は重点事業

基本目標	施策の方向性	ライフステージ	
		0~2歳	3~5歳
III いたばし すべての子どもが 健康やかに育つまち	III-2 子どもを虐待から 守ります	(1) ひとり親家庭・ 生活困窮家庭等へ の支援の充実 (2) 児童虐待の発 生予防・早期発見・ 早期対応	<p>保健指導票</p> <p>病児（病夫）控除のみなし適用、ひとり親家庭ホームヘルプサービス</p> <p>■ひとり親家庭自立支援給付金、ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業、生活困窮者自立支援事業、母子生活支援</p> <p>■養育支援訪問事業</p> <p>■虐待防止支援訪問事業、児童虐待相談、親プログラム、精神科医による虐待専門相談、見守りサポート事業、児童</p>
	IV 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし	IV-1 これからの社会を 生き抜く力を養成し ます (2) 読書活動、体 験活動、キャリア教 育、環境・文化・芸 術活動やスポーツ 等の推進	<p>ICT教育の推進のための支援</p> <p>家庭教育支援にかかる連絡会</p> <p>ブックスタート事業</p> <p>出前講座、ひよこ・たぬきアトリエ</p> <p>区立体育施設運営の充実</p> <p>職業体験学習</p> <p>いたばしポロニー子ども絵本館事業、いたばしポロニー子ども絵本館PRイベント、中央図書館の改築</p>
	IV-2 自信をもって大人へと 成長するよう支 援します	(1) 日常生活能力 の習得と次代の親 の育成 (2) 非行防止、い じめ・不登校への 対応強化	<p>■生活習慣チェックシートの配布・活用</p> <p>不登校対策の充実</p> <p>教育相談の充実</p>
V 子育てでみんなが協力するまち いたばし	V-1 子どもが誇りを 持つまち	(1) 安心・安全・魅 力ある学校づくり (2) 子どもの育ち を支える地域づくり	<p>保幼小中連携教育の推進、教員研修の充実</p> <p>大学との協働による地域子育て支援拠点事業「森のサロン」、子育てネットワークの充実</p> <p>教育人材支援コーディネート事業</p> <p>出前児童館</p> <p>■子育て支援員の活動支援、子育て記念日、健康づくり栄養サポートグループへの支援</p> <p>お話し会</p> <p>学校施設開放、読書活動ボランティアの育成</p>
	V-2 「子育てするなら いたばし」を 実現します	(1) ワーク・ライフ・ バランスの推進 (2) 子育て世帯に とって魅力あるまち づくり	<p>イクメン講座</p> <p>■親の一日保育士体験</p> <p>■ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰、ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携、ワーク・ライ</p> <p>すくすくカード事業、「赤ちゃんの駅」の認定、外国語版母子健康手帳の交付</p> <p>③・④・⑤歳児親子プログラム</p> <p>■児童館乳幼児子育て支援事業、一時保育集中管理事業</p> <p>子ども医療費助成、児童手当、年齢別の親学講座</p> <p>公園の新設・改修、こども動物園、住宅情報ネットワーク、国際交流員・読学ボランティアによる通訳・翻訳、子育て</p>

小学生	中学生	高校生以上	施策
<p>■学習支援事業「まなぶ一歩」、次世代育成支援（高校受験対策、塾代支給等）、就学援助</p> <p>母子及び父子福祉資金、女性福祉資金</p> <p>奨学資金</p> <p>福祉施設、家賃等債務保証支援事業、ひとり親家庭休養ホーム、児童育成手当、児童扶養手当、ひとりの親家庭等医療費助成</p>			<p>(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実（18事業）</p>
<p>虐待防止ケアシステム研修会、要保護児童対策地域協議会</p>			
<p>■授業用ICT機器の整備、■確かな学力を定着させるフィードバック学習方式</p> <p>小学校における英語教育の充実 中学生勉強会</p>			<p>(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成（6事業）</p>
<p>■教育科学館の理科支援、小学生美術鑑賞教室 中学生ボランティア活動の支援事業</p> <p>■フロススポーツチーム・トップアスリートによる教室、読書啓発事業</p> <p>ハケ岳自然教室、障がい者理解促進事業、教育科学館事業、エコポリスセンター事業、橘村圖読館事業</p>			
<p>中学生と乳幼児親子のふれあい事業</p> <p>赤ちゃん抱っこ事業、エイズ等性感染症予防教育</p> <p>■若者サポートステーション、中学・高校生の子育て体験事業</p> <p>（仮称）「スマートフォン・携帯電話等端末使用ルール」</p>			<p>(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成（7事業）</p>
<p>■板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施、■スクールソーシャルワーカーの拡充・活用、スクールカウンセラー</p> <p>ひきこもり相談</p>			
<p>■学校支援地域本部事業、■魅力ある学校づくりの推進、学校運営連絡協議会、PTA活動の支援、科学教育の充実、大規模改修、学校施設の非構造部材耐震化</p> <p>ふるさと文化伝承事業、ジュニアIT学習支援</p> <p>いきいき寺子屋プラン、職場体験学習（小中学生向けインターンシップ）、郷土芸能のつどい、赤塚ふるさと事業</p> <p>■青少年スポーツ指導者講習会、生涯学習出前講座</p>			<p>(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり（9事業）</p>
<p>フ・バランス推進のための全庁的な体制の構築、中小企業の「一般事業主行動計画」策定支援、板橋区特定事業主行動計画、誘導</p>			
<p>■板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」、児童館小学生向け事業</p> <p>青少年健全育成・地域社会環境浄化事業</p> <p>支援サービスの周知方法の工夫</p>			<p>(2) 子どもの育ちを支える地域づくり（18事業）</p>
<p>■ワーク・ライフ・バランスの推進（8事業）</p>			
<p>■ワーク・ライフ・バランスの推進（8事業）</p>			<p>(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり（17事業）</p>
<p>■ワーク・ライフ・バランスの推進（8事業）</p>			

「■」は重点事業

第5章



計画の推進

1. 計画の推進にあたって ～子ども未来応援宣言～

子どもは未来への希望です。子どもが夢と希望を持ち、自分らしく、心豊かに育つことはわたしたちの願いです。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭の子育て力が低下していると言われていました。また、少子化の進行や就労形態の多様化などにより、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況の中、「子育て安心」ビジョン及び「魅力ある学び支援」ビジョンを実現するためには、仕事と家庭生活の調和を図るとともに、子どもを産み育てたいと願う人の負担や不安、孤立感をできるだけ緩和することが大切です。そして、社会全体で子育ての喜びを理解し、分かち合い、みんなで育て合い、支え合い、ふれ合うなかで、次代を担う子どもの成長を見守っていくとともに、子ども自身の成長する力を引き出すことが必要であり、親として成長する過程への支援を通じて自らも育っていくことが重要です。

私たちが暮らす板橋区では、この計画の基本理念である「いたばしで未来のおとなが育っています～みんなの力で 人づくり・まちづくり～」及び5つの基本目標のもと、子どもの視点に立ち、行政、企業、地域など、すべての主体がネットワークを結び、世代を超え、主体を超えて、“未来のおとな”の育ちに夢と希望を託すため、お互いに助け合い、育ち合っていくことをめざします。

2. 板橋区の役割

(1) 計画の着実な推進

- 計画に掲載した施策を円滑に実施し、目標を達成していくため、「板橋区子ども・子育て支援本部」及び「板橋区次世代育成支援連絡調整会議」で総合的な調整を行い、効果的に推進していきます。
- 近隣自治体との連携や先進事例の調査研究に努めるとともに、PDCAサイクルによる不断の改善に取り組みます。

(2) 事業者・関係機関・団体・企業との連携・協働

- 子育て支援に関わる様々な事業者・関係機関・大学・団体等との連携をより深く進めるとともに、より多くの団体と協働できる体制の整備を図ります。

- 計画の考え方を周知し、事業者などの参加を積極的に働きかけるなど、各事業において多くの事業者等が参加できるよう、適切な情報提供を図り、連携・協働を進めます。

(3) 持続可能な施策の推進

- 持続可能な施策として推進するため、緊急性の高い施策や区民のニーズ等により選択と集中を図り、限りある経営資源（人材・組織・財源）を集中的・効果的に投入します。
- 区民ニーズの変化に伴う新たな課題や国・東京都における新規施策、社会経済情勢や行財政を取り巻く環境の変化など、見直しの必要性が生じた場合は、的確かつ柔軟に対応しながら、適宜、見直しを行います。

(4) 区民の目線に立った施策の推進

- 切れ目ない支援を実現するために各部署において緊密な連携を図るとともに、子どもの貧困対策やユニバーサルデザインなどの広い分野に跨る課題に対しても組織横断的に一丸となって取り組みます。
- すべての子育て家庭が必要な支援を適切に受けることができるよう、ライフステージに合わせた情報発信や、広報紙やインターネットなどの多様な方法による情報提供に努めるとともに、子育て情報のパッケージ化などにより、分かりやすい情報発信に努めます。
- 子育て家庭、子育てに係る関係団体や地域の理解と協力が重要であることから、ホームページへの掲載、公共施設などにおける計画書の閲覧などにより計画を広く周知するとともに、進捗状況を公表します。

3. 各主体の期待される役割

(1) 家庭の役割

- 家庭は子どもの成長にとって基本となるよりどころであり、安心・安全な居場所です。父母等保護者は子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、愛情をもって育み次代の大人を育てる役割を担っています。

- 自立した大人に成長していくうえで欠かせない社会生活に必要な規範意識や基本的な生活習慣を教える役割を担っています。
- 地域は子どもの大切な遊びの場であり、居場所でもあります。保護者にとっては、子育ての相談に応じたり、手を貸したりするなど支え合いのよりどころでもあります。保護者は地域住民の一員として、互いに支え合う役割を担っています。

(2) 地域・区民の役割

- 地域住民や子育て支援団体など区民一人ひとりが未来を担う子どもを育むという意識をもち、子どもが健やかに成長していけるよう、区と連携・協働し、地域の子育て力・教育力を維持・向上させる役割を担っています。
- 区と連携・協働し、地域ぐるみで犯罪や事故、災害、貧困から子どもを守るまちづくりを推進する役割を担っています。また、児童虐待防止法により国民の通告が義務づけられており、異変を感じたら児童相談所や子ども家庭支援センターなどに通告する役割を担っています。

(3) 事業主の役割

- 子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、育児休業や子どもの看護休業の取得、短時間勤務など職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境を整備する役割を担っています。
- 環境保全、社会貢献、消費者保護などの社会的責任や、子どもの就業体験の受入など未来を担う人材育成の役割を担っています。
- 社会的責任の一貫として、次世代法に基づく一般事業主行動計画（雇用する労働者（1年以上継続雇用のパートや契約社員含む）100人以下は努力義務）を策定・届出し、計画的なワーク・ライフ・バランスを推進する役割を担っています。また、女性活躍推進法¹²に基づく一般事業主行動計画を策定・届出し、長時間労働の是正をはじめとする働き方の改革や男女を問わず子育てに向き合う職場風土改革なども推進する役割を担っています。

¹² 女性活躍推進法：

正式名は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、平成27年8月28日に可決成立しました（10年間の時限立法）。この法律により、国や地方公共団体、労働者（1年以上継続雇用のパートや契約社員含む）301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務づけています（300人以下は努力義務）。

4. 進行管理

(1) 板橋区子ども・子育て会議による点検と助言

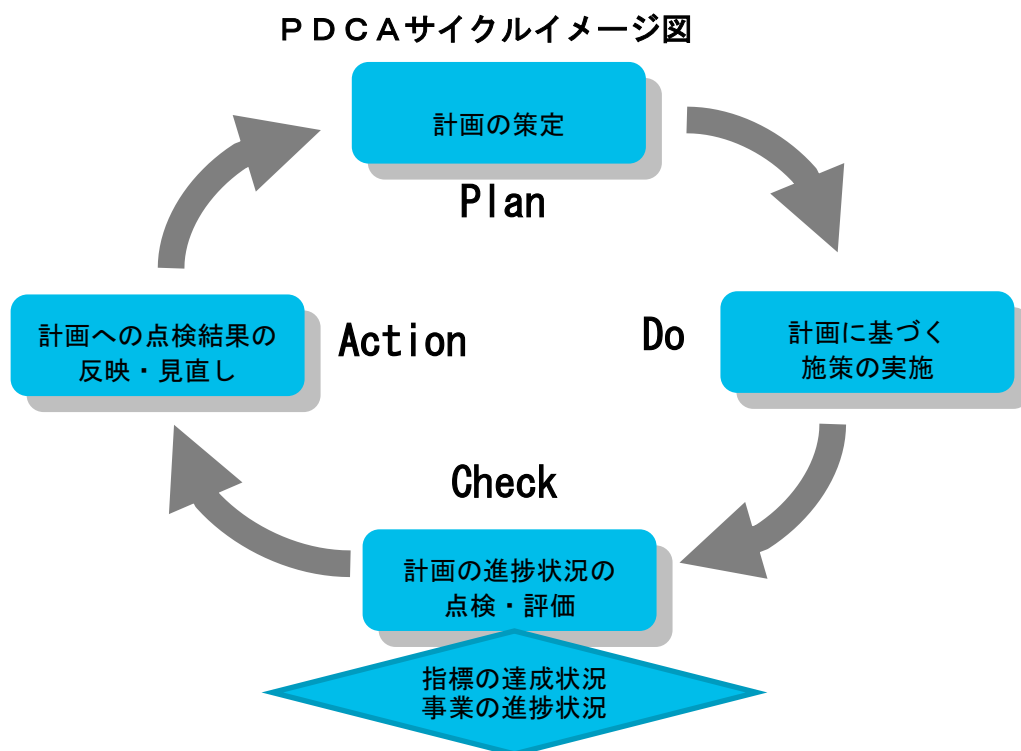
- 公募委員、関連団体・関係機関の代表及び学識経験者などで構成する「板橋区子ども・子育て会議」において計画の実施状況の把握、点検を行います。

(2) 指標による評価と進行管理

- 計画の進捗状況を点検するため、基本目標ごとに目標年度に達成をめざす指標を設定し、主要施策の点検を行います。
- 「板橋区子ども・子育て支援本部」及び「板橋区次世代育成支援連絡調整会議」において、施策の進捗状況を把握・点検します。
- PDCAサイクル（策定－実施－評価－見直し）により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。

(3) 計画の進捗状況の公表

- 計画の推進に向けて、子育て家庭や子育てに係る関係団体、地域の理解と協力が重要であり、そのためには行動計画に関する情報提供が大切になってきます。このため、計画の主要施策の進捗状況について毎年度公表し、情報の共有化を図りながら区民参加が得られるよう努めていきます。



資料編



1. 策定経過

板橋区子ども・子育て支援本部審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成27年 5月26日	1. 次世代育成推進行動計画の推進体制について 2. 次世代育成推進行動計画の基本目標・施策体系について
第2回	平成27年 8月24日	1. 次世代育成推進行動計画（後期計画）の進捗・評価について 2. 新次世代育成推進行動計画の骨子案について
第3回	平成27年 10月28日	1. 次世代育成推進行動計画（素案）について
第4回	平成28年 1月25日	1. 次世代育成推進行動計画（素案）に対するパブリックコメントについて 2. 次世代育成推進行動計画（案）について

板橋区子ども・子育て会議審議経過

回数	開催日	審議内容
平成27年度 第1回	平成27年 5月25日	1. 次世代育成推進行動計画の策定体制について 2. 次世代育成推進行動計画の基本目標・施策体系について 3. 保育定員について 4. 待機児童数について 5. 板橋区における子ども・子育て支援新制度の進捗状況について
第2回	平成27年 9月2日	1. 次世代育成推進行動計画（後期計画）の進捗・評価について 2. 新次世代育成推進行動計画の骨子案について
第3回	平成27年 10月8日	1. 次世代育成推進行動計画（素案）について
第4回	平成28年 1月19日	1. 次世代育成推進行動計画（素案）に対するパブリックコメントについて 2. 次世代育成推進行動計画（最終案）について 3. 特定教育・保育施設の利用定員、特定地域型保育事業の利用定員の設定について

2. 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

	氏名	所属団体等	役職	任期
1	片岡 輝	学識経験者（東京家政大学名誉教授）	会長	H25.12～
2	吉田 正幸	幼児教育・保育専門誌「遊育」代表取締役	副会長	H25.12～
3	鈴木 育夫	板橋区医師会	委員	H25.12～
4	柳井 繁	板橋産業連合会	〃	H25.12～H27.10
	緒方 慎一	板橋産業連合会	〃	H27.11～
5	関谷 公二	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	〃	H25.12～H26.4
	古谷 茂	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	〃	H26.5～H27.8
	細井 昭夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	〃	H27.9～
6	正田 道子	板橋区民生・児童委員協議会	〃	H25.12～
7	小笠原 隆浩	板橋区立中学校PTA連合会	〃	H25.12～H27.4
	吉田 泰子	板橋区立中学校PTA連合会	〃	H27.5～H27.10
	浅見 亨	板橋区立中学校PTA連合会	〃	H27.11～
8	加藤 芳和	板橋区立中学校長会	〃	H25.12～
9	峯 敦	板橋区立小学校PTA連合会	〃	H25.12～H27.4
	佐々木 美樹	板橋区立小学校PTA連合会	〃	H27.5～H27.10
	石掛 知宏	板橋区立小学校PTA連合会	〃	H27.11～
10	宮崎 篤	板橋区立小学校長会	〃	H25.12～H27.8
	山野辺 泰子	板橋区立小学校長会	〃	H27.9～
11	星野 直美	板橋区私立幼稚園PTA連合会	〃	H25.12～H27.8
	東名 啓予	板橋区私立幼稚園PTA連合会	〃	H27.9～
12	橋本 信子	板橋区私立幼稚園協会	〃	H25.12～
13	鈴木 節子	板橋区私立保育園園長会	〃	H25.12～H26.5
	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	〃	H26.7～
14	野原 恵	障がい者団体	〃	H25.12～H27.10
	谷田 千穂	障がい者団体	〃	H27.11～
15 ～ 17	加藤 洋美	区民委員	〃	H25.12～H27.10
	丸山 幸恵	区民委員	〃	H25.12～H26.1
	五十嵐 文敏	区民委員	〃	H25.12～H27.10
	吉澤 貴子	区民委員	〃	H27.11～
	小川 扶季	区民委員	〃	H27.11～
	瀧澤 隆之	区民委員	〃	H27.11～

3. 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日 東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の付属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）により、総合的かつ効果的に推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。また、支援本部では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条に定める基本理念に則り実施する支援（以下「次世代育成支援」という。）の推進も目的とする。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、東京都板橋区庁議規程（昭和40年東京都板橋区訓令甲第27号）第2条に定める庁議の構成員とする。
- (6) 前項の規定にかかわらず、本部長は特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援及び次世代育成支援に係る諸施策の協議並びに推進に関すること。
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に関すること。
 - (4) その他子ども・子育て支援及び次世代育成支援に係る重要な事項に関すること。
- 2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。
- (1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき。
 - (2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。
 - (3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。
- 3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、板橋区組織規則で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第1に掲げるところによる。

3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。

4 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

5 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱（平成16年5月10日区長決定、同日施行）及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱（平成25年5月14日区長決定、同日施行）は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

(別表第1) 子ども・子育て支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
経営改革推進課長
財政課長
IT 推進課長
人事課長
健康推進課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て戦略・待機児担当課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
学校地域連携担当課長

(別表第2) 次世代育成支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
男女社会参画課長
スポーツ振興課長
産業振興課長
健康推進課長
福祉部管理課長
障がい者福祉課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て戦略・待機児担当課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
生涯学習課長
指導室長
学校地域連携担当課長